

平成28年 3月 9日

平成28年 3月10日

標 茶 町 議 会
平成28年度標茶町各会計
予算審査特別委員会記録

於 標茶町役場 議場

標茶町議会平成28年度標茶町各会計予算審査特別委員会記録目次

第1号（3月9日）

開会の宣告	3
委員長の互選	3
副委員長の互選	4
付議事件	
議案第18号 平成28年度標茶町一般会計予算	5
議案第19号 平成28年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算	5
議案第20号 平成28年度標茶町下水道事業特別会計予算	5
議案第21号 平成28年度標茶町介護保険事業特別会計予算	5
議案第22号 平成28年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算	5
議案第23号 平成28年度標茶町病院事業会計予算	5
議案第24号 平成28年度標茶町上水道事業会計予算	5
総括質疑	
川村多美男君	39
平川昌昭君	50
鈴木裕美君	63
散会の宣告	67

第2号（3月10日）

開議の宣告	71
付議事件	
総括質疑	
渡邊定之君	71
黒沼俊幸君	77
櫻井一隆君	87
本多耕平君	93
松下哲也君	100
深見迪君	103
後藤勲君	112
閉会の宣告	120

平成28年度標茶町各会計予算審査特別委員会記録

○議事日程（第1号）

平成28年3月9日（水曜日） 午前10時00分 開会

付議事件

- 議案第18号 平成28年度標茶町一般会計予算
- 議案第19号 平成28年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算
- 議案第20号 平成28年度標茶町下水道事業特別会計予算
- 議案第21号 平成28年度標茶町介護保険事業特別会計予算
- 議案第22号 平成28年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第23号 平成28年度標茶町病院事業会計予算
- 議案第24号 平成28年度標茶町上水道事業会計予算

○出席委員（12名）

委員長	菊地誠道君	副委員長	後藤勲君
委員	櫻井一隆君	委員	熊谷善行君
〃	深見迪君	〃	黒沼俊幸君
〃	松下哲也君	〃	川村多美男君
〃	渡邊定之君	〃	鈴木裕美君
〃	平川昌昭君	〃	本多耕平君

○欠席委員（0名）

○その他の出席者

議長 館田賢治君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	森山豊君
総務課長	島田哲男君
企画財政課長	高橋則義君
企画財政参事	常陸勝敏君
税務課長	武山正浩君
管理課長	中村義人君

農 林 課 長	牛 崎 康 人 君
住 民 課 長	松 本 修 君
保 健 福 祉 課 長	佐 藤 吉 彦 君
建 設 課 長	狩 野 克 則 君
水 道 課 長	細 川 充 洋 君
育 成 牧 場 長	類 瀬 光 信 君
病 院 事 務 長	山 澤 正 宏 君
や す ら ぎ 園 長	春 日 智 子 君
農 委 事 務 局 長	村 山 裕 次 君
教 育 長	吉 原 平 君
教 委 管 理 課 長	穂 刈 武 人 君
指 導 室 長	佐々木 豊 君
社 会 教 育 課 長	伊 藤 正 明 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	佐 藤 弘 幸 君
議 会 事 務 局 次 長	中 島 吾 朗 君

(議長 館田賢治君委員長席に着く)

◎開会の宣告

○議長(館田賢治君) ただいまから平成28年度標茶町各会計予算審査特別委員会を開会いたします。

(午前10時00分開会)

◎委員長の互選

○議長(館田賢治君) 委員会設置後最初の委員会でありますので、委員長、副委員長の互選が必要であります。

委員長の互選は、委員会条例第9条第2項の規定により、年長の委員がその職務を行うことになっております。黒沼委員が年長委員でありますので、黒沼委員に委員長互選の職務をお願いしたいと思います。

休憩いたします。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時01分

(年長委員 黒沼俊幸君委員長席に着く)

○年長委員(黒沼俊幸君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ただいまの出席委員12名、欠席なしであります。

これより委員会条例第8条第2項の規定により、委員長の互選を行います。

互選の方法について発言を求めます。

本多君。

○委員(本多耕平君) 委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま本多委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員(黒沼俊幸君) ご異議ないものと認めます。

よって、委員長の互選は、本多委員からの指名推選に決定いたしました。

本多君。

○委員(本多耕平君) 委員長には菊地委員を推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

○年長委員(黒沼俊幸君) ただいま本多委員から、委員長に菊地委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○年長委員（黒沼俊幸君） ご異議ないものと認めます。
よって、委員長には菊地委員が当選されました。
休憩いたします。

休憩 午前10時02分
再開 午前10時03分

（委員長 菊地誠道君委員長席に着く）

○委員長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎副委員長の互選

○委員長（菊地誠道君） 続いて、副委員長の互選を行います。
互選の方法について発言を求めます。
本多君。

○委員（本多耕平君） 副委員長の互選については、指名推選とし、私から指名することでお諮り願います。

○委員長（菊地誠道君） ただいま本多委員から指名推選の発言がありました。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。
よって、副委員長の互選は、本多委員からの指名推選に決定いたしました。
本多君。

○委員（本多耕平君） 副委員長には後藤委員を推薦しますので、よろしくお取り計らい願います。

○委員長（菊地誠道君） ただいま本多委員から、副委員長に後藤委員の指名がありました。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。
よって、副委員長には後藤委員が当選されました。
休憩いたします。

休憩 午前10時04分
再開 午前10時06分

○委員長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

◎議案第18号ないし議案第24号

○委員長（菊地誠道君） 本委員会に付託を受けました議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号を一括議題といたします。

議題7案は、本会議で内容の説明を受けておりますので、直ちに質疑を行います。

質疑は、逐条質疑と総括質疑に分けて行います。

なお、議案第18号から議案第22号までの歳入歳出予算は歳入と歳出に分け、議案第18号の歳出は款ごとに行います。

初めに、議案第18号、一般会計予算、第1条、歳入歳出予算の歳出から行います。

1款議会費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、2款総務費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

松下君。

○委員（松下哲也君） 5目の13節と14節、49ページですけれども、きのうの説明の中でちょっと私聞き漏らしたので、再度お聞かせいただきたいと思います。

まず、13節の業務委託料908万1,000円ですけれども、前年度から比べまして230万円ほどふえているのですけれども、このことについてなぜかということをお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 管理課長、中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。

業務委託料908万1,000円の中身でございますが、基金事業におきます業務委託料が593万5,000円、草刈り等の業務委託料が164万6,000円、町有施設内にあります立木等の伐採、枝払い等の経費として150万円を見込んでおります。

○委員長（菊地誠道君） 松下君。

○委員（松下哲也君） わかりました。

続きまして、15節工事請負費の中の解体工事請負費1,300万円、これはどういうことなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 管理課長、中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えいたします。

工事請負費の解体工事請負費でございますが、内容につきましては、川上町にあります青少年体育館の解体工事の費用となっております。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

後藤君。

○委員（後藤 勲君） 今、松下君のあれと重複するのですけれども、この解体工事請負費の1,300万円というものについて、もう少し詳しく教えていただきたいと思います。

これ当初予算では900万円になっていたはずなのですけれども、今回この1,300万円と

というのがここに載っかってきて400万円ほど多くなっているのですけれども、これらについて青少年の体育館の解体ということでしょう。だけれども、それ。

(「今は当初予算」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) 休憩いたします。

休憩 午前10時11分

再開 午前10時11分

○委員長(菊地誠道君) 休憩前に引き続き委員会を開きます。続行いたします。

管理課長、中村君。

○管理課長(中村義人君) 1,300万円の中身についてですけれども、解体ということで解体する作業工程の費用ですとか、あとは解体後の廃材等の処理費を含め、また整地等の部分も考えて見積もっておりまして、解体後、整地をしまして、社会福祉協議会に隣接しているものですから、車両等の置けるような整地の仕方を考えております。

○委員長(菊地誠道君) 後藤君。

○委員(後藤 勲君) 今ちょっとびんどこないのですけれども、後で総括の中でもう少し詳しく聞きたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

○委員長(菊地誠道君) ほかにご質疑ございませんか。

熊谷君。

○委員(熊谷善行君) 同じ15節の補修工事請負費の、概略でも結構ですので、内訳をお願いします。

○委員長(菊地誠道君) 管理課長、中村君。

○管理課長(中村義人君) お答えしたいと思います。

補修工事費6,300万円の中身でございます。が、これについては町有施設等の基金の関係の工事費となっております。施設名ごとの工事費につきましては、今簡単に述べさせていただきたいと思っております。

まず1件目が、虹別オートキャンプ場のコテージの改修を考えておりまして、金額的には900万円と見積もっているのですが、中身につきましては、現地調査を考えながら、ほかの物件の修理等の工事等の中身と調整をいたしまして、金額的には変わる可能性があると思っております。

次に、久著呂農村環境改善センターの外部塗装、屋根、壁等の塗装の改修工事が400万円、それから、トレーニングセンターの中にありますバスケットボールの交換、これにつきましては、競技の基準が変わりまして、それでその部分の取りかえという形になります。それから、隣に併設してありますふれあいプラザの防球ネット、これも建設当時からもう何十年もたちまして古くなってきていますので、取りかえ工事をしたいと考えております。また、トレーニングセンターとふれあいプラザゆうにつきましては、も

しもほかに補助事業等で補助メニューが見つかった場合には、そちらのほうに振り向けたいという考えでおります。

次に、多目的運動広場のバックネットの改修を考えておりまして、300万円ほどの予定でおります。

次に、開発センター暖房設備の改修ということで、相当古くなってきておりますので、改修費として700万円ほど見積もっております。

次に、1号温泉井戸、これは野球場のところにある部分、やすらぎ園ですとか、駒ヶ丘荘、プール等で使っている部分でございますが、その水中ポンプ等の交換を考えております。

続きまして、塘路湖休憩施設は、カヌーステーションのところなのですが、その部分の外部デッキにつきましては、平成27年度で補修等を行いました。その残っている部分の屋根外装等の補修工事でありまして、金額的には900万円を見込んでおります。

次に、西別岳山小屋については、入り口、山小屋へ入るところのデッキの部分なのですが、木材等が少し腐り始めていますので、安全確保のためにデッキの部分の改修工事を考えておりまして、金額的には150万円ほどを見込んでおります。

それから、職員住宅の関係でありますけれども、相当職員住宅につきましても、もう40年以上経過している部分がほとんどでございますので、屋根等の塗りかえですとか、補修、風呂等の改修を含めまして440万円ほどを見込んでおります。

次に、一般住宅の改修といたしまして1,200万円ほど、この一般住宅につきましても、一般住宅になる前は各学校の教員住宅で廃校になった部分を一般住宅として大体使っているのですけれども、その補修等を考えておりまして、それから川上公住の大規模改修を見込みまして、そのために、その部分で仮移転先の一般住宅の改修も含めまして1,200万円を見込んでおります。

それから、予備費として590万円を見込んでいまして、総額6,300万円となっております。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

本多君。

○委員（本多耕平君） 50ページのところで、8目19節で交通安全協会負担金2万6,000円出ています。次の51ページの10目19節のところに交通安全協会負担金、同じく11万円出ております。これの異なる点をお聞きしたいことと、もう一点、この交通安全協会推進協議会への670万円ばかり支出がございますけれども、これの趣旨、内容等についての説明をお願いいたします。

○委員長（菊地誠道君） 総務課長、島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えいたします。

8目19節交通安全協会負担金2万6,000円、これにつきましては、それぞれ事業所で安全運転管理者を設置することとなっております。それで、事業所の所有する台数に

よって安全管理者、それから副安全管理者、それぞれ設けることと法定上なっておりますが、私どもで設置している管理者が9名ございまして、その分の負担金となっております。

それから、下の10目交通安全対策費の19節負担金補助及び交付金の交通安全協会の負担金11万円となっておりますが、これについては、町内の安全運転協会設置してございますけれども、その部分の運営の補助金となっております。ご案内のように、安全運転協会につきましては、町内のそれぞれ事業所が参画して協会をつくってございます。トラック協会、土木業協会、それから建築業の関係、それから農協等を含めて、また各町内会にもそれぞれ役員で参画して、町内一円となった安全運転協会としての交通安全対策を行っているところであります。それに対しての補助金ということでご理解いただきたいと思っております。

それから、3点目の交通安全推進協議会の補助金でありますけれども、こちらについては町内全体の交通安全対策として安全運転推進協議会として設置してございます。ご案内のように、推進協の中身としましては、それぞれ年間を通して安全運転の普及活動を行ってございます。これに基づいて各事業を推進しているわけなのですが、主に春の交通安全運動、それから夏の交通安全運動、各期別の交通安全運動を初めとして、それぞれ輸送繁忙期の交通安全対策、それから歳末特別警戒のパトライト作戦等を含めて、学校の通学等についても街頭指導を行っているところであります。こういった交通安全活動の町内各団体が参画しながら、この協議会に基づいて総体的に交通安全運動をしているということでご理解をいただきたいと思っております。それに対しての補助金ということでご理解いただきたいと思っております。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 再度繰り返しますけれども、では、8目のほうの負担金については、本町から出ている運転手9名の方々の負担金というふうに理解してよろしいですね。

では、10目のほうの運営のこの補助金負担金というのは、事業者、役場としての一事業者といいますか、団体としての負担金ということで捉えてよろしいのですね。

○委員長（菊地誠道君） 総務課長、島田君。

○総務課長（島田哲男君） 10目の交通安全対策費の交通安全協会については、先ほど申し上げたトラック協会だとか各事業所がそれぞれ交通安全対策を行ってございます。それに対しての協会をつくっていますので、その団体に対しての補助金ということでご理解いただきたいと思っております。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） ということは、この670万円を補助金として出しておりますけれども、協会自身の運営費、いわゆる事業費というものは総体の中で出されているのですか、それともこの中だけで運営されているのでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 総務課長、島田君。

○総務課長（島田哲男君） 交通安全協会、これは一つの団体です。これが各事業所、車の所有しているそれぞれ事業所ということでご理解いただきたいと思いますが、その団体でその協会をつくってございます。この団体も上部団体がございまして、全道にもこの交通安全協会というのがそれぞれ各町村にはございます。そういった部分での組織という部分で事業所が集まって、それぞれ事業所のできる交通安全対策を行っているということでご理解いただきたいと思います。

それで、交通安全推進協議会、こちらについては交通安全協会のほうも実際にはこの加盟団体には入っているのですが、さらに、この推進協議会、本町も含めて町全体の交通安全対策をどうするかというのは町内会を含めてもそうですし、各団体がそれぞれ協議会の推進協議会のほうに集まっていたいて、町内総ぐるみで交通安全の対策をしているということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） ごめんなさい。負担金とその協会と協議会というのは、私ちょっと理解がなかったので、最後にお聞きいたします。

推進協議会自身の運営というのは、いわゆる事業を進めるための、推進していくための事業費といいますか、運転資金といいますか、そういうものはどこから捻出されているのでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 総務課長、島田君。

○総務課長（島田哲男君） 交通安全推進協議会、町からの補助金で運営されています。

○委員（本多耕平君） はい、わかりました。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 2款12目18節の車両購入費の数字、どのような車両なのか、お答えください。

○委員長（菊地誠道君） 管理課長、中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。

備品購入費の車両購入費でございますけれども、982万5,000円ですが、公用車の購入でございまして、台数で言いますと5台を予定しておりまして、どういった車を考えているかといいますと、小型乗用1,500ccクラスのFFの車1台、それから軽四輪車のFF車が1台、それから軽四輪の4WD車、ジープタイプのものも含めまして2台、それからもう一台につきましては、ワゴン車8人乗り1台を考えておりまして、計5台となっております。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 54ページ、13日電算管理費の一番下の新規事業ということで、

地方公共団体情報システム機構負担金、よく理解できないので、どのような団体にするのか伺いたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 総務課長、島田君。

○総務課長（島田哲男君） 地方公共団体情報システム機構負担金、昨年度というか、今年度ですけれども、マイナンバーでそれぞれカードの通知あるいはこれからカードの部分で作成している横文字でJ-L I S（ジェイリス）という団体、ここが委託先なのです。その委託先の負担金ということでご理解いただきたい。実際にはカードの通知、それから通知カードの作成から、それから自治体の部分を通してやっているのですが、これが作成している委託先なのです。その名前が日本語で言うと、地方公共団体情報システム機構という、この団体に委託して、実際には国からの補助金がうちのほうに入ってきますけれども、こちらの委託先にそれぞれ支払うという形であります。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

平川君。

○委員（平川昌昭君） 60ページの地籍調査費の中で、予算説明資料では地籍成果活用・統合型G I S推進ということで、これ主な事業ですが、多分、測量委託料の中に入ってくるのかなと思いますが、その確認と、この地籍成果活用、どこまで進んで、今年度の主な事業内容と教えていただきたいと。

○委員長（菊地誠道君） 管理課長、中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。

委託料の中の測量委託の中身でございますけれども、地籍調査事業の測量の部分につきましては545万4,000円で、地籍調査等の成果等の予算につきましては200万円を考えておりまして、合計で745万4,000円となります。

それから次に、地籍調査等成果の活用ということでございますが、現在、地籍の成果の活用といたしましては、町役場の内部で使っておりますG I S、統合型G I Sといたしますが、その中の部分で利用しておりまして、そのG I Sというのがどういうものかといいますと、役場内部にあります土地の情報ですとか、航空写真、それから町道の関係ですとか、そういったデジタルデータですとか、ペーパーも含めまして、パソコンの中で職員全員が見られるというシステムがあります。その部分に成果を利用しております。以上です。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

川村君。

○委員（川村多美男君） 総務費の一番下から2番目の地域間交流事業の部分ですが…

（「ページ数は」の声あり）

○委員（川村多美男君） 資料の11ページ。地域間交流事業、これ、ふるさと会、合宿誘致等となっているのですが、ふるさと会は東京のほうという認識でいいのでしょうか。

- 委員長（菊地誠道君） 企画財政課長、高橋君。
- 企画財政課長（高橋則義君） 地域間交流事業の中のふるさと会の対象ですが、東京ふるさと会であります。
- 委員長（菊地誠道君） 川村君。
- 委員（川村多美男君） 札幌は今ふるさと会というのは行っていないのでしょうか。
- 委員長（菊地誠道君） 企画財政課長、高橋君。
- 企画財政課長（高橋則義君） 札幌ふるさと会については、現在、活動しておりません。
- 委員（川村多美男君） わかりました。
- 委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。
- （「なし」の声あり）
- 委員長（菊地誠道君） なければ、3款民生費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。
- 鈴木君。
- 委員（鈴木裕美君） 73ページのふれあい交流センターのトイレの改修ということなのですが、これは2階のトイレの改修ということで理解していいのでしょうか。例えば、以前申し上げましたが、子供のトイレを設置するとかという、そういう内容なのでしょうか。
- 委員長（菊地誠道君） 保健福祉課長、佐藤君。
- 保健福祉課長（佐藤吉彦君） ふれあい交流センターにつきましては、女子トイレのウォシュレットが当初から老朽化してしまっていて、その3台の取りかえということで予算を計上しております。
- 昨日、内容説明のときに工事請負費の説明でトイレの改修とあったのですが、正確に申し上げますと、先ほど申し上げました修繕料のほうが、ただいま申し上げましたトイレの改修の分です。今回の工事請負費につきましては、ふれあい交流センターの電話機が開設当時から更新されていませんで、17年経過していますので、電話交換機の機械を更新するという内容でございます。昨日の説明を訂正させていただきたいと思っております。
- 委員長（菊地誠道君） 鈴木君。
- 委員（鈴木裕美君） 理解しましたが、以前に、トイレにこだわるわけではないのですが、子育て支援のほうでの2階で活動されておりますよね。そこで子供用のトイレがないということで、親御さんから不便さを感じているということをしたしか私申し上げたことがあったと思うのですが、その辺は考慮されなかったのかなというふうに。
- 委員長（菊地誠道君） 保健福祉課長、佐藤君。
- 保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。
- 以前委員からご指摘があった件については承知をしておりますが、その後、内部でもいろいろ協議をした結果、とりあえず現状の部分では、直接保護者のほうからそういっ

たものは実は担当のほうではそういう苦情は聞いていないという話がありましたので、基本的には必ずお母さんと一緒にいらしていますので、特に問題はないというふうに現状では考えておりますので、また引き続きそういう希望が本当にどうなのかということについては検討してまいりたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） これ以上言うと総括になりますから、この問題はあれですが、前後いたしますが、72ページの扶助費の中で、これに含むのだろうというふうに思いますが、予算説明資料の12ページにおいて徘徊痴呆性高齢者等検索機器助成ということは、この身体障害者補装具給付金の中に含まれているのでしょうか、予算資料では3万3,000円となっておりますが、伺います。

○委員長（菊地誠道君） 保健福祉課長、佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えします。

ただいまお話ありました12ページにあります徘徊痴呆性高齢者等検索機器助成の3万3,000円につきましては、予算の主なものにつきましては、69ページの一番上に老人福祉費の中にあります徘徊痴呆性高齢者等検索機器使用援助費ということで1万2,000円を計上しています。予算としましては、需用費、役務費、使用料、それから扶助費という組み合わせになっていまして、合わせて3万3,000円かかる経費だという形で資料のほうはなっていたと思いますので、それ以外の分で、それぞれの箇所に箇所づけされているということでご理解いただきたいと。

○委員（鈴木裕美君） はい、いいです。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 71ページ、3款民生費の4目19節、各種団体に対する補助金の項ですけれども、この金額等についてはいろんな組織のやっている事業の内容等によって変わるといいますか、内訳をお聞きしたいのですけれども。ちょっと言い方が悪かったか。

（何事か言う声あり）

○委員（渡邊定之君） 済みません。整理してお話しします。手をつなぐ育成会補助金4万3,000円というぐあいにあるのですけれども、この数字の根拠。

○委員長（菊地誠道君） 保健福祉課長、佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えをしたいと思います。育成会からの補助金については、昨年同様の4万3,000円で計上させていただいております。この根拠につきましては、これまでそれぞれの団体等の補助金につきましては、一時期行革の流れで一律何%カットとかという時期を経た以降、その事業の団体の活動内容が大きく変わった部分については調整があったかと思うのですが、その部分で特にないものについては現状の維持という形でこれまで来ておりまして、特に福祉関係の団体につきましては、大

きく変動はしていないということでご理解をいただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） この育成会の団体から、何とかこの補助金等の値上げとか、そういう要望があったときには対応可能なのでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 保健福祉課長、佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） まだ具体的なお話は伺っておりませんが、例えば27年度で言えば、育成会の周年事業ということで特別要請がございましたので、特別措置をさせていただいたこともご理解いただいていると思うのですが、そういう形で特別な通常の年度とは違う形の事業内容が特別組まれるとか、それに理解できる内容であればということがあれば、それぞれのケースでご相談に乗るという形でおりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

川村君。

○委員（川村多美男君） 説明資料の12ページなのですけれども、3款です。子ども医療費助成事業なのですが、1,200万円計上されていますけれども、これ延べ人数はどのくらいを想定しているのか。

それから、小中高までが入っているのですか、この事業には。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長、松本君。

○住民課長（松本 修君） お答えいたします。

ゼロ歳から18歳まで、高校生までで、延べ人数で1,338名を計画しております。

○委員（川村多美男君） はい、わかりました。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 67ページ、単純な質問なのですが、上から2番目、年金生活者等支援臨時福祉給付金4,500万円、これ金額を単純に割れば人数が出てくるということでもいいですか。

○委員長（菊地誠道君） 保健福祉課長、佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

これは今年度新たに低所得者の対策として国が創設したもので、今、概算でとりあえず箇所づけするというので、金額は3万円ということで皆さんご存じだと思いますが、1,500人ということで4,500万円を計上させていただいています。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

平川君。

○委員（平川昌昭君） 塵芥処理費の89ページ、民生費、4款でないな。失礼。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、4款衛生費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

平川君。

○委員（平川昌昭君） 失礼しました。

89ページ、この塵芥処理費の中の施工監理委託料2,200万円、この監理委託はどこの部分の監理委託を載せているのか。

それともう一点は、工事請負費の中で最終処分場整備工事請負費、これもいよいよスタートされるということで、予算も大きいですが、説明資料の中では2億3,610万円ですか、2,600万円ほどの違いというのは、どの辺が違うのかなということで、あわせてお聞きします。

○委員長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午前10時51分

再開 午前10時52分

○委員長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

住民課長、松本君。

○住民課長（松本 修君） 最初にお尋ねの施工監理費2,200万円につきましては、工事監督と専門的な知識、技術的なものを要しますので、これは外部へ委託することとなりますけれども、エネルギー回収施設分が1,100万円、そして最終処分場の分につきましても1,100万円の合計2,200万円となっております。

それから、予算説明資料と予算書の違いの部分ですけれども、これにつきましては、予算説明資料のほうにつきましては工事費のほかに委託調査費等も含まれておりまして、それで施工監理費、それから設置届け出等の金額も含めまして2億3,610万円という金額となっております。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 大体わかるのですが、そこで、この上の段に最終処分場の上に焼却施設整備工事、これも大きく出ていますね、工事請負費がかなり高額な請負費。この部分の委託料は、この先ほど2,200万円を分けた1,100万円、これに該当するということですか。施工監理の委託ですよ。そういう解釈ですか。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長、松本君。

○住民課長（松本 修君） 15節に書かれています工事請負費の中の焼却施設整備工事請負費につきましては、この中には施工監理費は含まれておりませんで、あくまでも工事、あと28年、29年度で工事が行われるわけですがけれども、その28年度分として4億2,990万円ということになっております。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 請負費と施工監理費の関係ということなのですが、これだけ大きい工事の中で、例えば年度別に分けようが今年度載せているこの中で施工監理費を入れない、施工監理を入れないで、どのようにして監督していくかということを開きかけたのですが、それは計上していないという説明。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長、松本君。

○住民課長（松本 修君） 失礼いたしました。

先ほど施工監理費2,200万円の中の説明でエネルギー回収施設と申しましたのは、15節工事請負費の中の焼却施設整備工事請負費に係るエネルギー回収施設建設分の施工監理費も含まれております。

○委員（平川昌昭君） いいです。わかりました。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

熊谷君。

○委員（熊谷善行君） ちょっと同じことを聞きたいのですが、今の施工監理委託料の件なのですが、エネルギー回収施設は提案型ですよね。当初からこの施工監理のやつは提案型の受注業者のほうに入っていないのですか。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長、松本君。

○住民課長（松本 修君） お答えいたします。

こちらの施工監理のほうは管理監督が町単独では非常に技術的にも難しいということで、計画当初から施工監理、今年度と来年度、2カ年についてそれぞれ施工監理を外部委託するという計画になっております。

○委員長（菊地誠道君） 熊谷君。

○委員（熊谷善行君） 外部委託はこれから、では、その委託先を決められるのですか。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長、松本君。

○住民課長（松本 修君） 委託先につきましては、これからになります。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 83ページの保健衛生総務費の一番下の特定不妊治療費助成事業助成金ということで80万円の予算化がされておりますが、そのまづ内容を、これはあくまでも道の基準に照らし合わせての80万円の予算なのか、内容をお知らせください。

○委員長（菊地誠道君） 保健福祉課長、佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

27年度から特定不妊治療の助成事業を開始いたしました。この内容につきましては、委員ご存じのとおり、北海道の助成制度にのっかって、その上乘せという形で始まっています。新年度の予算につきましては、今、国のほうではさらに上乘せをすること、新たに男性の不妊治療についても拡充するという事になっていきますので、その詳細については予算作成時にはまだ来ていませんでしたので、これにつきましては、あくまでも

現状での予算要求という形になっておりまして、新たに拡充する分については、状況を見て補正対応させていただきたいというふうに考えております。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、5款労働費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、6款農林水産業費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 別紙の163ページ、林業振興費の中で、森林整備担い手対策推進事業補助金、昨日、減額補正がありました。捉え方として、林業労働者が減ってきているという理解してはだめなのでしょうか。その辺伺っておきたい、どうなのか。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

27年度の当初予算の根拠と比較しますと、27年度は46人、日数別に分かれるのですけれども、トータルすると46人で積算をしております。

対しまして28年度、今回の予算につきましては、43人ということで計算をしております。これは関係団体のほうから金額等の提示がありまして、それに基づいて予算要求をさせてもらっているのですけれども、ここの単純な比較でいけば、減少しているのは間違いないと思うのですけれども、標茶町全体の林業労働者の動きについては、十分把握をしておりますので、今後、研究したいと思います。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

平川君。

○委員（平川昌昭君） 農業振興費161ページの中でお聞きいたしますが、今回は食肉加工処理施設整備事業基本設計で3,300万円、この基本設計に当たって、例えばどんないろんな基本設計に対する考え方というのはこれからだと思うのですが、関係団体とか町以外のそういう関連ある団体との交渉とか内容等についてどこまでどう進めていくのかということをお聞きしたいなと思います。基本設計の考え方。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

施設建設に当たっては、基本計画があり、基本設計があり、そして実施設計があり、工事が行われるというふうに理解しております。この建物については、ご案内のとおり、公設民営ということでプランが立てられておりまして、民営の部分、関係団体とこれまでも施設の内容等について協議してまいりましたし、また、運営についても、今、協議を継続中であります。ですから、その基本計画に当たる部分については、これまで重ね

てきている議論の中でアウトラインができてきているというふうに認識しているところ
であります。

今回、予算計上させていただきました基本設計につきましては、今やっている場所の
確定作業後に、直ちに基本設計に入ってできるだけ時間のロスが少ないようにというこ
とで、当初予算に計上するということになりましたけれども、この後、想定される各種
法手続、特に今、候補地は農地でありますので、農地転用等の手続の中でどうしても必
要になってくる、その面の中にどこにどういうふうに建物が建つのか、そういうところ
の確定がまず急務であるというふうに考えておきまして、基本設計、それから実施設計
一連の中で行われるべきところなのですけれども、まず、その建物の構造、配置、それ
から基本的なレイアウトあるいは必要とされるプラントの関係の配置等々について概略
の設計をします。ただ、その後の事業費の負担の関係がありますので、通常の基本設計
よりかは少し踏み込んだ形で、より現実に近い形の概算工事費を出してもらおうとい
うことで、今考えているところでもありますので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 基本設計ですから、いろいろ実施設計に向けて等々で、今お答
えの概算の請負費も出てくるのではないかと。これ議会にお示しになられる時期とい
うか、お話しされる時期は大体想定、どの程度を考えていらっしゃるのですか。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

4月に発注ができたとして、5カ月ぐらいは必要だというふうに考えております。で
すから、9月前後にはお知らせをするタイミングが来ることは考えておりますけれど
も、現在、進捗中の作業とのかかわりもありますし、もろもろのこともありますので、大
体の時期ということで、押さえていただきたいと思えます。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

松下君。

○委員（松下哲也君） 95ページ、牧野管理費なのですけれども、その中の5目の14節
使用料及び賃借料、借上料で254万8,000円と、昨年より150万円ほど減っているの
ですけれども、この理由と、あと18節の備品購入費373万9,000円、この内訳等をお知らせ
いただきたいと思えます。

○委員長（菊地誠道君） 育成牧場長、類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） お答えいたします。

まず、借上料の減額、昨年と比べての減額分ですけれども、グラスサイレージの調整
に大型のバックホーをリースしておりましたけれども、実際の作業はその踏圧の効果と
いうのを考えると、大型のバックホーというのは必要ないという結論に至りましたので、
成形業務だけに関しては牧場所有の小型のバックホーで十分であるということで、その
借り上げをやめました。

それと、18節備品購入費の内訳ですけれども、移動用のオートバイ2台、それから業務無線、これ防災無線を使用しておりますけれども、こちらの更新が3台、それから動力消毒機、こちらが1台、それから場内で使用する洗濯機、その更新が1台、あと軽トラック、車両の入れかえで普通車両の古いものをお金をかけて修理しながら使っている分が非常に効率が悪いので、そこを軽トラックに置きかえる分、それが1台、それと綿羊の増頭に向けての購入、雄が1頭、雌が10頭、それともう一つ、綿羊に関しては合計で99万4,000円、それから先に挙げました各種備品については274万5,000円で、この中にちょっと通常よりもふえているのは、老朽化して使用できなくなりつつあるバケットの購入というのが1基入っております。それで合計の金額になっております。

○委員長（菊地誠道君） 松下君。

○委員（松下哲也君） はい、了解いたしました。

163ページの中の有害鳥獣駆除事業3,344万8,000円、その中に実施隊員の報酬ということで150万円載っておりますけれども、違う、人夫賃か。報酬と人夫賃とあるわけなのですけれども、実施隊員というあれでは、今、何名の方が登録というか、されているのか、お知らせいただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

実施隊員につきましては、現在、猟友会の会員の皆さんにお願いをするということになっております。ただ、ちょっと今、手元に名簿がなくて人数についてはお時間をいただきたいと思います。

ここに計上させてもらっている予算の根拠につきましては、それぞれ鹿の部分とそれ以外の部分に分けておりまして、延べの人数で計算させてもらっております。エゾシカ分については延べ150人日です。それから、それ以外については100人日ということで計上させてもらっているところであります。

○委員（松下哲也君） わかりました。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、7款商工費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

熊谷君。

○委員（熊谷善行君） 106ページの19節負担金補助及び交付金、きのうの説明で商工団体補助金の1,519万5,000円の中にプレミアム商品券発行分の478万円が含まれているという説明でした。これ当然、商工団体も負担すると思うのですが、総額でどれぐらいの発行を計画されているのか、お伺いします。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） お答えいたします。

2,000万円の発行でプレミアム率が20%で400万円です。

○委員長（菊地誠道君） 熊谷君。

○委員（熊谷善行君） プレミアム率の分ですね、これ。今言ったように20%分ということね。78万円はどうなのですか。478万円と、きのうは説明を受けたのですが。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 商工会の補助金ですが、職員設置費ですとか、救助的な運営費のほかに、特別事業費ということでプレミアム商品券のほかに例えば夏祭りですとか、花火大会ですとか、さまざまな経費が入っております。その総体の中で、それだけの増額になっているということで捉えていただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 熊谷君。

○委員（熊谷善行君） きんのうの説明ではプレミアム分をプラスしましたということで478万円という説明でしたよ。ちょっと違うのではないですか。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） もしプレミアム分と特化して説明したとすれば、プレミアム分ほかということで訂正したいと思いますけれども。

○委員長（菊地誠道君） 熊谷君。

○委員（熊谷善行君） はい、理解します。

それと、109ページの、きのうも説明受けましたこの19節の真ん中よりちょっと下ですが、新規ということで道東自動車道釧路延伸観光推進事業負担金ということで説明を受けました。この概略の中身がほぼ決まっていると思うのですけれども、それについてちょっとお教えいただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 道東自動車道釧路延伸観光推進事業負担金の中身、内容についてご説明いたします。

今度の土曜日、3月12日に阿寒インターチェンジと釧路のインターチェンジが、釧路西、東でしたか、開通いたします。もともと管内の中でも、道東自動車道の延伸については取り組みがなされておりましたが、今回、標茶町と弟子屈町と鶴居村と3町村連携した中で阿寒のインターチェンジが開通したということで、観光客の誘客をしようという3町村連携の事業に取り組むことにしました。

内容につきましては、空港から釧路鶴居弟子屈線の動物園のところの信号の交点のあたりに誘客の看板を3町村共同で設置するというのが1点です。それともう一点が、これから札幌のほうの道新ビルで3町村連携した中で物販を行いながら、札幌圏の方々に誘客の活動を行うというプロモーション関係の経費となっております。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

川村君。

○委員（川村多美男君） 今、関連なのですが、その看板なのですが、日本語だけにす

るのか、それとも多言語をこの看板にも使っていくのか、その辺伺いたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 看板のデザイン、内容等につきましては、これからの検討となりますので、さまざまな、最近、外国人観光客も多く来ておりますので、そういったことも標茶町として意見提案してまいりたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

○委員（川村多美男君） はい、わかりました。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、8款土木費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 117ページの建設工事費なのですが、予算説明資料にその戸数、今年度の予定のものが載っているのですが、ここに書いてある戸数については、全て今年度完了するというので、これが計上されているということによろしいでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 建設課長、狩野君。

○建設課長（狩野克則君） ご質問にあります町営住宅の建設費の件でございますが、この建設事業につきましては、交付金事業を用いましての事業でございますが、当初予算書に計上しました戸数で交付金事業を申請しております。ただし、昨年におきましては、事業の国からの配分が50%に当初から抑えられた数字で回答がありました。そのことで、磯分内団地につきましては、前年は2棟のところを1棟しか完成できず、ことしの部分で1棟完成させて事業完了を迎えることとなります。同じような状況が十分予想されまして、配分額に応じた形の建設戸数を考えておりますが、重点的にはまず磯分内を昨年から引き延ばししております完成を優先させ、桜団地を残り事業費で今2棟計画しておりますが、1棟に削減されるとか、そういった変更がある可能性があるということでお答えいたします。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） すると、これはコンクリートされた予算ではなくて、変更があると、流動的だということですね。

それで、両方とも一番広いところで2LDKですよ。これは例えば3LDKのやつは全然これから先も考えないということでしょうかね、桜と磯分内の。

○委員長（菊地誠道君） 管理課長、中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。

現在予定しているのが2LDKと1LDKを計画しておりますが、3LDKについてはどうかという質問だと思います。3LDKにつきましては、近年の入居要望を調査しますと、2LDKまでの要望が多数ありまして、そういったことを考えると、3LDK

を建てて、もし入らない場合はちょっと事業的に困るということもありますので、3LDKを見込んでおりません。現状の3LDKにつきましては、なかなか要望が少なくなっているような意識を担当課としては持っていて、できるだけあきの出ないような形で、現状もほかの団地につきましても3LDKはありますので、まずは1LDKと2LDKを重点的に考えて、今、計画をしているところであります。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） そこなのですよ。結局どうして希望が、要望が少ないのかということですよ。私は新しい住宅で本当に素晴らしい住宅なのですが、家賃が高いから希望が少ないのではないかと思うのですよ。それだったら公住の意味を余りなさないかなというふうに思うのですが、質疑ですから、なぜ希望が少ないのかということだけ聞いておきます。

○委員長（菊地誠道君） 管理課長、中村君。

○管理課長（中村義人君） 担当課として考えているのは、委員おっしゃるとおり、3LDKになりますと、面積もふえるものですから建設単価が多いと。それによって住宅料を計算しておりますので、それで金額が高いということで、入る方によっては高額な住宅になってしまいますので、近年では要望的なものが減ってきていると考えております。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

松下君。

○委員（松下哲也君） 113ページ、3目の除雪対策費の中で13節と15節の関係だけちょっとお聞きしておきたいと思います。いわゆる防雪柵の設置及び取り外しの委託料で1,730万円で、15節の防雪柵の設置工事請負費ということで450万円、これは新規の防雪柵なのか、既存の防雪柵に関しては設置と取り外しの委託料ということでわかるのですが、450万円に関してはどういうことなのか、新たなことなのか、お知らせいただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 建設課長、狩野君。

○建設課長（狩野克則君） お答えいたします。

委員おっしゃられますとおり、委託料を見ております防雪柵設置取り外しについては、現在あります防雪柵の、春になりましたら取り外し、冬の前に防雪のために準備する取り外し委託の従来行っておりました委託料の積み上げでございます。新たに工事請負費として本年度450万円の防雪柵設置工事請負費ということで計上しております内容につきましては、今使用しております防雪柵が既に新しいものでももう30年以上経過しておりますので、かなり老朽化、腐食によりまして使えない状態になって取りつけできなく、本年度取り外した区間もでございます。また、新たに地域のほうから要望で防雪柵をぜひ設置をしてほしい等もございまして、新規の取り付け工事として450万円を計上いたしましたところでございます。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、9款消防費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

平川君。

○委員（平川昌昭君） 117ページで消防費、この災害対策費の中で、防災会議というのは年に何回ぐらい開催されていますか。

○委員長（菊地誠道君） 総務課長、島田君。

○総務課長（島田哲男君） 年1回開催してございます。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） その年に1回の中で、標茶の防災上について、防災計画というのがございますけれども、標茶町の防災の中に、年に1回程度で全体的に果たして見られるかなというのは、こっちは思うのですが、例えば防災上の問題、いろいろな観点から前年度、今年度、どういう目標で行くのかとか、防災上ですから、起こり得ることを防災、防ごうということで、大変通年いろんなことで天災的な被害等々出ておりますけれども、そういった面についてどういう点が防災会議の中で出てくるのかなど。その辺はどうですか。

○委員長（菊地誠道君） 総務課長、島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えをいたします。

委員ご承知のように、防災会議については災害対策基本法に基づいて設置が義務づけられてございます。各自治体で防災会議を設置する中で、その所掌事務等については、それぞれ防災、地域に合った計画を策定して、その実施推進に向けて行うということとなっております。

それぞれの構成メンバーにつきましては、本町におきましては町村の各関係機関団体、消防署、町内会、それから関係機関としまして釧路開発建設部から森林事務所、自衛隊、北海道の釧路総合振興局、弟子屈警察署等、あらゆる機関が参画をして、防災対策についての協調性といいますか、地域全体の安全対策を行うということでもあります。

通常、防災会議を私どもつくってございますけれども、その時々合った防災計画をどう現実的にマッチングさせて、どういう連携をとっていくかということで毎年行っているわけなのですが、その部分で防災会議は、いざ災害になったときには本部長であります町長が招集をしながらその対策を講じていくということになってございますので、年1度で年間の防災に対しての本町の足りない分を意見をいただきながら、どう構築していくかということでの会議ですので、その分をご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、10款教育費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 120ページです。まとめて聞きます。19節負担金補助金及び交付金の上から3番目、釧路へき地複式研究会負担金14万7,000円とありますが、ことしはどこでこれが行われるかということが1つ、それから下から3番目、管内教職員体育大会補助金、ことしはどこで行われるかということと、今どんなことをやっているのかというのをちょっと聞きたいのですが。

○委員長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長、穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えいたします。

まず、釧路へき地複式研究会の開催なのですけれども、全道レベルでいきますと、来年度、釧路管内が担当になっておりまして、今年度、プレ大会ということで、標茶町的には会場が沼幌小学校、それと塘路小学校で行う予定となっているところでございます。

次に、管内教職員体育大会の関係でございまして、今年度につきましては、浜中町で開催する予定となっております。

（「何をやっているのと」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） 内容。

○教委管理課長（穂刈武人君） 種目につきましては、最近それぞれなかなか先生方も参加するところが増えておまして、最近でいきますと、男子のソフトボール、それと野球、それとバレーボール、この3種目が中心になりまして、そのほか個人競技としてソフトテニス、そういったものもやってきたところがありますが、ここ何年かでいきますと、今申し上げました3競技という形になっております。以上です。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 体育大会のほうは本当によく続けているなというような感じがするのですが、こういうのはとても大事ななというふうに思うのです。それで、ちょっと内容を聞いてみたのですが、へき研がことしプレ大会ということで、予算的にはこれで間に合うのか、それから来年度全道ということになると、かなり持ち出しというのは多いものなのですか。これ全体の負担金で賄うということになるのか、標茶町としても準備として、やっぱり結構考えなければならないということになりますかね。

○委員長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長、穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

規模的には全道の大会でございまして、それぞれ全道の市町村のほうで負担という形になろうかと思えます。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） プレ大会は管内規模でやるのだろうか、町内だけでやるのだろうか。全道はやらないですね。どうですか。

○委員長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長、穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） 全道規模で行われる大会でございます。

○委員（深見 迪君） わかりました。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 教育費でいいですね。予算説明資料というこれの15ページでございますが、ここにうたわれているいじめ対策費としての5万円、これパンフレット作成とありますが、このパンフレットはどこでどのように活用されているのか、その内容たるものを知らせていただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 指導室長、佐々木君。

○指導室長（佐々木 豊君） 委員ご質問ありましたいじめ対策費のパンフレットにつきましてご説明いたします。

これは例年、各学校児童生徒が中心で1学校1運動というのに取り組んでおります。児童会、生徒会が中心でいじめをなくするために創意工夫した取り組みがなされているわけですが、その取り組みにつきまして、こちら指導室のほうで集約しまして、A3の裏表に印刷して作成しております。昨年度から12月にはいじめ根絶子ども会議というのを行っておりまして、その中でも子供たちの1学校1運動の様子を発表してもらっているのですが、その会議の様子も含めたものをつくりまして、全ての子供を通じて家庭のほうに配付しているのと、それからあと、公民館等に配付して、掲示とあと一般の方の目にも触れるようにということで、何部か配付しているところです。今年度につきましては、その12月の根絶会議終わった後での作成になりましたので、2月の中旬ころに各学校に配付しているというところです。

以上です。

○委員（櫻井一隆君） はい、わかりました。ありがとうございました。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 129ページです。1目1節生涯学習アドバイザー報酬、この報酬を受け取っている人員とその仕事の内容についてお知らせください。

○委員長（菊地誠道君） 社会教育課長、伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） お答えいたします。

生涯学習アドバイザー報酬360万円につきましては、職員数が2名、社会教育係に配置しています文化系生涯学習アドバイザー1名とトレーニングセンターに配置しています運動系アドバイザー1名の計2名でございます。

それから、職務の内容につきましては、文化系につきましては、各種文化団体に対するさまざまな相談やアドバイス等を担っています。それから、体育系につきましては、主に今、各地域で展開しております各種高齢者、高齢者団体、それから内臓肥満による

生活習慣病の改善等に係る運動指導等健康づくり運動指導員の主にコーディネーター役として指導員の配置と、それからみずから運動指導に係る指導プログラムの作成、それから指導も兼ねて業務に当たっているところです。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

熊谷君。

○委員（熊谷善行君） 123ページの2目18節備品購入費の車両購入費、これスクールバスだと思うのですが、どこの路線の入れかえなのかが1点、全部聞いていいですか。それから、124ページの……

（「1つずつ」の声あり）

○委員（熊谷善行君） 1つずつ。はい。

○委員長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長、穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えいたします。

スクールの更新の関係でありますけれども、今年度につきましては、沼幌線と久著呂線、この2路線の更新を予定してございます。

○委員長（菊地誠道君） 熊谷君。

○委員（熊谷善行君） 台数は1台ですか、2台ですか。

○委員長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長、穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えします。

沼幌線1台、久著呂線1台の2台でございます。

○委員長（菊地誠道君） 熊谷君。

○委員（熊谷善行君） 続いて、124ページの3目15節解体工事請負費1,169万7,000円、資料説明のほうにもありますけれども、これはどこの解体でしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長、穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） 15節の解体工事の関係でございまして、常盤にあります教員住宅5棟9戸でございまして、築後もう40年以上経過してしまっていて、現在、入居不可能ということで、国道沿いということで防犯上等々で今年度解体するということで、予算計上をさせていただいているところでございます。

○委員長（菊地誠道君） 熊谷君。

○委員（熊谷善行君） わかりました。

それと、140ページの中段、15節工事請負費3,300万円の中身を知りたいのですが、教育長の執行方針の中にもありましたが、3校の屋体の非構造体の耐震化という項目がございました。それらについては、この中、どこに入っているのかちょっと知りたい。

○委員長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長、穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） この工事費につきましては、学校施設整備基金の中のものでございまして、校舎、教員住宅等々これまでも老朽化等に伴いまして、施設の改修工事を行ってきているところでございますけれども、今年度につきましては、今、委

員ご指摘になりましたけれども、学校の体育館の非構造部材、いわゆるつり天井だったり、照明器具だったり、バスケットゴールだだりりの落下防止の耐震工事を行う予定ですが、教育行政方針の中にありました虹別小学校、沼幌小学校、標茶中学校の部分につきましては、これは国の交付金事業の中で行っていくものでありまして、これとは別に、国の交付金の対象とならない学校が2校ほどございます。具体的に言うと虹別中学校と塘路中学校なのですけれども、この2校について、この学校施設整備基金の工事請負費で今年度耐震改修を行っていく予定でございます。

あわせまして、今言った、先ほど前段申し上げました3校含めましてLED化、これにつきましては、ちょっと国の交付金の対象となりませんので、先ほどの3校プラス今言った2校、この部分も今年度のこの基金の工事を使いまして改修を行っていく予定でございます。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 125ページ、学校運営費の賃金の人夫賃、説明では減額予算となったということなのですが、ここで括弧書きされている特別支援教育推進事業ということで、公募等していた特別支援学級の支援員に対する人夫賃なのか伺いたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長、穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

賃金の人夫賃（特別支援教育推進事業）の部分でありますけれども、この部分につきましては418万6,000円、これは標茶中学校に配置します特別支援員2名の賃金でございます。

○委員長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、11款災害復旧費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、12款公債費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、13款諸支出金について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、14款職員費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、15款予備費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

休憩いたします。

休憩 午前 11時46分

再開 午後 0時57分

○委員長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

一般会計予算の逐条質疑を続行します。

第1条、歳入歳出予算の歳入、1款町税から20款町債まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 17ページの1つは入湯税の関係なのですが、予算的に前年度よりも下回っておりますし、前々年度より前年度が下回るという、そして今年度もまたさらに28万円の減額となっておりますが、自分の認識からすると違っていたのですね。温泉ブームといいますか、そういうのもあったものですから、ふえていく可能性はあるのではないかというふうに思ったのですが、なぜ減額というか、それを伺っておきたいと思えます。

○委員長（菊地誠道君） 税務課長、武山君。

○税務課長（武山正浩君） お答えいたします。

入湯税についてなぜ前年度より下がっているかのご質問でございますが、入湯税、これ一応預かり税でございまして、温泉施設を利用した方について宿泊については1人150円、日帰りについては50円ということで入湯税をいただいて、それを後で町のほうに納めていただいているのが入湯税でございます。毎年度うちのほうでも人数と状況を見ているわけなのですけれども、やはり大きく変わってきたところというのは、東日本大震災の後あたりに、客の動きが若干動いた部分があって、毎年のことなのですが、日帰り客については減少傾向にあります。今年度の算定においては前年度と比較しまして12.7%ほど減少ということで見込んでおります。逆に宿泊客については先ほど委員のほうもおっしゃいましたが、それが本町にまるっきり当てはまっているかどうかというのは調査してはいないのですが、温泉ブームということもあるのかもしれませんが、宿泊客のほうは前年度比で約1.1%ほど伸びてきております。これはちょっと昨年度の予算要求書のほうも見てみなければわからないのですけれども、26年度に比して27年度、27年度に比して28年度についても、この日帰り客の減少傾向と宿泊客の増加については、ほぼ大体同じぐらいの数で推移してきていると。

ただ、やはり全体で入湯税自体の全体の額が300万円の中盤あたりの税額、調定額で

ございますので、今年度は前年度比で28万4,000円ほど下がっているわけなのですが、先ほど言いましたように、1人当たりの単価が低いために相当数入ったとしてもちょっと金額に大きな影響が出るまでには至らないという部分で考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 25ページの民生費の国庫負担金で、それと道負担金にも同じことが言えるのですが、民生費の道負担金ですね、ここで障害者自立支援あるいは給付費負担というふうな本年度の名称になっておりますね、道負担についても。これは前年度まで介護給付訓練等の給付負担金というふうな名目で予算化されていたのですが、この辺、名称を変えたといいますか、同じものなのか、別になったのかを伺っておきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 保健福祉課長、佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えします。

ただいまありました国費と道費の部分につきましては、内容的には前年度と同じ内容です。

変えた理由につきましては、実は保健福祉課の社会福祉係が昨年4月1日から2つの係に分かれました。社会福祉係と児童福祉係で、実は障害者の対応につきましては、大人の分と子供の分を両方今までは1本になって補助として受けていたのですが、係が分かれましたので、業務分担をやる上で非常に支障がありますので、障害者と障害児ということで2つに分けさせていただいて、今回から項目というか、名称の変更をさせていただきましたので、ご理解いただきたいと思います。

○委員（鈴木裕美君） はい、いいです。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

熊谷君。

○委員（熊谷善行君） 22ページの7目1節住宅使用料の町営住宅使用料9,081万5,000円でございますけれども、これは28年度分で見込んでいると思うのですが、それ以前に滞納とかそういうものはないのでしょうか。また、その滞納についても含まれているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 管理課長、中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えいたします。

9,081万5,000円の中身でございますが、家賃収入がほとんどでございまして、滞納繰越分に関しましては10万円を見込んでおります。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 21ページの一番上のバスターミナル使用料ですが、建物は町のものなのですか。それで、これは建物自体はこれからも全てにわたって町が管理して

いくと。これは誰がどこにこの使用料を、どこから使用料を取っているのか、それから日常ふだんのあそこの建物の管理というのは、どういうふうになっているのか、伺います。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） バスターミナル使用料につきましては、駅前にあるバスターミナルでありまして、町の施設であります。阿寒バスに事務所を貸し付けしております。それから、売店を標茶物産公社に貸し付けしておりますので、その部分の使用料であります。

それから、管理につきましては、町有施設でありますので、町が管理しておりますが、現実的には委託管理としております。

○委員長（菊地誠道君） ほかに質疑ございませんか。

渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 22ページ、6目観光使用料について1節の多和平観光物産展示施設使用料、額的にはそれほど大きい額だとは思いませんけれども、使用されている組織、団体等の詳細がわかればお知らせいただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） お答えいたします。

グリーンヒル多和ということで物産展示施設となつてございますので、物産公社のほうの使用料となります。

○委員長（菊地誠道君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 個別、いろんな団体というか、そういうのがあるというわけではないのですか。だから、ないという。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 物産公社1社でございます。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

本多君。

○委員（本多耕平君） 31ページ、3目1節の農業費補助金の中での畜産競争力強化対策整備事業補助金とあります。1億4,000万円ありますが、この内容について説明を願います。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

内容につきましては、いわゆる畜産クラスター事業でありまして、平成28年度に協議会で要望がある案件について計上してございます。町内の法人2つに対しまして、牧場施設等の整備であります。

1件につきましては、株式会社AGSファクトリーに対してであります。こちらのほうは牛舎、それから関連する設備工事でありまして、事業費で2億4,000万円ほどで

あります。それに対する国の補助が1億491万6,000円でありまして、それから、もう一件につきましては、株式会社K Iに対するものでありまして、同様に事業費は7,800万円ほどでありまして、対する国費補助については3,649万8,000円、合計が今回の歳入金額となっております。

こちらについては今現在、補助金の交付申請途中でありまして、まだ確定したものではありません。場合によっては減額あるいは対象外になる可能性がありまして、その際については時期を見て補正で減額ということを考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

平川君。

○委員（平川昌昭君） 34ページに財産収入で1目の財産貸付収入の中で、いわゆる1節は土地の貸し付けとそれから2節には建物貸し付け、ともに前年比よりプラスになっております。特に土地の貸し付けについては415万1,000円ということで、土地の部分については何カ所町内で貸し付けているのか、また2節の建物についても何件ぐらいということでお聞きいたします。

○委員長（菊地誠道君） 管理課長、中村君。

○管理課長（中村義人君） まず初めに、土地貸付収入につきましては、72件ございます。それから、建物貸付収入につきましては、これについてはいわゆる一般住宅として貸し付けしている部分でありまして、92件分を見込んでおります。

○委員長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長、穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えいたします。

建物貸付収入の中には教員住宅分、これが1,390万円のうち、315万2,000円見込んでございます。件数につきましては27戸分見積もってございます。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） これはともに貸し付けですから、1年契約ということで結んでいるということですか。

○委員長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長、穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） 教員住宅の部分につきましては、1年間分で予算を計上しているところでございます。

○委員長（菊地誠道君） 管理課長、中村君。

○管理課長（中村義人君） 管理課分の住宅の貸し付けにおきましても、見積もりの中身的には12カ月分、1年間ということで見積もっております。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

松下君。

○委員（松下哲也君） 29ページです。1目の4節児童福祉費負担金ということで、子どものための教育・保育給付費負担金と子ども・子育て支援交付金道負担金と、これが

新しく出てきているのですけれども、この中身についてと、次のページの2目民生費道補助金の3節子育て支援対策事業補助金と、これはちょっと減っております。この件につきましてちょっと説明をお願いいたします。

○委員長（菊地誠道君） 保健福祉課長、佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えいたします。

まず、最初の29ページの民生費道負担金につきましては、子ども・子育ての新制度が27年度からスタートして新しい事業メニューとして計上されているものですが、まず最初の子どものための教育・保育給付費負担金につきましては僻地保育所の支援給付分で、標茶町では、ひしのみ保育園、沼幌へき地保育所、2つ分の給付になっております。それから、その下の子ども・子育て支援交付金の道負担金につきましては、これは常設保育所の一時預かり事業という事業がございますが、その分についての道の負担金ということで支援を受けているものでございます。

続きまして、次のページの民生費道補助金の中の3節児童福祉費補助金につきまして、この中の子育て支援対策事業補助金につきましては、名称としましては地域子育て支援センター事業費ということで、標茶町の場合はふれあい交流センターの中に設置しております子育て支援センターの運営費の補助ということで、186万4,000円を計上しているところであります。

○委員長（菊地誠道君） 松下君。

○委員（松下哲也君） わかりました。

もう一点、35ページの2目1節にめん羊売り払い収入87万円と載っているのですけれども、大体何頭ぐらい予定をしておりますか。

○委員長（菊地誠道君） 育成牧場長、類瀬君。

○育成牧場長（類瀬光信君） お答えいたします。

現在、母めん羊が70頭、平均の産子数が1.3頭、事故率を勘案しまして、大体80頭のうちの雄を売却するというので40頭で計上しております。

○委員（松下哲也君） はい、わかりました。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、第2条、継続費について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、第3条、債務負担行為について質疑を許します。ご質疑ございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、第4条、地方債について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) なければ、第5条、一時借入金について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) なければ、第6条、歳出予算の流用について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) 以上で議案第18号、一般会計予算を終わります。

次に、議案第19号、国民健康保険事業事業勘定特別会計予算、第1条、歳入歳出予算の歳出、1款総務費から12款予備費まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) なければ、第1条、歳入歳出予算の歳入、1款国民健康保険税から10款諸収入まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) なければ、第2条、一時借入金について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) なければ、以上で議案第19号、国民健康保険事業事業勘定特別会計予算を終わります。

次に、議案第20号、下水道事業特別会計予算、第1条、歳入歳出予算の歳出、1款総務費から4款予備費まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

熊谷君。

○委員(熊谷善行君) 13ページの2目の15節工事請負費、補修工事請負費ですが、これはどういう内容か、ちょっと教えてください。

○委員長(菊地誠道君) 水道課長、細川君。

○水道課長(細川充洋君) ただいま熊谷委員からございました管渠管理費、15節工事請負費327万円の内訳でございます。この部分につきましては、既設の公共汚水ますの補修6カ所、人孔補修6カ所並びに付随する舗装及びその他の補修工事ということで150万円を計上しております。

○委員長(菊地誠道君) ほかにご質疑ございませんか。

黒沼君。

○委員(黒沼俊幸君) 17ページ、4項、磯分内の工事の管理費462万4,000円の内容についてお伺いします。

○委員長(菊地誠道君) 休憩いたします。

休憩 午後 1時22分

再開 午後 1時23分

○委員長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

水道課長、細川君。

○水道課長（細川充洋君） お答えいたします。

磯分内管理費の部分、全般的に749万7,000円でございます。主な部分については、2目管渠管理費32万8,000円、この内訳で特に特色のあるものは15節の工事請負費、これも先ほどご説明したように人孔補修等のお金を計上しております。3目処理場管理費、これが磯分内管理費に伴う部分で一番大きい金額を占めております。その中で、特に13節の委託料、これは業務委託料でございます。この業務委託料の部分につきましては、磯分内終末処理場の維持管理の委託業務を計上させていただいております。主なものの特徴な部分については、このような形で計上させていただいております。

○委員（黒沼俊幸君） いいです。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 13ページ、27節の公課費の消費税及び地方消費税、この380万円というのは動く可能性がありますか。

○委員長（菊地誠道君） 水道課長、細川君。

○水道課長（細川充洋君） 27節の公課費の部分については消費税及び地方消費税の部分について受け入れの部分については当然見込み額の形で計上させていただいておりますので、最終的に変更はあるという形でご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

松下君。

○委員（松下哲也君） 19ページの18節の備品購入費で370万円ということで、これはきのうの説明で発電機を設置というような説明を受けたわけなのですが、この発電機というのは今まではない中で新たに設置ということで理解してよろしいのですか。

○委員長（菊地誠道君） 水道課長、細川君。

○水道課長（細川充洋君） この備品購入費370万円の発動発電機の部分でございますけれども、以前は業者さんが手持ちで発動発電機という形で借り入れすることができていたのですが、だんだん業者さん自身が発動発電機を持っていないという状況と、こういう停電時期、異常時期になりますと、リース会社も当然手持ちの部分がないという部分がありますので、効果促進事業、国の社会交付金事業でこの370万円のうち2分の1を交付金として見ていただいて、今回新たに計上したものでございます。

なお、この部分については、利用目的としては桜ポンプ所、釧路川の部分に河川横断しているところがございます。その部分がもし停電があったときに、こちらの川側に

お住まいの地区の汚水をくみ取れないという形になりますし、さらには塘路処理場、磯分内処理場、こちらの部分もコスト縮減という形で当初は非常発動発電機という形で整備をすることも考えられるのですけれども、こういうものを持っていけば、すぐ対応ができるような形で設置装置を設備しているという状況でございます。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、第1条、歳入歳出予算の歳入、1款分担金及び負担金から7款町債まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

熊谷君。

○委員（熊谷善行君） 8ページの2項1目下水道手数料の1節排水設備検査手数料、これを見ますと、たしか単価が3,000円ですから、23件分の見込みだと思うのですが、これは磯分内、塘路も全部含めた件数でこの程度を見込んでいるということで、大分進捗率が高くなってきているから、年としてはこれぐらいだという計算でしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 水道課長、細川君。

○水道課長（細川充洋君） ただいま熊谷委員からご質問がありました1節の排水設備検査手数料でございます。この部分については、公共の部分15件、特環ほか、農集も含めてでございますけれども、8戸という形で23戸の形で計上させていただいております。

以上でございます。

○委員長（菊地誠道君） 熊谷君。

○委員（熊谷善行君） それで23というのは意外と少ないなと思ひまして、結構普及してきましたから、年間としてはこれぐらいの件数で水洗化が図れるという見込みで計上ですか。

○委員長（菊地誠道君） 水道課長、細川君。

○水道課長（細川充洋君） 委員ご指摘のとおりでございます。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、第2条、地方債について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、第3条、一時借入金について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） 以上で議案第20号、下水道事業特別会計予算を終わります。

次に、議案第21号、介護保険事業特別会計予算、第1条、保険事業勘定、歳入歳出予算の歳出、1款総務費から7款予備費まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 介護保険のほうから分けてかい。

（何事か言う声あり）

○委員（深見 迪君） 待ってね。11ページ。介護は後だよな。これでいいのだよな。

（何事か言う声あり）

○委員（深見 迪君） サービスに入ってしまったているか。失礼しました。後で。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（何事か言う声あり）

（「いいのだよな」の声あり）

（何事か言う声あり）

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 11ページの……

（何事か言う声あり）

（「歳出から」の声あり）

○委員（深見 迪君） これ歳入かい。失礼しました。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「歳出あります」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 15ページの、ことしも介護職員初任者研修というのをやるというふうに聞きました。これ去年と同じような人数ですか。高校生なんかも対象にしているのか、伺いたいのですが。

○委員長（菊地誠道君） 保健福祉課長、佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

介護職員初任者研修受講費補助金についての内容ということですので、これにつきましては、27年度につきましては募集者が少なかったということで、民間事業所が標茶での開催を予定していたのですが、中止ということになりました。介護保険の職場の人材確保ということは、いろんな事業所さんから聞いても非常に苦慮しているということですので、何とか28年度に開催をしたいなと思っております。

それで、高校生につきましても、高校生枠ということで受講料金も、今、一般の方は3万円の自己負担、高校生については2万5,000円ということで27年度想定していましたが、まだ新年度に入って民間の事業所さんとは正式な打ち合わせはしておりませんが、ほぼ同じ内容で、自己負担については民間の一般的な受講料については大体13万円程度経費がかかるのですが、それについて一般の方は3万円程度、高校生については2万5,000円程度で受講できるような環境で実施をしたいというふうに考えております。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 19ページの負担金、一番下ですね、成年後見制度利用支援事業で経済的支援をするということ、手続上でかかる経費についての支援をするということなのですが、110万円というのは何人を想定しているのか、大体。経費。

○委員長（菊地誠道君） 保健福祉課長、佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） 後見人制度を利用した方、特に町長申し立てで家庭裁判所から後見を受けるというふうになったときに、その人の後見に対する費用を、支援をいただく費用について、経済的な状況によって家庭裁判所のほうで本人に請求をするだけの、例えば財産とか資産がある場合については本人に請求するのですが、そうでない場合については、家庭裁判所のほうで、その人が例えば在宅にいるのか、施設に入っているのかによって金額が実は違うのですが、おおよそ在宅の場合は一月2万8,000円、施設であれば1万8,000円というのが家庭裁判所の一般的な金額になっています。それを普通、資産があれば、それは後見人に本人か親族の方が払わなければならないということなのですが、経済的な状況によって困難だという場合については、家庭裁判所がそれは町のほうにということですので、その支払いについて、今回、在宅で2名分、施設で2名分、合わせて110万4,000円を、どんな状況になるかわかりませんが、とりあえず予算措置をさせていただいたということです。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、第1条、保険事業勘定、歳入歳出予算の歳入、1款保険料から8款諸収入まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、第2条、介護サービス事業勘定、歳入歳出予算の歳出、1款サービス事業費から3款予備費まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 33ページ、これは詳しく聞けなかったのですが、2目の介護予防支援事業費の委託料がふえているのですが、これ申請者の増加と言いましたよね。これ、どういうふうにかえたらいいのですか。高齢者がふえたという単純なことでもいいのでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 保健福祉課長、佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） 介護予防支援事業費の計画作成委託につきましては、介護の認定を受けて、特に要支援1、2の指定を受けて介護予防のサービスを受ける際に、それぞれ計画を作成してそれに見合って、例えばどんなサービスを受けるとかというのがあるのですが、その分の利用者がというか、申請者がふえている、認定がふえてきているというところがここにあらわれてきているというふうにご理解をいただければ

いいと思います。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、第2条、介護サービス事業勘定、歳入歳出予算の歳入、1款サービス収入から4款繰越金まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、第3条、一時借入金について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、第4条、歳出予算の流用について質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） 以上で議案第21号、介護保険事業特別会計予算を終わります。次に、議案第22号、後期高齢者医療特別会計予算、第1条、歳入歳出予算の歳出、1款総務費から4款予備費まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） 9ページです。ここで1目で保険料率が引き下げになったというお話を説明で伺いました。もうちょっと詳しく内容について説明できますか。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長、松本君。

○住民課長（松本 修君） 北海道後期高齢者医療広域連合からの連絡によります28年、29年当たりの均等割の保険料ですけれども、現行は5万1,472円から4万9,809円となり、1,663円の減額、所得割につきましては、現行の10.52%から10.51%の0.01ポイントの減額となります。

○委員（深見 迪君） わかりました。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、第1条、歳入歳出予算の歳入、1款後期高齢者医療保険料から4款諸収入まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） 以上で議案第22号、後期高齢者医療特別会計予算を終わります。

次に、議案第23号、病院事業会計予算、第1条、総則から第8条、重要な資産の取得及び処分まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。

熊谷君。

○委員（熊谷善行君） 1点は8条の医事会計システムを今回変えるということだった

と思うのですが、どういう内容で変わるのかを知りたいのと、もう一点は、26ページに資本的支出で1目有形固定資産購入費として器械・器具・備品、これ備品のほうで1,548万2,000円、7品目分と聞いています。単純に割ってみると1件当たり220万円ぐらいかなと思いますけれども、高額なものもあると思います。その契約のやり方、入札なのか見積もり合わせなのか、また、物によっては随意なのか、その辺をお聞きしたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 病院事務長、山澤君。

○病院事務長（山澤正宏君） お答えいたします。

まず、医事会計システム、3ページですね。第8条の取得の関係ですけれども、今回、医事会計システム、今現在使っている機器がございますが、一応耐用年数5年ということになっていて、その機器が今回5年の、満了というのですか、迎えるものですから、新しいバージョンアップしたパソコン等に更新をさせていただくということの内容でございます。

こちらのほうの予算につきましては、26ページのほうに支出のほうで予算計上させていただいております。器械・備品購入代金の中に医事会計システムの予算が入ってございまして、こちらのほうの今、医事会計システムにかかわる費用として金額的には1,350万円というのを見込んでおります。

そのほかの7品目の関係ですけれども、今考えておりますのは、電動ベッド、あと脱臭機、折り畳み式のスロープ、あと下肢訓練用の自転車、あとエアマッサージ器、血圧脈波検査機器、これら7品目でございます。

契約につきましては、高額なものにつきましては指名競争入札ということで予定をしております。

○委員長（菊地誠道君） 熊谷君。

○委員（熊谷善行君） 今、説明でわかりましたけれども、少額なものはどういう形でやっているのですか。

○委員長（菊地誠道君） 病院事務長、山澤君。

○病院事務長（山澤正宏君） お答えいたします。

少額なものにつきましては、見積もり合わせということを考えております。

○委員（熊谷善行君） いいです。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） きのうの説明で理解はしたのですが、医師派遣の関係で確認をしておきたいなというふうに思いますが、産科医師の関係でということが言われましたが、産科医師もそうなのですが、例えば旭川医大あるいは北大、外科もそうなのですが、派遣医として受け入れしているというふうに思います。そういう意味では、ここで言うのは、あくまでも産科医の派遣委託料であって、他の派遣等については、これは報酬で見

ればいいのですか。その辺確認したいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 病院事務長、山澤君。

○病院事務長（山澤正宏君） お答えいたします。

産婦人科医師の出張に係る費用につきましては、13節委託料で予算計上をさせていただいております。そのほかの外科、そして小児科の先生の部分、それと当直関係で来られる先生、これらの先生方に対しては報酬ということでの予算で予算計上させていただいております。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、以上で議案第23号、病院事業会計予算を終わります。

次に、議案第24号、上水道事業会計予算、第1条、総則から第7条、他会計からの負担金まで一括して質疑を許します。ご質疑ございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） なければ、以上で議案第24号、上水道事業会計予算を終わります。

以上で議題7案の逐条質疑は終了いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時00分

○委員長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

続いて、議題7案一括して総括質疑を許します。ご質疑ございませんか。

川村君。

○委員（川村多美男君） （発言席） せっかくの機会ですので、何点か質問をさせていただきたいと思います。

最初に、私もこの場で数年前に公共施設の財政のコスト削減ということで、LED化を進めてはどうかということでお伝えをしまして、電力の多消費施設から推進していくとのことでありましたが、この間どの程度LED化されているのか、まず伺いたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 総務課長、島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、行政合理化の部分も含めてLED化の部分で取り組んできているところでありまして。最初に各学校施設の建てかえを含めて進めてきまして、また、街灯も含めて町内会管理のLED化、それから各公共施設の部分については改修時にあわ

せてそれぞれLED化を進めてきているところでもあります。ただ、本庁舎も含めて改修はまだないのですが、この部分は残ってしまっていて、そういったまだ特に改修事業の入っていないところは残っているということでご理解いただきたいと思います。パーセンテージは、どの程度まで進んでいるかというのはまだ掌握していませんので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 川村君。

○委員（川村多美男君） わかりました。できるだけ、コスト削減のためにもできる範囲の中でLED化を進めていただきたいと思います、このように思います。

それから、ご承知、ご案内のとおりだと思いますけれども、この4月から電力の自由化が始まります。本町も公共施設、何カ所も持っているわけですが、やっぱりコスト削減を図っていくべきだと思います。その中で、今現在どのような考えでいるのか、安い電力に切りかえていくのか、また、当面このままでいく考えなのか、その点を伺いたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 総務課長、島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えをいたします。

委員ご案内のとおり、電力の自由化をそれぞれ進めているところで、ことし4月から一般の住宅も含めて自由化になるということでございます。

それで、本町の部分で電力の自由化にかかっている公共施設の切りかえの部分の方針と伺いますか、考え方なのですが、新聞報道でもありましたけれども、うちのほうはまだその自由化の部分で北電以外の方とは契約をしてございません。それで、今後の部分については、まだいろんな部分で情報が詳細について掌握できてございませんので、今後に向けてどういった企業の方がそれぞれいるかという部分も含めて検討したい。今のところお話はいろいろありましたけれども、まだ詳細について掌握できない部分がありますので、それも含めて今後の検討ということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 川村君。

○委員（川村多美男君） 今、課長のほうからお答えありましたように、いろんな会社が参入してくると考えられますし、例えば人気が集中した電力会社の場合、もしかしたら、電力が不足して供給されないということにもなりかねないのではないかとという危惧もありますので、時間をかけながら今後検討していただきたいと思います、このように考えます。

次に、今、3月でございますが、ことしは去年から比べると幾らか暖かいのかなと、1月、2月、3月と。例年であれば11月、12月になるとげほんげほんという風邪の症状が出てくるわけですが、11、12に関しては余り聞かなかったと。1月、2月に入っても、標茶ではインフルエンザの兆候が余り見られなかったが、ただ、ここに来て、3月に入って、幾らか感染がちょっと進んでいるのかなと、そういうようなことも伺っておりますので、標茶の幼稚園、保育園、また並びに小中学校、そういうところで、こ

の風邪、インフルエンザによってどのような対策をとられてきたのか、また今現状は学級閉鎖などはあるのか、ないのか、今後の取り組みについてもあわせて伺いたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長、穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

まず、インフルエンザの予防対策の関係でございますけれども、各学校におかれましては、このインフルエンザ予防対策のマニュアルに沿いまして、各学校、指導なり対策をこの間講じているところでございます。

具体的に言いますと、児童生徒、日々校舎内外で活動していますので、まずは基本はうがい、手洗い、ここの徹底を指導しているところでありますし、校舎内の部分につきましては、教室の換気だったり、暖房だったり、あるいは衛生管理の面、その辺含めまして、各学校で指導の徹底を図っておりますし、今後についても、そのマニュアルに沿った形で指導がなされていくものというふうに考えているところでございます。

現在のインフルエンザの学級閉鎖等々の状況でございますけれども、実は今週に入りまして、標茶中学校で、これ1年生と2年生ですけれども、罹患者が出まして、まず1年生でいきますと、在籍58名中、罹患者が17名、欠席者は11名、2年生が在籍者58名中、罹患者が31名、欠席者が23名ということで、7日の月曜日から9日本日まで、それぞれ1年生、2年生とも学年閉鎖の措置をとっているところであります。また、あわせまして、標茶中学校の部分では、全校的に11日まで部活動は全面休止というような形で対応しているところでございます。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長、松本君。

○住民課長（松本 修君） 住民課のほうで町立病院のほうで受けましたインフルエンザの罹患者の数字を報告を受けておりますので、今シーズンの状況について報告させていただきます。

まず、今回の今年度のインフルエンザにつきましては、発症は12月20日から26日の間で4人報告を受けたのが始まりでありまして、次の週の12月27日から1月2日までは20名と、ぐっと一気にふえております。その後、ずっと10名程度で推移しておりまして、一旦1月30日から2月上旬につきましては8名、次の週が4名と落ちついているのですが、2月14日から20日までが22名、2月21日から27日が13名、2月28日から3月5日までが14名というふうに報告を受けておりまして、今、教育委員会の管理課長からありました報告数よりぐっと、それが今週の報告でぐっと数字が上がってくるのかなと思う状況でございます。

○委員長（菊地誠道君） 川村君。

○委員（川村多美男君） 教育委員会のほうもそれなりに対応されているようでございますし、それから病院のほうにかかっている方も少しずつ減ってきているのかなというふうには感じますので、それぞれの部署できちっとインフルエンザ予防、それを続けて

いくしかないのかなと、このように思います。

次に、これも数年前に私、ここで推進するよという事で、今、子宮頸がん予防ワクチン接種なのですが、これは13年の4月からちょうど定期接種になりまして、法定化されまして、この4月で大体3年を迎えるということになります。この間、いろいろ全国的にかなり300万超の、338万人が14年11月までで接種を受けているということもありまして、その中で、2,584人の副作用が報告があったと。それから、その中で症状が回復していないのが186人と、これ全国での統計というのがありますけれども、本町におきましては、定期接種になってからこの3年間、短い間ではありますが、重篤な症状とか、そういうことが報告された事例はあるのか、その点まず伺ってみたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 保健福祉課長、佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えをしたいと思います。

今、委員からありましたように、子宮頸がんワクチンにつきましては25年から定期接種になったのですが、その直後にいろいろ副反応とかがあるということが報道でもされたと思うのですが、それでそれ以降、国のほうで子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨を一時差し控えるというような通知がございまして、積極的に受診を奨励しないというような措置をとってきているところでございます。これまで3年ほどたっていますが、特に医療機関のほうから副作用があったとか、そういう報告については受けておりません。

○委員長（菊地誠道君） 川村君。

○委員（川村多美男君） 標茶町においてはそういう報告がないということで、私も安心しているところでございます。今後も、これは任意になりましたので、もともと任意からかもしれませんが、この辺はまだ引き続き接種をしていくということで理解してよろしいでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 保健福祉課長、佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） 子宮頸がんの予防ワクチンにつきましては、子宮頸がんの危険性については十分皆さん認識されていると思いますので、ただ、予防対策として現在使われているワクチンがどうなのかという部分については、まだ専門家の判断がいろいろあるというふうに聞いていますので、それらの推移を見ながら対応をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（菊地誠道君） 川村君。

○委員（川村多美男君） はい、わかりました。

次に、新年度予算にも盛り込まれましたけれども、医療費の助成事業として高校生まで拡充し、商品券で還元するということでございますけれども、全ての本町の小中高生が還付対象となるのか、まず、その点を伺いたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長、松本君。

○住民課長（松本 修君） お答えいたします。

今回、平成27年度から中学生までということで事業がスタートしたわけですが、28年度の4月1日から高校生までということで、考え方としましては、標茶町の住民基本台帳に記録されている保護者の子供ということで考えております。

○委員長（菊地誠道君） 川村君。

○委員（川村多美男君） この地域に住民台帳にある保護者の子供に限るということで理解しました。

ただ、対象者が医療機関、標茶だけなのか、それとも釧路管内もオーケーなのか、それとも道内、それからまた道外に行った場合に受診された場合にそれも対象となるということで理解してよろしいでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長、松本君。

○住民課長（松本 修君） ただいま委員ご説明ありましたとおり、町立病院に限らず、釧路管内、道内、国内で受診したものについては対象としております。

○委員長（菊地誠道君） 川村君。

○委員（川村多美男君） まず、対象はわかりました。そして、日本国中どこでも大体いいということもわかりました。

一旦、窓口でその子供なり親が医療費を払いますね、まずは。そうした場合に、端数が出た場合の部分はどうなるのか。また、商品券で還付するという事なので、その辺の考え方について、わかりやすく教えていただきたいなと思います。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長、松本君。

○住民課長（松本 修君） お答えいたします。

一旦病院の窓口で自己負担分を全額負担するわけですが、年金保険の窓口で領収書を持ってきていただきますけれども、その領収書の有効期限というのが2年間と定めております。そして、窓口に来ましてポイントカードに一旦入力をするわけですが、これにつきましては、1円単位で入力させていただきます。商品券につきましては商工会のほうで発行しております商品券をお渡しするわけですが、これについては額面が500円となっておりますので、500円ごとに発行してございまして、端数についてはそのままポイントカードに残りまして、次領収書を持ってきたときにそれに加算し、500円を超えた段階でまたさらに500円の商品券を発行するという手続になっております。

○委員長（菊地誠道君） 川村君。

○委員（川村多美男君） はい、わかりました。

今回、中学生までだったのを高校生まで拡充するということは、これは大変に喜ぶべきことではないかなと。また、これは町の政策としても大変いいことだなと思います。

ただ、もう一つ要望というか、提案というか、高校生もかなり、地元に行く子もいるだろうし、近隣の釧路管内の高校に通われる子もいるだろうし、また、大学生も向学心を持って釧路に出るとか、それから道内の大学に行くということも考えられますけれど

も、もう一踏ん張り、一声、大学生まで拡充すべきでないかなと。私はやっぱり親の経済的負担を考えると大学のほうが、4年ぐらい延びるのですが、そのぐらいの思い切った池田町長の政策として打ち出していただきたいかな、いただけないかなと、このように思いますが、いかがでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

今回、中学生までを高校生まで拡大したという部分では、子育て支援という観点でこれまで進めてきております。今回も町長が判断いたしまして高校生まで拡大ということでありまして、少なくとも、その未成年の部分の子供を抱えるところまで拡大をしてきたということでありまして。

今後、社会環境等々がどのように変わるかというのはまだわからないところでありますが、基本、子育て支援という視点で施策としては続けていく予定ではあります。その範囲をどこまでするかというのは今後の検討課題だというふうに捉えていますので、ご理解いただければと思います。

○委員長（菊地誠道君） 川村君。

○委員（川村多美男君） 子育て支援ということで実施されるのはわかりますが、ぜひ検討していただきたいなど、このように思います。

それでは、次に進みたいと思います。

お試し暮らしで推進されて、標茶にも年間何人か訪れている方々がいると思います。その中で、これまで定住に結びついた実績というのは今まであるのかどうか、まず伺いたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 現実的に転入転出で転入という捉え方と、あと町がどこまで関与したかということで、移住という定義はなかなか難しいと思いますけれども、今現在、町が移住の対策を始めてから、町のほうに相談があった方で定住された方の数ということでお捉えいただきたいのですけれども、昭和59年から平成26年までで38件です。

（何事か言う声あり）

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 失礼いたしました。お試し暮らし住宅の制度が始まって平成26年からの実績では4件です。

○委員長（菊地誠道君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えします。

直近ですが、町政執行方針の中でも町長触れていたと思いますけれども、完全移住ということで、今、委員お尋ねのお試し暮らし住宅を経験して標茶町に住んだという方が今年度出たということでございます。

○委員長（菊地誠道君） 川村君。

○委員（川村多美男君） 4件ということで報告いただきましたので、わかりました。
4件でしょう。4件だよね。

（何事か言う声あり）

○委員（川村多美男君） 26年から。

（何事か言う声あり）

○委員（川村多美男君） 1件。あれ、その辺ちょっと数。

（何事か言う声あり）

○委員長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時25分

再開 午後 2時27分

○委員長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 失礼いたしました。

お試し暮らし住宅を経験されてから完全移住された方は1件でございます。

○委員長（菊地誠道君） 川村君。

○委員（川村多美男君） わかりました。

一生懸命町側も商工会のほうも努力しているということは重々わかっておりますし、それにしてもちょっと少ないのかなという気もしないでもありません。私の知っている、これはお試し暮らしではなくて、ご本人たちが標茶が好きで、他市からここに移り住んで暮らしているご夫婦がいるのです。10年ぐらいたっているのかな。その方の言うことでは、標茶は自然がすばらしいと。それから空気がきれいだから、星空もすばらしいと。星に興味がある人なのかもわからないけれども。また、標茶から釧路やそれから十勝温泉、それから阿寒、摩周、知床、厚岸、浜中、根室、とにかくここはアクセスがいいと、ベストだと。そういうことで、すごく標茶を絶賛しておられました。その方が言うには、お試し暮らしでせっかく訪れた人をただ帰すのではなくて、商工会が主体でやっているといいますけれども、そういう定住者が何人かいると思うのです、このお試し暮らしではなくて、標茶に移住されている、塘路にも私知っている人もおりますけれども、そういう方々はある程度把握して、動かない人はどうしようもないのですけれども、そういう方々に送別会的なことをちょっと飲み食いではなくて、送別会的なものを設けてくれると、この地元に住んでいるよさだとか、そういうことをその人たちに伝えることができるのだと。だから、また来たらまた寄ってもらうこともできるということで、そういうことを設けてはどうなのかなということでありましたので、ぜひ、そういうこともこれから先考えていってはどうかのかなと、こういうふうに思いますけれども、いかがで

しょうか。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） お答えいたします。

やはり標茶を訪れる方は、自然と環境がすばらしいということで皆さんおっしゃっています。お試し暮らしを体験された方に最後にアンケートをとらせていただいています。やはり標茶町内に限らず、近郊も含めた中でかなり周遊されながら、北海道、東北北海道という言い方になりますけれども、北海道全体のよさを確認して帰られるという方がかなり多くおります。

また、TACS（タックス）しべちゃを活用した中で農業体験されている方もおられますし、現在、標茶町に限らず、釧路総合振興局が主導をとりまして、振興局、釧路管内の市町村、また不動産会社ですとか、あと金融機関も含めた中で釧路圏域全体の中で移住の対策を練られているというふうに、今そういう状況にあります。

交流会の関係であります。余り大々的には言っていないのですが、お試し暮らしの委託につきましては、商工会青年部の協力をいただきながら今取り進めておりますが、有志の中で、交流会というのは余り大げさではないのですが、うちの担当係も参加した中で行っておりますので、ぜひ続けてまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○委員長（菊地誠道君） 川村君。

○委員（川村多美男君） 標茶に住んでよかったとやっぱり思われることが一番大事だし、また、そう思ってもらえる人をいかにふやしていくかということも1つ、これから人口減少に向かっていく中ではやっぱり大切なことだなど、こういうふうに思っておりますので、担当課もぜひ商工会と連携しながら、また振興局とも連携しながら、もっともっと人口がふえるようなことを進めていっていただきたいなど、このように思ひます。

次に、ここ数年にかけて、昨年でしたか、標茶の塘路のほうで痛ましい事件もありましたけれども、熊、それからエゾシカの駆除もずっとされてきておりますけれども、私どもの議員の中の同僚にも猟友会の重鎮が2人、もう一人、3人目も何かいるようでございますので、僕よりも本当に詳しいのだなということでもありますけれども、私なりに感じたこと、また、これから取り組んでいくことをちょっと申し述べてみたいと思ひます。

熊及びエゾシカの駆除実績は、この二、三年どのぐらいの実績、個体数があるのか。それから、また犬、カラス、キツネも駆除の対象となっているようでございますけれども、とりあえず熊とエゾシカの駆除頭数、3年なら3年、5年なら5年の間の、わかれば教えていただきたいと思ひます。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

今、鹿と熊の駆除の頭数というお尋ねでございまして、3年あるいは5年というよう

なそういう数値を求められているところでありまして、今、鹿についてはかなり長い年数のデータが手元にあるのですが、熊が欠落しております、両方共通してお答えできるのが26年度と、それから27年度のここまです。まず、それについてお答えさせていただきたいと思っております。平成26年度のエゾシカにつきましては、標茶町がかかわる分については2,053頭であります。それから、27年度においては、まだ終わっておりませんが、ここまでのところで2,037頭ということになってございます。

エゾシカに関しましては、平成22年度から道の緊急対策期間ということで全道的に力が入れられ始めたところですが、ちょっと違う統計データなものですから、細かなところ一致しないところがありますけれども、エゾシカに関して申しますと、平成18年度、標茶町において捕獲された頭数が769頭という数字がございます。それからすると、大体10年近くたってほぼ倍以上の捕獲実績になっているというような状況であります。

それから、ヒグマにつきましては、平成26年度においては3頭の捕獲、そして27年度においては5頭の捕獲ということになってございます。

先ほど熊の分、データがないというふうに申し上げましたが、鹿だけで申しますと、これは振興局のほうで公表している許可捕獲の頭数なのですが、5年間で申しますと、標茶町においては平成22年度が1,267、23年度が1,961、24年度が1,877、25年度が2,042、それから26年度が2,192となっております。これは先ほど申し上げました26年度の数字と若干数字が異なるのですが、今申し上げた5年分の数字については振興局が標茶管内、標茶エリアで許可をした件数ということで、町以外のハンターの方が捕獲した分も含まれているということで、数値に差違が出ているということでもありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（菊地誠道君） 川村君。

○委員（川村多美男君） はい、わかりました。

先ほど言いましたように、本当にエゾシカは14年度の釧路管内でも牧草が被害の8割を占めるということで、本町におきましても、やっぱり酪農とか、畜産の農家さんにもかなり不利益が生じているのではないかなと、このように思いますし、それからまた、野犬、それからカラス、キツネも駆除の対象であると思っておりますけれども、聞くところによりますと、特にキツネはエキノコックスというものを持っているし、春先になると、しっぽか何かの毛が抜けて大変汚いし、庭先に来られると、それがみんな落ちていくしということで聞いております。

キツネについては、数年前には大体1万円くらい出して駆除をされていた時期もあったようなことも聞いておりますけれども、エキノコックスの対策からも、もう少しキツネのほうにも力を入れて駆除していくべきでないかなと、このように考えますけれども、考えはいかがでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

私ども農林課のほうでお話を伺うのは主に農業被害ということで聞いているものですから、委員ご指摘のように庭先とかというお話は余り伺わないのですが、キツネに関して申し上げますと、牛舎の中に入って生まれたばかりの子牛に悪さをするとか、あるいは牛舎の衛生管理上、野生動物が入るといことはそもそも好ましくないことでありまして、対策をしても中に入ってきてしまうと。学習能力の高さからそういうことが起きてしまうのですけれども、それで、ご提案のもう少しキツネのほうにも力を入れてはということですが、猟友会、実施隊のほうにお願いをして銃による捕獲も実施しているのですが、なかなかキツネに関して言うと、銃で撃つのは難しい状況にあるということを知っております。それで、新年度予算においては、わなを少しふやして対応していきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 川村君。

○委員（川村多美男君） はい、わかりました。

同僚の中にも、銃を含めてわなの部分も含めまして、3人ほど猟友会に入っている方もおられます。

そんな中で、猟友会の高齢化も進んで、これから5年、10年になると、みずからの足で山に入って猟銃を撃つというのがだんだん難しくなってくるのではないのかなと、このような心配、危惧もございます、実は。

そういうことで、例えば元自衛隊の隊員さんに期限限定で鹿を撃っていただくとか、そういう考えもこれからは必要になってくるのではないかなと。なかなか猟銃を持って、それを維持しながらやっていくということは大変難しいと思うので、その辺の駆除に関してそういう臨時的な採用といいますか、そういう考えもこれからは必要でないかなと、こういうふうに思いますけれども、その辺についての考えを伺いたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

委員からご提案をいただいた部分でありますけれども、非常に農林業被害があつて困っているという一方で、社会的には銃について言うと、全般的に規制の方向性にあるということ、まずご理解をいただきたいというふうに思います。ヒントとして自衛隊というお話もあつたのですけれども、銃を持って使うには、銃の所持許可が必要でありまして、まずそれを持っている方でなければできないことでもあります。

ちなみに、今、農林課、鳥獣被害対策の予算の中では臨時職員を雇用させてもらっておりまして、その方については銃の所持許可を持っております。実際に実施隊の中にも入ってもらって捕獲の活動もさせておりますし、それからほかの実施隊員の方とチームを組んで、その者が運転する車で現場対応したりとか、できる範囲の中で今工夫やっているつもりでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 川村君。

○委員（川村多美男君） 既にそういうことはやっておるといことでございますので、余り心配しなくていいのかなと、このように思います。

最後の質問になりますけれども、私は消費者側というか、生産しているわけではないのですが、酪農の町標茶、本当にこの標茶の自然の中で、空気もいい、水もいい中で育った牛から搾った乳を飲んで本当においしいなというふうに感じてきておりますし、今、標茶で搾った牛乳を中標津のほうに運んで製品化して、政策として学校給食にも提供されていると。それからまた、JAの店舗でも売っているといことでございますが、そのほかにしべちゃ牛乳として売っている店舗はどのぐらいあるのか、伺いたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

私が押さえている中では、フクハラのほうでも販売をしております。

○委員長（菊地誠道君） 川村君。

○委員（川村多美男君） それから、ミルクックというのが、標茶の在住の方がデザインしたスプーンというのか、そういうものを持ってキャラクターとして何年か前につくっていただいたといことで、それを今度着ぐるみという形にして、イベントとかそういうのにお金をかけてつくったのだろうかけれども、それをフルに活用しているふうに聞きました。あと、ハッピーくろべえというのですか、これは肉牛をイメージしてつくられているのではないかなと、このように思うのですが、この着ぐるみも2体で、例えば標茶の産業まつりだとか、そういうところに出て、中に人入って大変だなと思うのだけれども、宣伝というのか、牛乳の消費拡大という意味でも、もっともっと、それはそれとして、すごく価値があるし、さわれるし、いいなと、こういうふうに思うのですが、町のホームページを開いたら、その2頭のミルクックさんとハッピーくろべえが仲よく並んで載っていましたし、名刺にもその2頭がかわいく載っているのですね。かわいいミルクックのシールというのも今後つくって、例えば家庭の冷蔵庫にマグネット式の冷蔵庫にぴたっとくっつくようなやつをつくって、ミルクックさんを書いた描いたようなものを張るとか、いろんなアイデアを出しながら、しべちゃ牛乳の宣伝というか、消費拡大をしていくべきでないかなと、このように思っているところでございます。

あとは、男の人も女の人も時間がとれてある程度余裕ある人は、自分の近くの近所のスナックだとか、釧路に出るとか、札幌に出るとか、いろんな場面でそういう飲食店に入ると思うのですが、ボトルをキープする際にエプロンというか名札というか、そういうものもあるわけでございまして、そこにミルクックの白いやつをばちっと張って帰ってくると。そうしたら、あれは何だと言ったら、標茶のミルクックですよ。やっぱり制作者には何て言ったらいいのかわからないですけども、しべちゃと平仮名で書くと子供も大人も読めるといことで、ぜひそういう、キャラクターと言ったらいいのでしょうか、消費拡大、それからPRも含めて考えていくべきでないかな。これには農林課も

企画財政課も、それから商工観光もJAさんにも力や知恵をおかりしながら、聞くところによると、邪魔でないかと思うのですけれども、邪魔でないかと思うのだけれども、コップにヨシコさんというのか、何ていうんだっけ、あれ。

(何事か言う声あり)

○委員(川村多美男君) フチ子さん。コップの縁にキャラクターをびゅっとう置くのですね。飲むとき邪魔でないかと思うのだけれども、これもミルクックとかくろべえの、一体になっているか単品かは別にして、そういうのもかわいくていいのではないかと。私もちょっと聞いてインターネットで調べたら、高いのは7,000円、8,000円もして売っているのですよ。安いのは300円ぐらいなのだけれども。売るのではなくて、PRのために申請するというぐらいのことで、消費拡大やPRをしていっていただきたいなと思いますけれども、最後にそれを聞いて終わりたいと思います。

○委員長(菊地誠道君) 副町長、森山君。

○副町長(森山 豊君) お答えいたします。

今、委員からミルクック、それからハッピーくろべえ等の活用、これは標茶町の牛乳の販売促進、それと標茶町そのものをPRしていくという部分ではフル活用させていたでいるというふうに思っています。そういう部分では、そういう形で知ってもらふことしについては、健康づくりとあわせて牛乳の消費拡大を釧路管内一貫してやったというのもあります。もろもろの話を含めて牛乳の販売促進を進めていきたいというふうに思っておりますし、標茶町のPRについても進めていきたいと思ひます。

以前、CIの行動計画の中では、町民みんなが宣伝マンというような項目もたしかあったというふうに記憶しておりますけれども、そういう部分では、みんながどのような方法でもいいですから標茶町をPRしていくということだと思います。手法については参考にさせていただきながら、今後みんなでPRをしていけるような方法を各団体とも進めていければと思いますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○委員(川村多美男君) はい、終わります。

○委員長(菊地誠道君) ほかにご質疑ございませんか。

平川君。

○委員(平川昌昭君) (発言席) それでは、3点ほど新年度予算に絡みまして、ご質疑をさせていただきたいと思ひます。

冒頭まずは、災害的なこと、それから防災・減災等を含めまして、いかにどう取り組んでいくか、このことをまず質問させていただきます。

ことしは特に冬が、ここに来まして、2月の29日、3月1日にかけて、数年ぶりという、テロップ等で流れておりましたけれども、去年は冬場には数十年ぶり、また一昨年は想定外と、通年通して非常に予想、予定、想像できない天災的なものが来ているのではないかなど。そういう意味では、いち早く本町にとりましては、大きな事故もなく来ているなど、ほっとしていることではないかと思ひます。

冒頭、先ほどの予算質疑で災害関連で質問させていただきましたけれども、本町にとりましては、防災の基本計画というのですか、これはずっと数年前に立ち上げて、いろんなことも含めて、全体的に多岐にわたって基本的な計画と取り組み等々を羅列しております。私もちょっと気になりながら、この夏場の低気圧等に対する川の氾濫ですとか、冬場になりますと暴風雪等々によりまして本町に限らず大変皆さん懸念をするところがございますが、特にこの基本計画の中に、本町にとりまして、釧路総合振興局より警報地帯というか、そういうのを指摘されているというか、指摘ではないですが、掲示をされているのですね、標茶町内の4カ所含めまして。それは主に土砂的なもの、そしてのり面ですとか、これ町のホームページぱっと開いたときに、防災情報、防災という欄にここ同じことが4カ所出てきているわけです。そのことは、これは防災会議等でいろいろ見ながらどう現状を把握しているのかなと、ふとこう思いながら、今後対策どうするか、そういう意味で若干お聞きをしておきたいなと思います。

○委員長（菊地誠道君） 総務課長、島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えいたしたいと思います。

委員ご指摘の土砂災害特別警報等の警報が、最近テレビ等であるいは新聞で出される部分が多くなりました。それで、ご指摘のこの土砂災害危険区域、これは土砂災害防止法というのが平成13年に施行されまして、それに基づいて、危険な土砂災害の部分を一いち早くその部分を避難勧告等を含めて情報を提供するということになります。

それで、ご案内のように、標茶町も4カ所、この指定をされてございます。茅沼地区で2カ所、それから開運町、それから標茶小学校の釧路川の河川側の土砂、この地域の指定に当たっては、崖の傾斜が30度以上で5メートル以上の高さがあると。それから、傾斜地の斜面が10メートルという一定程度の要件の部分がございます、北海道がそれぞれ調査をして市町村にそれぞれこの指定についての意見をとって北海道が指定するという形で、今現在4カ所指定されてございます。

それで、この防災対策については、指定前からですけれども、本町のよく春先、大雨等警報が出た場合については、災害対応のそれぞれ全ての災害に当たって各関係課、それから消防署あるいは警察も一部入る部分がございますけれども、そういった部分の連携の中で対策を即時にしております。実際には、大雨警報のときにはその4カ所について消防署のほうで巡回をして状況を把握すると。実際に土砂災害警報が出された場合についても同様でありますので、その水の状況だとか、今ちょっとゲリラ豪雨的な部分が非常に多いので、そういった部分で域というよりも、端的な部分でどういう雨の状況かというのを把握しながら、それぞれ対応しているところでございます。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 今、ご説明の中で私懸念するのは、この特別警戒ということで指定しているのです。この特別警戒というのは、まず本町に限らずそういうところはあろうと思うのですが、ただ、巡回のみをして、先ほどの説明でゲリラ豪雨等に対しての巡

回をしていると、今のところは災害の懸念はないから手当てをしない。実施機関はどのようなのですか。道のほうで全部いざとなったら、意見、例えば町の関係者から意見を聞いて早急に整備をするとか、これは町がやる範囲なのかと、何よりもまずそういう機動力を発揮するとなれば、そういう点が出てくるわけですね。だから、まず、そういう点についてはどう捉えているのかなど。

それと、学校のそばも非常に特別警戒地域になっている。いわゆる小学校の標茶小学校裏側の土手が警戒地域になっている。これは子供たちが遊ぶ場ではないにしても、それに伴って、例えばあそこの河川敷のほうに行く可能性もありましょうし、そういった環境の面でも非常に心配するのではないかと。もう一カ所、同じ町内でも開運町のほうに行きますと、あそこはどうなのですか、遺跡の跡地の空き地になっておりますから、その敷地の中は全く使われていなくて、通り道という、車の通り道になっていますね。それは現状把握しながら早急にやるというのは、道のほうに言って関係機関と協議して起こるべきことを防災するというのは、まさにそここのところに来るのではないかなど。そう思って見ていたのですが、それについての見解はいかがですか。

○委員長（菊地誠道君） 総務課長、島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えをいたします。

委員おっしゃるとおり、土砂災害特別警報が出された場合のその対応の仕方については、重々安全・安心のためにどう対処するかというのは基本中の基本でございます。そういった部分で、警報が鳴った場合には、それぞれ自治体の長が避難勧告を出す、避難準備を出す。そういった警報のときにどういうタイミングで出すかという部分がございます。より安全にどういう対処するかというのは、状況把握を含めて、気象状況も含めて出すわけなのですが、実際には勧告の部分で一定程度の基準みたいのを各自治体で一定程度検討し、その状況を住民、その箇所の方々に周知するということになってはいますが、警報が出た場合にどういった基準で避難勧告を出すかという、その防災計画の内容については、ことしの防災会議の中でその部分を提案する準備をしておりますので、その部分で計画書をより充実するといえますか、その中の現実に合わせた中での改正を考えてございます。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 今後、防災会議等々でそういうようなことを含めてどう振興局に提言し、また、そういう整備をするかはこれからの状況によるのでしょうかけれども、どうなのですか、教育関係、学校のところというのは、余りそう目立たないような状況ですよ。そういうようなことは話題になりませんか、そういう点につきましては。

○委員長（菊地誠道君） 総務課長、島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えをいたします。

先ほど4カ所のうちの1カ所、標茶小学校の河川側といいますか、今、校舎の建っているところの釧路川寄りの、今、木が生えているのですけれども、のり面が若干過去に

崩れている状態で、うちは小さいときはあそこで遊んだ経験があるのですけれども、実際に先ほど言った要件で30度以上で、斜面が10メートル以上という部分で合致してしまっていて、ただ、そのときの指定する場合に学校と協議をさせていただきました。実際には、その子供たちの安全に非常に問題があるとなると、それをどうにかしなくてはなりませんけれども、現状で木が生えていて、校舎と若干離れている部分がございます。建っている部分と実際に子供たちがそこで通る通路という形にはなっていないということで、ただ、指定はするのですけれども、より状況によってどう対処するかというのは準備段階からそこに近づかないとか、雨が降ったらそちらに行かないとかという形で、それぞれ学校と十分情報を共有していきたいというふうに考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） そういったことで、通年いろんな意味で自然災害等が起こり得る、これはぜひどういう状況になるかわからない、起きなければいい、減災、まさしく防災、そういうことから、内容審議でも会議が1年に1回と。いま少し、これからやはりもう少しそういう点も、委嘱する方々に対して少し手当てをしながら、最低でも2回ぐらいやって、そして対策等々起きてからでは遅い、そういう面でぜひ取り組むべきと考えますが、その辺について前向きに検討されるべきと思いますが。

○委員長（菊地誠道君） 総務課長、島田君。

○総務課長（島田哲男君） お答えをいたします。

それぞれうちで防災会議の条例をつくってございます。この条例に基づいてそれぞれ防災会議を行うわけなのですが、その中の所掌事務といいますか、その部分での防災計画を作成した中で重要事項の部分で審議をするということでもあります。

ただ、緊急性の場合には緊急招集をいたしますので、防災、災害が起きた場合についてはそれぞれの防災会議を開いて、より対策の部分をするということになります。ただ、通常の場合、防災計画の中でそれに対応いたしますので、防災会議のそれぞれ関係者が集まって対策を練るといのは、かなり大きな災害のときというふうには私ども理解していますので、それ以前に、防災計画の中で対応できる組織的な部分は、その中で行っていくという形をうちはとっていますので、それぞれこれまでの状況を含めて関係機関のご意見をいただく場として年1回でやっておりますので、これを何回するのはよろしいと思いますけれども、なかなかみんなそれぞれ機関が、各町村全部防災会議がありますので、そういう部分で年に1回ということのうちの方は計画というか、予定してございますので、各機関もそれぞれそういった部分で理解いただいているということでご理解いただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） ぜひそういうことについては通年通しながら、減災に努めて、また順次パトロールも強化されて取り組んでいただくよう提言をしておきたいと思いま

す。

次に、町長も執行方針で常に言われているのですが、本町における河川の管理ということで、これはうちの町は非常に大きな河川、これは1級河川等々は国の管理とか、2級河川は道、普通河川等々については膨大な数の河川があります。特にそういう点では、河川管理につきましては、災害に備えて効果的な改修、障害物の除去、こういうことは執行方針でも毎年度言われているのかなど。先ほどと類似いたしますけれども、やはりこれもこれからの融雪期の増水等々懸念もされるところでございますが、そういった点につきましては、どのように巡回パトロールしているかなど。予算上ではその面については明示をされておりません。ただ、町道管理の巡回という中に含まれながら直営でやっているのか、もしくは町道管理の中で何回か主なところを見るとかということもやっているのか含めて、ちょっと現状どのように対応しているかということ。

○委員長（菊地誠道君） 建設課長、狩野君。

○建設課長（狩野克則君） ご質問の河川のパトロールについてお答えいたします。

現在、町で管理しております河川につきましては、準用河川5河川、こちらが22.7キロメートルございます。また、普通河川につきましては、239河川、こちらが767.6キロメートル、合計で244河川、790.3キロメートルを町の建設課のほうで管理しております。

委員、質問の中でおっしゃられましたとおり、河川のパトロールにつきましては、道路パトロールのような委託業務によります定期的なパトロールについては行っておりません。そのパトロールにつきましては、緊急時道路パトロールの出動基準がございます。雨につきましては、時間雨量で20ミリ、また連続雨量で60ミリ、あるいは融雪期などの増水のおそれがある場合、その緊急パトロールの出動時に町職員によりまして、河川の標茶市街を流れておりますオモチャリ川、スガワラ川、また市街地以外では住民の情報による増水箇所の情報が得られた河川、そちらにつきまして町職員によってパトロールを実施している状況でございます。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 目視で直営で見ながら点検していこうと。支障木の立木等々による当然上流から流れてくる、そういうものについて撤去して、より1級河川、2級河川等々に流れ出るように、こういうことを随時主なところからやっていくと、そういう予定、計画、河川計画というのは、どのようになっていますか。

○委員長（菊地誠道君） 建設課長、狩野君。

○建設課長（狩野克則君） 支障木撤去という形で、町政執行方針のほうにうたわれておるということでございますが、町の取り組みとしましては、支障木につきましては、現在のところ、スガワラ川に河川の断面の中に生えておりました立木、こちらにつきましては2カ年連続しまして支障木の撤去を26年、27年という形で実施いたしました。また、それ以外の流れに倒木として流れを塞いでいる流木の撤去につきましては、住民情報を得られましたものにつきましては、積極的に除去について検討したいというふうに

考えております。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） ぜひ、そういうようなパトロールの強化、これも先ほど言った災害に対する防災・減災ということからすれば、本町にとりましては、膨大な町道路線と同時に川も多くございます。もちろん奥地に行けばさほど目にとまらない民有地とぎりぎりの境界の川がかなり数多い。そこまで行くと大変な労力もしくは時間等避けられないと思いますが、ただ、やはり計画を立てて、どこからやっていくか。例えば標茶町にとりましては、橋のほうも徐々に取りかかっているという、その部分を今手をつけようとしています。必ず川の部分というのは、通年そういうところの対象になってくる。そういう面については強化するべきだと思いますが、その辺のことをさらに計画を練って示していただきたいと思いますが、再度いかがでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 建設課長、狩野君。

○建設課長（狩野克則君） 委員おっしゃられますとおり、先ほど来から言われております異常気象の発生、そういう観点から災害防除の取り組みとしまして、河川管理する側としましても、施設の点検というのは重要な課題だというふうに感じているところでございます。

冒頭申し上げましたとおり、河川につきましては延長も長く、全部の河川を点検するというのは、不可能だと思われるので、これからどのようなポイントでどのような形で点検、パトロールを進めていくかというのは、検討課題として積極的にパトロール、点検で施設の維持管理をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） ぜひ、森と水の町、川の町、標茶町のイメージアップのためにも、環境改善、ぜひ取り組んでいただくよう提言をいたしたいと思います。

3点目につきましては、ちょっと予算説明の中で私も聞き及んでおりました地籍の成果の統合型GISというのは数年前から本町でも取り入れて、そしてその活用をしていると。これ実際は余り住民にもわからない活用制度、どのような何をやっているという、GISというのはそもそも何ですかと、地理情報システムといってもぴんとこない。ただ、この活用によって相当、行政改革の一環と言ってもちょっといいかなと思うぐらい進んで活用していくということが民間サイドは相当進んでいます。これは当然、営業サイドの面もありますし、初期投資ががっちりとするということは、コンサル業務については当然な行為かと思いますが、行政の仕組みとしてこの統合型GISを推進することによってどこまでが活用コスト削減に結びつく、例えば地図なんかつくる場合は、そこから引っ張ってきてつくる。それで、それを住民の方に提供していく。これが私も普及させていくのだなということは大体聞いております。現状は先ほど内容審議でお聞きしましたので、2年、3年かけて町内でLANを使いながら仕組みをつくっていくと。人材的なこともありましようし、当然なことながら、システムの改善はもうどんどん

んどんバージョンアップして非常に高くなる。これ今まで取り組んできて費用対効果というのは検証されておりますか。

○委員長（菊地誠道君） 管理課長、中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。

まず初めに、地籍調査等の成果等を利用しております統合型GISとはどんなものかということの説明したいと思います。

まず、地籍情報、土地に関する町内の情報の利用、それとあとは航空写真を撮っておりますので、それと重ね合わせて利用するという方法、それと色々な役場の内部にもデジタルデータ、ほかにもたくさんありますので、町道の関係ですとか、水道の利用も可能だと思っております。

それで、どういう形で住民に、今、関係しているものとしては、一番多いのが農家さんに対する自分の農地の状況等のものですとか、農地の売買や賃貸等に図面だけではなくて航空写真をあわせて表示して利用していただいているというのが一番多いものだと思います。

それから、費用対効果につきましては、委員おっしゃるとおり、一つ一つのデータを統合型のGISという中の表示するシステムに入れるだけでも費用がかかってきます。また、年数がたちますと、そのシステム自体が容量が不足してきたり、そういった形でシステム自体を取りかえるということもあります。実際のところ、費用対効果としての数字としては、把握は現在のところしていないところであります。

町のコスト削減ということでは、コストの削減よりも住民に対するサービスの迅速化というのでしょうか、そういったことが挙げられると思います。実際のところ統合型のGISを利用するというので、全体的なコストの大きな削減には至っていないと感じておりますし、システムに対します人材等、職員等で対応しておりますので、その辺のコストもあります。人員的には専門家が町職員におりませんので、そういったデータのやりとりですとか、システム上のことにつきましては、委託業務として発注しております。

今後のこのシステム、統合型GISというものにつきましては、利用する頻度がずっと続いていくと考えておりますし、そのための費用についても継続的なものがかかってくるということは、関係している担当課としては考えております。

以上で、内容については答えたのかなとは思いますが。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 今まさに、行政で取り組んで、その実績というのですか、じわじわと理解していく中で、これ早くに標茶町取り組んでいるなど思うのは、国交省で標茶町のことを紹介していたのが平成24年に出ていたのですね、このGISの取り組みについて概要から全て。この中で、もちろん先ほど言った行政コストの低減、行政事務の効率化、住民サービスの向上を命題とすると、そういうことで取り組んで実績を上げて

きていますよということ。これ公開されています。北海道地方測量部。これ大変PRになっているのですよ、本町にとりましては行革の一環として。私はそうだなと。

それで、この中に例えばことしも予算出ていましたが、標茶町とJAしべちやと町と酪農学園大学、そことの業務提携をしながら、いわゆる地域総合交流に関するということで進められて、ことしも予算出ていました。この中でもGISの取り組みをもう酪農学園大学が進まれて、町もいわゆる先ほど言った農家さんの位置、地籍等々全部網羅して調べられると。これを提供しましょうと。まさにそういうことがどんどんどんどん進んでいるということは、大学の研究室、お金があるのでしょうけれども、民間サイドも先ほど言いましたけれども、コンサル系統はどんどん進んでいると。いま少し私たちも、住民の方も、それによってどう変わっていくのかなというのが知りたかったのです。その辺のことは、例えば先ほどの酪農学園大学、標茶、JAと、それから標茶高校、そういうものを取り組んでいるということにつきましては、そういう話の中でこの町が取り組んでいる統合型GISについてのお話とかは出てきておりますか。どうですか。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） お答えいたします。

委員のお尋ねは町の統合型GISの部分だったというふうに思いますけれども、中で酪農学園大学とそれから農協の取り組みがありましたので、その部分について農林課として知り得る情報についてお知らせをさせてもらいたいというふうに思います。

町と農協、それから標茶高等学校を含めて、地域連携総合協定を結びました。それぞれの機関で目的とするところはあったのですが、農協さんについては、当初よりGISを活用した組合員に対するサービスの向上を図るというような部分で、特に酪農学園大学のGISを専門とする先生と連携しながら、この間進めてきております。先ほど委員、国交省のホームページを紹介されましたけれども、農協さんについてもいろんな部分で、今、注目を浴びておりまして、酪農学園大の担当の先生から伺った話では、国内の農協の取り組みとしては標茶農協は今かなり先端の部分にあって、いろいろな講演会等でも呼ばれて事例を話をしているという、そういう事例紹介を受けているところであります。ただ単に地図を提供するだけではなくて、タブレットを活用しながら農場の情報等を組合員に提供しながら、例えば草地更新の履歴や何かをデータ化しまして、ここの草地についてそろそろやったほうがいいのではないかとか、そういう組合員の個々の農場の問題が見える化をしながら改善をしていく取り組みにつなげていきたいということで取り組んでいるのがGIS活用のいい一例だというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） かようにして、この統合型GISというのは非常に進んでいるということをまず私どもも、私も認識しながらいきたいと思っておりますけれども、町においては管理運営について運営委員長が副町長になっておりますから、しっかりと把

握されていて、行革の一環だと、そういう意味では、大いに取り組みを活用させて、そしてそれが反映できるような成果はじわじわと上げてきているので、よりそういうものを改革といかないまでも近づける中で、もちろん私もコンサルの人に聞きますと、非常に専門職の1人、これを本当に取り組むとなると、いわゆる測量士が1人要るのだと。町までその専門員を雇用するとなれば、大変そういった面は、そういった面についてはどんどん外部と連携というか、委託しながら情報提供してもらおう。そして、そのところをどう生かしていくか。これ、そこにどんどんいくには絶対専門職が要るわけですから、中途半端にならないように、その成果を上げていく。運営委員というのは管理職の皆さん方になって、運営委員長が副町長ですから、そういう思いを込めて、ぜひ活用策を練っていただくということをひとつ副町長のほう、管理運営委員長として何かございましたら。

○委員長（菊地誠道君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

こういう部分では、多方面にある情報を一つに集約しながら有効活用していくということで進めてきていると思います。

その中では、先ほどコストありましたけれども、時間的な削減をしていくとか、そういうことも1つだというふうに思っております。

その中で、今集まった部分、そして先ほど言われましたその専門的な部分では、専門職でなければならぬ部分をまた大学の知識含めて埋めてもらうというのも、これも連携の中で進めてきたことだというふうに思っています。でき上がった成果につきましては、できるだけ有効に使いながら、目的に沿った使用方法を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） ぜひ、標茶町がせつかく国の機関でも紹介されていることありますから、住民の方に理解できるような、こういう活用ですよということもできるようにPRしながら進められることを期待しておるところでございます。

それでは3番目、最後にちょっと1点、これ標茶町のGOGOチャレンジショップという支援事業について、細かい政策ではなくて大きな政策だと思いますので、ちょっとお聞きをしておきたいと思えます。

ちょっと26年度の補正で私も認識していなかったのですが、今年度も昨年に引き続き220万円と、まさにGOGOチャレンジですから55万円だなど。単純計算すれば、大体予定されているのは小規模起業家の支援ということであれば、申請者は4戸程度かなと思っておりますが、大体昨年並み、昨年27年度の状況と、ことしもそういう状況で捉えているのですか。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） お答えいたします。

当初予算220万円につきましては、55万円の4件という予算の組み立てになっております。

それから、27年度はまだ実績が出ておりませんが、26年度は1件ということになっております。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 年度末まだ残っておりますから、まだ結果的には出ないということで、26年度の分が1件というのは、事務報告書では100万円幾らの、55万円ではなくて、事務報告書でしょう。100万円ほどのこれ支援と出ておりますが、55万円ではなくて。これ1件というのは、そういうGOGOチャレンジのあれは金額によって整備資金によって55万円と、それから100万円とかといろいろ分けておりますね。26年度においてはそういう意味でありますか、実績の報告は。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） お尋ねのとおり1件ということで、はい。

（「金額」の声あり）

○企画財政課長（高橋則義君） 1件で104万7,000円です。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） これはいわゆる19年のときに、私もなりたてでちょっとわからなかったのですが、非常に当時の町長の思いが、直接補助金を住民の皆さんが申請したときに出そうと。小規模の起業者に対するということで、これはネーミングもそういう意味でGOGOと、55万円ということで、交付のこの規則を見ますと、申請行為によってその金額が55万円と限度額ですよ、それで、それが多くなれば100万円以上ということになっておりますね。主にやっぱり55万円ということがずっと離れないものですから、それは統一ではなくて、その整備の状況によってこれからも変えてくる、これからもそうだといいこと捉えていいのかなと。

それともう一つは、これは恐らく29年3月、時限立法で一応来年3月31日で切れますから、当然今までには、当時のことをあれすると2年ごとにそういうの見直していこうということが当時あったのではないかなと。規則状況を見ますと、これ2年ごとにちょうど見直ししているのです、規則のね。主にこの当時の19年の発足から直近までどういう規則が変わってきて、どういうような意見が出てきたか。もちろんこれ町の直接の町長の思いやり予算、思いやり政策ですから、大変この今回の標茶町創生総合戦略、ここにもうたっているわけですね。雇用環境の安定化、評価指標、起業件数10件、5年間ですよ。だから、それだけ思いやりあるということなのです。だから、続けるということになれば、当然のごとく、もっと充実していく、もしくはこのという思いがあると思うのですが、これ2年間の時限の中、規則の中でどういようなことで総括的に話し合っていた、そういうことをちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 初めに、GOGOのほうの関係ですが、55万円というのは別立てで、GOGOチャレンジショップの名称とは別に、この助成制度につきましては、対象は1,000万円で、8%が受けるようになります。発足の当時には別物の制度であったのを合算した中で、ネーミングとしてはGOGOというふうに残しておりますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

平成19年にこの制度を創設いたしまして、29年3月で時限立法になっておりますので、ただ、先ほど委員のお尋ねのとおり、地方創生の中でも企業促進の関係でうたわせていただいております。地方創生の戦略につきましては、平成27年度を含めまして5年間の計画になりますので、31年までの計画になりますので、29年3月に切れる時点では31年までがいいのか、もう少し制度化して恒久的なものにするのがいいのかというのは、検討させていただきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 先ほどご答弁の中で、55万円というのは設備に係る申請する総額に対するパーセンテージについて限度が55万円、だから2通りあるということなのだね。そういう解釈、55万円というのは、私がこだわっているのは、55万円で受けられるように申請した方が非常に多い。そういうイメージがあるからそう思っていたの。ところが、この今の26年度の実績というのは55万円ではなくて、100万円以上も使われている方がいる。その辺の整合性をきちっと持たないと、これから行く場合に、例えばもっと多くあれば、地域総合整備基金というような振興の資金ありますから、これはあくまでも小規模の方々が使い勝手いいように交付しているわけですからね、それで何ですみ分けしていくという、この辺、もっと予算をつけながら、もっと規則の、だから先ほど言った規則がどういう規則が出ていたのだというのは、そこなのです。副町長、答えられますか。答えますか。

○委員長（菊地誠道君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

大分前になりますので、ちょっと記憶が正しいかどうかというのがあるのですが、出だしは55万円でスタートしているところです。ただ、その後、見直しの中で、先ほど企画財政課長が説明しましたが、振興条例との整合性をとっていくという部分がありまして、そこに突入したところです。それで、55万円というのを、たしか率のやつで割り返して下限を55万円、前の制度を受けた人が不利益を生じないような形で制度設計をしたということになっています。それで、今、交付の上限が1,000万円になっておりますけれども、これはちょうど振興条例と同じような形で進められたというふうに記憶しています。

なお、この制度につきましては、内容審議の中でもありましたけれども、業を興していくということが1つ、それともう一つは町内での事業発注、それから物品発注、それを少なくとも半分以上というのが基本形になっていると思います。そう考えますと、こ

れをGOGOチャレンジで交付した額のかかなりの倍数で町内に経済効果を生み出しているというふうに考えているところでありまして、ことしについてはちょっと実績ありませんけれども、これまでも活用してきた方がかなりの件数があるというふうに思っています。

これからも、もし見直し時期が平成29年であれば、それらも検証しながら進めていきたいと思っておりますし、振興条例と整合性をとってということですから、振興委員会等のご意見または商工団体等のご意見も伺いながら、あそこの中に入っていますので、ご意見を伺いながら今日的な検証をさらに深めていって、制度設計をしていきたいというふうに考えております。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 振興条例はいろいろございますけれども、国の資金を引っ張ってきて、それ例えば規模の大きいところに出すという制度は、そういう制度というのは私も知っていますから、その制度を大いに活用するというのは企業誘致に絡みますし、ソフト事業者も来ているときは、そういう制度改正をして大いに活用されたと。この小規模の方々に、企業を興された方に大いに活用するというのはもう少しきちっと整備されて、大いに活用してもらおうと、それが本来の趣旨ではないかなと。私は、19年の4月から池田町長の思いやり予算、思いやり施策で町の単費で出しましょうと。本当は商工会を經由して商工の職員の皆様、会員の皆様とか、駅前通りの活性化のために、いろんなことの思いがこの制度にはあったわけですよ。時の開運橋の開通と同時に、それがきっかけで当時思い出されるところでございます。

当時から、みるくつく券とかいろんな思いで、政策については敬意を表しますが、ただ、29年の3月31日、これは先ほども申しましたが、2年間の時限立法、私はこの制度の中で、例えば標茶町に何年か住んでいないと該当になりませんよ。それはこだわりとしては、標茶町の皆さんに大いに起業してもらおうと。しかし、この19年からやや10年とする間に、人口は確実に80人ペースで減ってきている。おのずから企業の人方もそういう形をとらざるを得ない。そうすれば、このまちおこし、一つの一環として標茶町に、例えばここでは1年間住んでいないとできない、そのまず条件として。だったら、他町村から標茶町でこういうのをやりたいのだけれどもといったときに、これ該当にならないとなれば、やはりこれ10年たって見直しするとすれば、来年そういう思いでぜひこの規約というのですか、条件ですか、その辺は考えてみる必要があるのではないかと、そういう思いを私は持っているのですが、いかがですか。

○委員長（菊地誠道君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

GOGOチャレンジショップ支援事業補助金交付規則の中で、まず1つ、目的ですけれども、「この規則は、創業を目指す者に対し、その経費の一部を支援し、本町における産業及び雇用の創出を図り、もって本町経済の活性化に寄与することを目的とす

る。」ということであります。

その中であって、先ほど説明しましたが、当時は55万円を限度とするということで、それを超える部分については、なかなか多くの投資をしてもそれに見合う分を確保できないというような声があった中から、50%未満の場合は55万円を限度とするということになっています。そして、それを割り返すと687万5,000円となるわけなのです。それで、それを下限としてそれを超える場合には8%として1,000万円にするというような制度改正をその当時行ったわけです。

したがって、これを趣旨に沿った形で今後も進めていくということになりますけれども、先ほどありました今日的な事情を含めて、何が先ほど第1条のところのところに合致するのかということを検証しながら、今後の展開については検討してまいりたいと思いますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） ぜひ来年、ことしはもうスタートいたします。来年、1年後の3月31日までには振興委員会、もしくは商工関係団体等々、これから期待すべきは何であるか、そういうことを踏まえて、この条件の緩和、もっと大きく広げて、そういう面では実績が標茶町内では十分の実績を積んでいると。では、他町村の人が標茶でぜひということも私たちもPRしますよ。そういう点を含めて、ぜひ前向きに取り組む必要があると思います。

私最後に、町長の思いは19年の施策で出ましたし、私どもも大いにという思いがありましたので、その思いを町長から聞いて終わりにいたします。

○委員長（菊地誠道君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） 基本的な流れ等々については、副町長からもお話をしていますけれども、この間、社会経済状況の変化にどう対応をしていくのか。ただ、これ何度も申し上げていますが、国とかいろんなものが考え方をえようとしてえまいと、まちづくりの基本は何ら変わっていないということで、産業振興であるとか子育て支援であるとか、いろいろなものをいわゆる国の施策の上に町として何ができるかということを中心に考えて、これまでもやってきました。だから、国のほうでいろいろなリーダーシップを発揮されていることに関しては、それはそれで敬意を表しますし、私どもがどういった方向と一緒にやっていけるかということとは別にしても、結局は私どもの町でどういった方向に行くのかというのを考えなければいけないわけです。

そういった意味で、このGOGOチャレンジショップ事業というのは、今までもかなりの成果を上げてきたと、反省すべき点もあろうかと思いますが、そこら辺は検証をしながら29年の3月に向けてどういった形がいいのか等々については検証してまいりたいと思いますし、これはまちづくりの施策の全てに関して私申し上げていることでもありますので、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 平川君。

○委員（平川昌昭君） 最後にとということ、これ条例であれば議会でいろんなことをもまれながら、情報の中でやりとりがあると思うのですが、規則ですから、これ義務的には、こういう機会でなければなかなかできないのではないかと。ですから、あえてこの場で申し上げるのは、2年ごとにやっているのであれば来年の3月までにぜひそういう姿勢で、住民がもう少し緩和できることを期待する人もいますので、その辺を提言いたしまして、終わりにいたします。

○委員長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 3時43分

再開 午後 3時55分

○委員長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

ほかにご質疑ございませんか。

鈴木君。

○委員（鈴木裕美君）（発言席） 民生の関係で2点だけ伺っておきたいなというふうに思いますが、いずれも内容審議の中で伺った点についてです。

3万3,000円の予算がついていた徘徊痴呆性高齢者等の検索機器助成ということなのですが、実は先日ニュース等を見まして、高齢者、特に認知を抱えた高齢者が不幸にしてJRで死亡されるという事件がございました。そこでは最高裁の判決があって、そこで今回の認知の件については家族にも責任は問わないという判決がありまして、正直言って私自身は安堵いたしました。そういう意味では、最高裁の判決というのは本当に私自身は正しかったなというふうに思いますが、一方では、その認知の状況とといいますか、それと家族の状況で、必ずしもそのことに責任を問わないということにはならないという弁護士さんの、別な弁護士さんだったのですが、答えておりまして、なるほどなというふうに思っていて、24時間、本当に家族があるいは身内の方がつきっきりで目を離さないでいられるなんて状況というのは全く考えられないものですから、ただ、今回の判決については本当によかったなというふうに思うのですが、人数を聞いてもしようがないのですが、25年度の決算資料を見ますと、介護認定を受けられた方々というのは597人というふうな、1からケアプラン作成、介護度1から介護度5までの月別がずっと出ていまして、合計で597という数字が出されておりますが、もしその中で認知を抱えられていてケアプランを作成された方々というのは、どの程度まずいっしょるのでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 保健福祉課長、佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思いますが、認知症のお尋ねだと思うのですが、実際に介護保険の申請を受けてそれぞれ要支援、要介護の認定になってサービスを受けていくわけですが、ご存じのように、全ての方が認知症を持っている

というわけではなくて、あくまでもその中の何割かの方が認知症を、人によっては60代以前に若年性で認知症になる方もいますし、一定程度高齢になってから、例えば環境が大きく変化されてから認知症に介護の認定の途中で変化していくという場合もさまざまです。どの程度というのはちょっと具体的には言えないのですが、認知症の例えば潜在的な数としては、介護認定を受けた方の3割程度は認知症の可能性を持っているとか、それはあくまでも推測としてそういう数値を使っているケースがあると思います。ただ、今、手元には実際に個々の認定を受けている方が認知症が何人いるかまでの数字は持っておりませんが、かなりの割合で認知症が高齢化になればなるほど高くなる、さらには認知症の度合いが高くなっていくというのは数字的に出てきているのかなとは思っております。

○委員長（菊地誠道君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 特に、認知の中で、認知症の中にも、今回のJRでの事故のように徘徊をするという、そういう行動が家族にとっても身内にとっても本当に最も深刻な問題というふうに私自身は捉えております。先般判決が出たときの報道等を見ましたら、当事者とその認知症を抱えている方のご主人のコメントも出されておりましたけれども、そこでは奥さん60代、ご主人が70代だったのですが、最も効果があるのではないかとされているこの予算についている探索機、要するに、言葉で言えばGPSを自分のうちは妻につけているのだというふうな報道がなされておりますし、また、いろいろ調べてみたら、徘徊対策の一つとしてもGPSが非常に効果があるということも言われていることを承知しました。そういう意味では、この3万3,000円の町の予算というのは、これは町は金額で助成するのか、要するに検索機で貸与するのか、その辺教えてください。

○委員長（菊地誠道君） 保健福祉課長、佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。予算的には使用料と、さっき3万3,000円と委員のほうからおっしゃいましたが、そのほかに使用料、賃借料で機械借り上げ料で月額1台、基本料金として6,480円がかかることになっています。基本的には民間の機械をリースして、それを貸し出す。貸し出すお金について町が上限で1万2,000円分を1人当たり、それを助成するという仕組みです。ですから、リース料を負担、町が助成するというふうなことで理解していただければと思います。

○委員長（菊地誠道君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） 本町の中でもGPSを活用されているご家族もいらっしゃるということを伺っておりますし、一つの手だてとして、やっぱりこれが効果があるとするならば、町としても積極的にGPSの活用というものを推進していただきたいなということが1つですが、いかがですか。

○委員長（菊地誠道君） 保健福祉課長、佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） 認知症の対策としてGPSの機能については、一定程

度有効性があるということについては理解をしているのですが、ただ、現実問題として、これまでたしか10年くらい前からこのGPS、町が用意をしてリースの助成をするという形をやっているのですが、実はその利用状況が余り積極的に申し出がない。現在も25年に1件あって、27年に1件あったという程度で、それでなぜかなということは、やはりまず認知症を持つ方が常にこの機械を常時持っていないというのが実は一番の問題です。携帯よりもさらに半分程度の大きさのものがあるのですが、それが巾着袋みたいなものに入って、それを持ってもらうという形なのですが、実はなかなかそれを長時間、24時間その方がそれを保持していれば、それはGPSで必要があるときに位置を確認できるのですが、あともう一つは、ご家族の方が手元に例えばパソコンとかそういったものがなければ、簡単に検索ができません。それが一つのネックだと思っています。

ですから、逆に言うと、今は例えば小学生とか幼稚園の子供たちが、ご家族の方が親子で簡単な携帯を持たせて、GPS機能がついた携帯で、いつでもどこにいるかすぐ検索できるというものが実は出ていますので、実際に、今、町が持っているリースの機械がいいのか、情報機器のこういう検索機能の機器は日進月歩で進んでいますので、もう少しもっと違うものがあるのではないかということで、担当とは実は話しているところです。

ですから、利用状況が余りないというのとあわせて、そういう状況については、やはりもっと違うものを用意したほうがいいのではないかということについては担当のほうでは理解をしているところですので、引き続きどういふものがふさわしいのか研究をさせていただければと思っています。

○委員長（菊地誠道君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） ぜひ研究をしていただきたいと。今、課長がおっしゃったように利用状況が悪い、数年も前からこの予算化がされているということなのですが、やはり環境的に家族も含めて認知症の方を閉鎖するというか、隔離するというか、知られたくないとか、そういう思いがずっとあるのではないかというふうに思っていました。でも、もう亡くなられた方ですけれども、ご町内の中で見守っていて、家族が目を離れたときにも歩いて、私も一度見たことあるのですが、通報したのですが、そういう状況をもっとやっぱり社会全体で、家族が隔離をしないで、閉鎖的にならないで、社会全体の中でそういう皆さんで見守られる、そんなまちづくりができればいいなと私自身思いまして、ぜひ、これは要望なのですが、今の言ったGPSについても、もっともっとPRをしていただきたい。そのことによって、利用状況というのはふえていくのではないかなというふうに思いますし、今、前段申し上げたように、閉鎖的にならないで、病気ですから、やっぱり社会全体の中で、町全体の中で安心して暮らせるような、そんな町の環境づくりというのが私はこれから必要になるのではないかなというふうに思いますので、ぜひ、確かに町内会では見守り隊とかをつくってやっている町内会もありますし、けさほどもちょっと事務局とも話したのですが、ひとり暮らしの、それは認知ではなかったのですが、家族が電話しても出ない、娘さんも電話しても出ない、そして娘さんが

包括に電話をして、包括の方が自宅を訪ねたら倒れていたと。丸2日間も倒れていた。そして、病院に運ばれたというのが、この間のことです。標茶町であったのです。家族は包括に連絡することを知っていたからなのですが、それを知らなかったらひょっとしたらひとりで、もしかすると大変な状況が発生したのではないかなというふうにも感じました。

ですから、ぜひ社会全体といいますか、まず標茶町の中で認知症というものを共有しながら、町民の皆さんが共有意識をしっかりと持たれるような、そういう環境づくりをぜひしていただきたいなというふうに思いますし、そのことを、協議会発足していますね、SOSの。それはそれでいいのですが、もっと町民の皆さんが共有できるような、そんな環境づくりをぜひしていただきたいなというふうに思いますが、いかがですか。

○委員長（菊地誠道君） 保健福祉課長、佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

委員今おっしゃる部分については十分理解をしてやっているところですが、特にそのSOSネットワークを2年前ほどから再構築して立ち上げて、認知症の心配のある方につきましては、登録制度をつくっております、それで登録していただき、関係機関に顔写真入りで資料をつくっていますので、それを何かあったときにはお知らせするという形の対応をとっています。

それから、最近、皆さんもご存じだと思うのですが、認知症の方の施設につきましては、グループホームだと思うのですが、やはりグループホームの中でも、現在グループホームと自宅を毎日、1日数回定期的に、認知症がある方でも定期的に散策して、それが日常の行動になっているのですが、それも町の方含めて、あの人はきょうもまた元気に歩いていったというような形で見守りをしながら、私どももたまに会うときには確認しながらいるのですが、そういうことがいろんな人の町民の目によって見守られているのが一番かなと思っていますし、機械に頼れない部分というのは当然あると思いますので、そこはこのSOSネットワークの活動をさらに広めながら、これを多くの町民に周知しながら地域全体で支えていくという委員からの今のご意見についても十分理解しながら、引き続き進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（菊地誠道君） 鈴木君。

○委員（鈴木裕美君） ぜひにお願いしたいなというふうに思います。

もう一つ、特定不妊治療費の助成事業の関係ですが、内容審議の中でも、質疑の中でも伺いまして、国と道との取り組みについてはということもお答えをいただきましたが、1つ北海道は28年、要するにことしの1月20日以降に不妊治療によって妊娠された方については拡充をしていくという、初回30万円という拡充をしていくということで進められているようですが、男性にも不妊治療の拡大を拡充していく。そのことは私も理解していますが、ただ、北海道はまだ取り組まれていないのは不育症治療、つまりは流産を

何回も繰り返していくとか、そういう不育症治療に対して、道もこの新しい1月20日づけに関しては入っていない、対象となっていないのですね。しかし、私が考えるには、不妊治療を、妊娠する前に妊娠しても流産を繰り返していく、そういう方々は不妊治療だけではやっぱりだめなのですよ。ですから、まずは不育症、要するに流産を繰り返していくその治療をしないことには妊娠はしていかないのではないかとというふうに考えますから、多分、道も今後、自分の考えですが、不育症についても治療対象にするというふうになるというふういきょうも確認したら言うておりましたので、ぜひうちの町でも、道がするという事はするというふうの内容審議でもお話しされていまして、ぜひ不育症に対しても治療の対象としていただければというふうに思いますが、いかがですか。

○委員長（菊地誠道君） 保健福祉課長、佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

先ほども内容審議のときにお答えしていますが、北海道も1月20日以降の診療について新しい助成枠の拡大を含めてやるということで、私どもも昨日、道の交付要綱、手元に届いたばかりですので、基本的にはこれを今までと同じように道の補助要綱に上乘せするという形で基本的に標茶町の不妊治療の助成をやるという基本方針を持っていますので、北海道のほうが今言った部分の新たな部分についても取り組むということであれば、私どもやはり医療的な見地とか、そういったものについての専門知識については持ち合わせが少ない部分もありますので、やはり道の要綱に沿った形での支援を上乘せするというのが一番かなと判断しておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○委員（鈴木裕美君） はい、終わります。

◎散会の宣告

○委員長（菊地誠道君） お諮りいたします。

本日の委員会はこの程度にとどめ、散会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） ご異議ないものと認めます。

よって、本日の委員会は散会することに決定いたしました。

なお、明日3月10日は午前10時に議場に参集願います。

本日は、これにて散会いたします。

（午後 4時16分）

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

標茶町議会議長 館 田 賢 治

年長委員 黒 沼 俊 幸

委 員 長 菊 地 誠 道

平成28年度標茶町各会計予算審査特別委員会記録

○議事日程（第2号）

平成28年3月10日（木曜日） 午前10時00分 開議

付議事件

- 議案第18号 平成28年度標茶町一般会計予算
- 議案第19号 平成28年度標茶町国民健康保険事業事業勘定特別会計予算
- 議案第20号 平成28年度標茶町下水道事業特別会計予算
- 議案第21号 平成28年度標茶町介護保険事業特別会計予算
- 議案第22号 平成28年度標茶町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第23号 平成28年度標茶町病院事業会計予算
- 議案第24号 平成28年度標茶町上水道事業会計予算

○出席委員（12名）

委員長	菊地誠道君	副委員長	後藤勲君
委員	櫻井一隆君	委員	熊谷善行君
〃	深見迪君	〃	黒沼俊幸君
〃	松下哲也君	〃	川村多美男君
〃	渡邊定之君	〃	鈴木裕美君
〃	平川昌昭君	〃	本多耕平君

○欠席委員（0名）

○その他の出席者

議長 館田賢治君

○委員会条例第19条の規定により説明のため出席した人

町長	池田裕二君
副町長	森山豊君
総務課長	島田哲男君
企画財政課長	高橋則義君
企画財政参事	常陸勝敏君
税務課長	武山正浩君
管理課長	中村義人君

農 林 課 長	牛 崎 康 人 君
住 民 課 長	松 本 修 君
保 健 福 祉 課 長	佐 藤 吉 彦 君
建 設 課 長	狩 野 克 則 君
水 道 課 長	細 川 充 洋 君
育 成 牧 場 長	類 瀬 光 信 君
病 院 事 務 長	山 澤 正 宏 君
や す ら ぎ 園 長	春 日 智 子 君
農 委 事 務 局 長	村 山 裕 次 君
教 育 長	吉 原 平 君
教 委 管 理 課 長	穂 刈 武 人 君
指 導 室 長	佐々木 豊 君
社 会 教 育 課 長	伊 藤 正 明 君

○職務のため出席した事務局職員

議 会 事 務 局 長	佐 藤 弘 幸 君
議 会 事 務 局 次 長	中 島 吾 朗 君

(委員長 菊地誠道委員長席に着く)

◎開議の宣告

○委員長（菊地誠道君） 昨日に引き続き平成28年度標茶町各会計予算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員12名、欠席なしであります。

(午前10時00分開議)

◎議案第18号ないし議案第24号

○委員長（菊地誠道君） 本委員会に付託を受けました議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号、議案第24号を一括議題といたします。

議題7案一括して総括質疑を許します。

ご質疑ございませんか。

渡邊君。

○委員（渡邊定之君）（発言席） 町長が町政執行方針の中で述べられました「健康づくり思想を普及・啓発する」、そして「関係機関や関係団体と連携して」云々の点で質問させていただきます。

そして、それに伴って高齢化社会の問題をどのように、心身ともに健康な高齢者をふやし、支えられる側をふやさずに支える側をふやしていけるかという点での質問をさせていただきます。

健康づくり推進員の養成を10年ほど前に、釧路教育大の支援を受けながら、当時は住民課の中に保健福祉課というのはなかったのですけれども、住民課と社会教育課と連携しながら、この講座を進めて多くの健康づくり指導員を養成したわけでありましてけれども、それから10年余りがたちましたので、今日のこの時点でのそれぞれの課の評価をどのようにしているかという点をまず伺いたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 社会教育課長、伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） ただいまの健康づくり運動指導員のこれまでの活動の評価について、担当課としてお答えいたします。

委員ご承知のとおり、平成16年度に現在の健康づくり運動指導員の設置制度ができて、それから約12年たとうとしております。

これまでの指導員の活動につきましては、当初、住民課が進めておりました介護保険料の軽減と、あと住民の、特に60代、70代の方々の健康維持等、運動を通して生活に支障のない状態で過ごしていただくということを目的にスタートいたしました。

当時、住民課のほうで取り組んでおりました転倒骨折予防教室、それから発展いたしました、その受講者がみずからつくりましたOB会、そういった方々を継続的に運動の機会を設けるということで、健康づくり運動指導員が各地域に、OB会等の場に出向いて、継続してその運動指導に当たっておりました。今現在も引き続き、それらのOB会

はもとより、加えて地域の老人クラブ、それから各団体からの要請、特に女性団体等の要請、それから地域会、それから子育て支援センターを利用している若いお母さん方、それから保育園に通われているお子さんのお母さん方等、幅広く運動の機会を設けて、その要請に応じて、各指導員が出向いて指導に当たっております。

実績で申しますと、直近で平成26年度では、指導回数が延べ130回、それから指導した対象者が約1,500人を超える実績を見ております。この数字にもありますように、年代問わず幅広く健康づくり指導員がそういった場面で継続的に指導しているということに対しては非常に評価も高く、受講されている皆さん方からも常に、参加してよかった、また受けたい等々の評価をいただいているところであります。

○委員長（菊地誠道君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 住民課のほうの見解もお伺いしたいと思うのですけれども。

○委員長（菊地誠道君） 保健福祉課長、佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えしたいと思います。

当時は住民課の中でスタートしたのですが、現在、機構が変わって保健福祉課が所管しております。

それで、今、概略については社会教育課長のほうからありましたので、重複については避けたいと思いますが、基本的には指導員の養成を行って、それぞれの地域の、特に介護予防の事業の中で活躍していただいています。それで、かなりの事業を行っているのですが、特に2次予防事業の把握をしながら、閉じこもり予防、あるいは転倒骨折予防教室の開催等が主なもの、さらには健康づくりという観点から、高齢者の食生活の改善という分野にまで幅広くその健康づくりを支えるという形での普及活動、それからみずから実践される活動の支援という形で展開をしてきているところでございます。

○委員長（菊地誠道君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） そういう意味では、よその市町村のこういう活動をされている方との交流の場もありまして、意見を交換したこともあるのですけれども、そういう意味では社会教育課と住民課がうまく連携して事業を進めているということで非常に高い評価を得ていたというぐあいに思っています。

しかし、今現在、社会教育課と保健福祉課と、実際健康づくりの指導員として現場で活躍されている皆さんの意見を聞きますと、その辺のけじめといいますか、健康づくり指導員の方が軽スポーツなどを普及しながら、老人会等での余暇の利用の仕方、それからゲーム的な指導といいますか、そういう部分と、あと若干僕が気になりますのは、保健福祉的な対応で、指導員の方が現場での対応として非常に技術的に、保健福祉的な技術の向上という点で若干伴っていない部分もあるのではないかと思います。そういう意味での技術のレベルアップ等については、どのように保健福祉課としては考えていますか。

○委員長（菊地誠道君） 保健福祉課長、佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） まず、健康づくり指導員の皆さんには、それぞれ講習を受けて指導員になられてという形で登録されて、それぞれ社会教育独自の事業、それから保健福祉課の事業等、連携事業であったりさまざまな形があるかと思います。また、地域の老人クラブに呼ばれて健康づくりの指導員として参加されたり、その辺は、大体老人クラブには町の保健師が定期的に参画していますので、健康管理をしながら運動づくりの、最近はいろんなゲームをしたり、さまざまな新しいニュースポーツを取り入れならというので伺っています。そういう意味では、一定程度、一つのゲームも期間が過ぎるとそれに飽きてしまうというか、新たなものもやりたいとか、そういうお話は老人クラブの連合会の会長さんからも何度か聞いたことがありますので、そういった部分では新たな形での指導員の方の技術力の向上とか、そういったこともあわせて並行して進めていかなければならないと考えていますので、その辺については所管しています社会教育課と連携をしながら、これからも検討してまいりたいと思っております。

○委員長（菊地誠道君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 今、説明ありましたように、実際に活動されている方の実情はそうだというぐあいに思います。老人会等でそういう指導的役割を果たす、その方がもう80歳で、自分がもし突然ここでできなくなったと言ったら、その後どうするのだろうかという、そういう不安も抱えながら、後に続く人材をしっかりと育てていかないと、この活動もある意味では途切れてしまうのではないかというぐあいに思いますし、その辺の将来的な展望については、社会教育係ではどのようにお持ちでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 社会教育課長、伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） お答えいたします。

今、委員ご指摘のとおり、特に老人クラブ、地域の老人クラブにつきましては、みずからの組織の中でリーダー的役割を持った方が、これまでも会の例会等のそういった活動の中で、知恵を絞りながら参加された皆さんにどうその時間を楽しく過ごしていただくかということに努力をされているというのは承知しております。

一方で、社会教育課の健康づくり運動指導員がそれらの地域の方々に今度どのようにかかわっていくかということでお話しさせていただきますが、実際その健康づくり運動指導員が全ての地域に配置できるような人材が確保できれば何よりとは思いますが、現状、今、指導員が26名おります。それで、配置されていない地域も、御久沼、阿歴内、茶安別地域に、今、未配置の状況です。それ以外については数名の指導員が配置されておりますので、そういった地域の活動、老人クラブも含めて地域の活動についてはコーディネーターを中心に指導派遣をしている状況にありますが、今後の展開といたしましては、これまでも11年間の間に3回の指導員の養成講座を実施して指導員もふえてきておりますが、それと同時に指導に当たる指導員も間違いなく高齢化ということで退いていく指導員の方もおります。そういったことを勘案しながら、現時点では平成29年をめどに改めて養成講習会を実施して、いずれにしましてもマンパワーということで、地域

の住民の皆さんから手を挙げていただかなければ指導員の養成に結びつかないというのがありますので、そういったことも含めて、PRも含めて養成講習会に向けて人材の確保に努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） そういう意味では指導員の養成をしっかりと進めていただいて、本当に常にそういう指導員が必要とされる現場に行けるように対応していただきたいというぐあいに思います。

それとあわせて、このスポーツ指導員の活躍で、なくなりそうになっている老人会等の活動が再生できる、そういう状況も耳にしております。そういう点で、そういう老人会等に参加して、そういう現状をよく把握していると思われるのが保健師の役割ではないかなというぐあいに僕は思っているのですけれども、そういう意味では保健師の皆さんとこの健康づくり指導員との関係、この養成講座が始まった当初は、保健師の方もこの養成講座を受けて健康づくり指導員の資格といいますか、養成講座を修了して活躍する時期もあったのですけれども、そういう意味では今ちょっとそういう保健師とこの健康づくり指導員の皆さんとの連携という点ではどうなっているのか、お伺いしたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 保健福祉課長、佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） 老人クラブと保健師の関係ということですが、それぞれ保健師は各地区担当制をとっていますので、必ず同じ老人クラブに同じ保健師が毎回参加するという形になっています。ただ、全ての会合に参加するというのではなくて、年に数回という形で、大体同じような回数で全ての老人クラブの会合には出席しながら、そこでいろんなやりとりをしたり、ことしですと、例えば、それ以外に地域包括の職員が出向いて、老人クラブの皆さんに病院にかかる時の交通手段のアンケートをとらせていただいたり、そういう関係でいろんな情報収集をさせていただいているところです。

これにつきましては、一番、今、老人クラブいろいろなところでやられているのですが、さまざまな運営形態がありまして、さらには会員の高齢化とか、若い方がなかなか、若い方といっても大体は60歳から65歳以上の方が会員になれるという資格で組織されているのですが、なかなか新規の会員が少なく、老人クラブ自体の運営が懸念されている地域も幾つかあるということも聞いていますし、さらに一番老人クラブの活動で困っているのが、例えば会合に集まるための足の手段の確保が一番困るのだということも伺ったりしていますので、その辺については引き続き状況収集をさせていただきながら、次に介護の総合事業の立ち上げを検討していますので、その中でこういった形でその地域を支援していけるかということも視野に入れながら検討してまいりたいと考えております。

○委員長（菊地誠道君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 今、次に地域密着型サービスの介護の方向性というのも今議会

で議論されていまして、その部分に質問を移ろうかと思いました。

そこで、今、課長から出されましたように、現場では、家族の協力が無いというぐあいに見てしまえばそれまでなのかもしれませんけれども、やはり家族に、サークル活動に参加したい、健康づくりの活動に参加したいといっても、なかなか家族の人に相談できなくて、うちに閉じこもっているのだよねという会話をその集まった中でされているという話も聞きますし、そこら辺の配慮も、思い切って交通手段等にも踏み込んで検討していただきたいというぐあいに思います。

それで、こういうさまざまな幅広い活動を展開するといえますか、活躍しなければならない健康づくりの皆さん、それをまとめているのが、ある意味では町に置かれている生涯学習アドバイザーの方だと、トレセンのほうに勤めておられるアドバイザーだと思うのですが、非常に、聞くところによりますと、その方にこのいろんな人員配置とか企画とか、そういうものが全部そこに集中してしまっているというようにも伺っておりますけれども、余りにもそこに集中し過ぎて十分な活動の展開の計画を立てられないという現実があるのではないかと思いますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 社会教育課長、伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、生涯学習アドバイザー、体育系の職員につきましては、業務の主なものとして、一昨日もお話しさせていただきましたが、主に健康づくり運動指導員のコーディネーターとして派遣先への人員配置、それから指導プログラムの企画、それから指導員だけで定期的に行われております自主研修会の指導、そういったものを業務として日々活動されております。

ご承知のとおり、そういった指導の機会が年々幅広くふえているということに、そのアドバイザーの業務も忙しい状態にはなっておりますが、ここ11年間の中でさまざまな運動プログラムの蓄積、それからアドバイザーのみならずこれまで指導されていた指導員個々の技術的知識も含めて、運動だけでなく、先ほどお話出ました簡単な軽スポーツ、それからゲーム等を含めて指導員皆さんに、ある程度の技術、知識が身についているという評価もしておりますので、指導員、それからアドバイザーと一緒に連携しながら負担の余りかからない、そういった日常の指導員との関係を円滑に進めていけるよう、環境整備はこちらのほうとしても整えていきたいというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（菊地誠道君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 今のお答えをできるだけ具体化し、アドバイザーに過重な負担がかかり過ぎて、結果的にこの健康づくり運動指導員の活動が停滞してしまうということのないように進めていただきたいというぐあいに思います。この問題については、終わります。

次の2点目の問題でありますけれども、昨年度中に行われました決算議会の中で、虹

別地区の地元の先輩議員であります熊谷議員に対して、老朽化した建物等についての意見がありました。その中で、今、虹別の寄宿舍で陶芸工房と木工工房を利用して活動されていた皆さんがいましたけれども、その建物が老朽化することによって移転せざるを得ない状況に至りまして、その中で場所の提供をということで、旧教員住宅の跡をそれに利用したいというお答えがありました。そういう情報を地元の方も聞いて、大変喜んでおりましたし、その中で活動できることを楽しみにしているようでございます。その後の経過について説明をしていただきたいというぐあいに思います。

○委員長（菊地誠道君） 社会教育課長、伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） お答えいたします。

その後のどう進めているかということにつきまして、寄宿舍につきましては、既にそういったことで、ある程度危険な建物ということで、そういった中で活動されている2つの団体をいつまでもそこを利用していただくわけにいかないということで、方向性を整理していったわけです。

その教員住宅の利活用につきましては、今現在、その団体の活動時期がこれから、春から夏場、秋口にかけて活動が盛んになる時期でもあります。そういったことを勘案しながら、平成28年度の秋ごろをめどに代替施設のほうの整備を行いたいというふうに考えておまして、その後の団体の活動場所の移転については、活動期が休みに入る秋から冬に入る前に何とかそちらのほうに移すことができるといふふうに考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） そういう意味で、かなり時間が先になるなという感じがいたしますけれども、この建物をそういう木工、陶芸のほうに改造し、喜ばれる施設にしていきたいというぐあいに思いますけれども、その建物をつくっていく中で、やはり利用者の皆さんの希望等をしっかりと聞いて対処をしていただきたいと思いますが、その辺のちょっと見解をお伺いしたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 社会教育課長、伊藤君。

○社会教育課長（伊藤正明君） お答えいたします。

既に両団体にはそういったお話をさせていただいて、実際にその住宅のほうも中を見させていただきながら、最低限の必要な改修をお話しさせていただいて、両団体から意見をいただくという予定になっております。そういったものを勘案しながら整備していきたいというふうに考えておりますので、ご理解ください。

○委員長（菊地誠道君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） こちら側の最低限と求める側の最低限とのそのギャップ、恐らくあるのではないかとこのぐあいに思います。そういう意味ではしっかりと、地域の人が見ても納得のできるような、そういう最低限の対処であってほしいと思いますし、やる、それを利用する皆さんにとっては何とか満足のいくものにしていただきたい

というぐあいになります。

そこで、この老朽化した寄宿舎のその後のスケジュールと申しますか、いつごろこの危険な建物の処分を考えておられるのか、ついでにお聞きしたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長、穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

委員ご案内のとおり、学校施設、老朽化している施設、教員住宅を含めまして、現在、学校施設の解体事業ということで年次計画で進めているところであります。

今年度28年度につきましては、常盤の老朽化になった教員住宅5棟9戸、これを計画しておりますが、今、社会教育課長のほうからお話あったとおり、このスケジュールでいきますと28年度はちょっと難しいと思いますが、29年度以降、まだほかにも老朽化している教員住宅等ありますので、その辺のところも検討しながら29年度以降に解体ということを考えていきたいと、そんなふう考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○委員長（菊地誠道君） 渡邊君。

○委員（渡邊定之君） 以上で終わります。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） （発言席） 私は、3点質問をいたします。

初めに、各地で町政懇談会等が11月、12月には行われているわけですが、その町政懇談会の中での地域からのいろいろなお話が出ている点について、そこに触れながらお話をします。

町内には、霊園が1つ、それから1種が3つ、それから2種が10、こういうふうによくの墓地が現在その地域地域で管理されている状態ですが、阿歴内の墓地、皆さんご承知のように、3カ所になっているのは私も承知していますが、私が今回取り上げるのは、今、閉校になるところの学校近くの阿歴内墓地の件であります。この墓地の道路が墓地専用の道路でないためにいろいろ相当、つくったときは真っ平らで車もスムーズだったと思うのですけれども、言うなれば乗用車だったら腹がこするというか、そういうような路面になっておりまして、このことについては地域、いろいろな町内会長やら、あと墓地管理組合長やら、いろいろ懇談会等で発言しているというふうに伺いました。その件については、私、今1つだけ言いましたけれども、この点についてはどのように今なっているか、要望に対してどういう回答をし、ことしはどういうふうになろうと思っているかについて伺いたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長、松本君。

○住民課長（松本 修君） ご説明いたします。

阿歴内の墓地、町道から、学校前の舗装道路から左に曲がっていく、阿歴内の墓地まで行くわけなのですけれども、そこまで行く間の道も町道となっております、その都

度、要望を受けたとき、建設課のほうと協議をしましてグレーダーを入れるというか、そういう形でならずとか、そういう対応はさせていただいております。

○委員長（菊地誠道君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 私も、どんなふうな回答をされているか、議事録を見ました。今、課長が答弁しているようなことで、なかなか予算をかけて砂利をかたく敷き詰めるようには、するという回答はしていないのですが、私、今回予算に組まれているこの標茶霊園、すごくいいと思いますよ、200万円かけて舗装を直すというのはね。でも、こうやって、1回ではないですよ、2回も3回もお話しして、磯分内のようにたくさんの方がいれば相当その発言が圧力になりますけれども、あの地区、農家が減りまして、三、四人の人が墓地を管理しているような状態で、とってもう手に余ると。したがって、私も事情をよく聞きましたら、その400メートルの先には牧野があつて、去年の春には木材を搬出して道路を傷めたのだと。だから、自分らの力ではどうもならないから、そういう話は道路課のほうにも行っているのではないかと思うのですよ。もうちょっと親切な、ことしは100メートルでも、その一番悪い、低いところをちゃんと直すとか、そういうようなお話はどうなのでしょう。

○委員長（菊地誠道君） 建設課長、狩野君。

○建設課長（狩野克則君） お答えいたします。

ただいまご質問にありました町道でございますが、阿歴内地区の町政懇談会の中で要望を受けた内容につきましては、墓地の奥のセントラル牧場を含め草地があります。そのため砂ぼこりが立ちますので、墓地までの道路、町道部分については舗装をしていただきたい、そういう内容の要望ございました。

それにつきまして町としましては、町道管理者としましては、町道につきましてはいろいろな状況、現状、利用形態がございます。その道路につきましては、農道といえますか、農作業の道路も兼ねていることで、大型の交通量が非常に多いと、その中で今現況の砂利道、それについて舗装を直接かけた、砂ぼこり、ほこりどめ対策につきましては、何回かの大型車の通行で舗装の破損が見込まれるということで、現状の砂利の道路を、今、追加して、その中でほこりのなるべく立たない材料を利用した形で維持管理をしていきたい、そういう形でお答えした部分であります。要望に対して何もしないと、そういう形での回答はいたしておりませんので、ご理解願います。

○委員長（菊地誠道君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 議事録にはちゃんと要望事項が丁寧に発言者の言ったとおり書かれていますし、写真も添付されて、私が見たときと同じように、もうこういうふうになりドキャナリーというか、そういう草が両側に鬱蒼とあれして、真ん中も乗用車の腹がこすって、本当に悪い道路だなというこの写真が写っています。これを放置しないで、できるだけ努力を、直営の車両動員してでも砂利をかたく敷き詰めて、努力をされるように私はお願いしたいと思います。

今、1点の墓地について、例を出して具体的にお話ししましたが、ほかに東阿歴内とか片無去、それから沼幌、上御卒別。余り国道から、町道から離れないで墓地へ行くところは案外いいのではないかと思いますけれども、ほかの地域の、東阿歴内とか片無去の道路についてもいろいろ要望がありますので、ひとつできるだけの道路維持をお願いしたいと思います。特に秋のお彼岸とかお盆のときに間に合うように、両側の雑草も、町道ですからきれいに除草、草刈りをするようなことが大事ではないかと思います。この点はこれで、次に移りたいと思います。

次は町立病院のことです。町立病院は、私も外部からずっと見ていまして、患者の数が減ってきているのではないかなど、そのことと人口減の関係は、これは関連しているということで、私もその辺はいたし方ないと思いますけれども、私が今言いたいのは、何か10年後の釧路地域というか、釧路、根室の全体の医療体系を道が中心になって何とかうまく作り直さなければならないというような考えがあるように、また、いろんな報道等で私もそれを知っております。そのことと関連あるのだと思いますけれども、昨年11月2日から11月25日の7カ所で、町内地域懇談会、病院主催の懇談会が開催されております。この懇談会の内容とか、それから病院側の狙いとするところ等のお話をお聞きしたいと存じます。

○委員長（菊地誠道君） 病院事務長、山澤君。

○病院事務長（山澤正宏君） 答えいたします。

町立病院主催の地域医療懇談会をこのたび開催させていただいております。議員のお話のとおり、11月2日から始まりまして11月25日まで、7会場でもって開催をいたしたところでございます。参加の人数につきましては、95名のご参加をいただいたところでございます。

今回のこの懇談会の内容、目的について申し上げますが、1つは町立病院の現在の経営状況を皆さんに知っていただきたいということでありまして、医師の出張体制の関係だとか患者数の状況、そして収支の状況などについて説明をさせていただきました。

2つ目としては、今後の町立病院をどのような医療体制にしていっていいのかというようなことで、そういうことに対しての皆様のご意見をお伺いすることでありまして、今回のこちらのほうの医療懇談会には院長を初めとして看護師長、私、係の者として地域に出向いたところでございます。いろいろなご意見がありましたので、ちょっとご紹介をさせていただきます。

まず、質問事項として主なものを申し上げます。

1つには、出張医師に対しての交通費がかなりお金がかかっていることに対し、経費の節約が図れないでしょうか。例えば送迎について、専属の職員を置いて対応していったらいいのではないのでしょうかというのがございました。

こちらのほうの病院側の回答といたしましては、日曜日から来てくださっています外科の先生は金曜日の夕方に帰ります。そして、週末の当直の先生については金曜日の夕

方に来院されます。そして、日曜日でも当直の先生は夕方に帰ります。そして、外科の先生が夜来院されますということで、利用する空港もそれぞれ、釧路空港、中標津空港、女満別空港と、またはJR釧路駅というような形で、先生一人一人がその交通機関というか、使うところが違うという部分がございますので、そういった部分で対応するというのは現時点では難しいというふうに考えておりますというふうに回答しておりますが、なお経費が節約できる方法については今後も検討をしていきたいという回答をいたしたところでございます。

もう一つご紹介します。診療所になったらどうなるのでしょうか。やすらぎ園の設置との関連で、診療所になった場合に影響が出てこないのでしょうかというようなご質問がございました。

回答といたしましては、まず診療所というのは19床以下のベッド数であります。20床以上のベッドを持つということであれば病院という定義になります。診療所の入院基本料につきましては、病院とはかなり差が出ます。診療所の場合、入院の場合にあっては1日とか2日とか、短期間になってしまうでしょうと。長期で治療や加療を必要とする方においては、そういった対象となっていないくて、別な医療機関のほうへ行って治療、加療をしていただくということになるでしょうというお話をさせていただいています。

また、看護師さんの対応の関係でも、今現在、夜勤は4名体制で行っておりますけれども、診療所になった場合については1人とか2人とか、そういった少人数になってしまうでしょう。それは診療報酬がかなり病院の場合と、半分以下の診療単価に変わりますので、そういった部分含めて医師の人件費、看護師の人件費、そういった人件費が出せなくなってくるでしょうということでも回答させてもらっております。ですから、今やっているサービス提供内容のレベルについては維持はできなくなるというようなことをお話しさせてもらったところでございます。

次に、主な意見についてご紹介をさせていただきます。

病院を運営していくためには何といたって医師がいなければ運営ができないわけで、お金の問題は何とかなるにしても、医者がいらない、看護師がいらないというのはどうしようもないことだから、それが一番心配ですね。

2つ目、先生がいなくなった場合、一番気がかりなのは、夜間などの緊急の場合の対応をどうしていくのかということだと思いますと。

3つ目、20年後、30年後は、今の標茶の町立病院の体制を維持していくのは困難ではないかと思えます。だから別な方法、患者さんをどうやって釧路なり他の医療機関へ行けるように足の確保をするかということ、今後、病院のベッドが減って医者が減った場合、救急車をふやすとか、あるいはドクターヘリをふやすとか、そんな別な方法を考えていかなければならないと思えますと。

4つ目、病院は絶対なくせないと思う。終末医療は必要なものであって、いずれは必ずお世話になる。生まれ育ったところで最期は迎えたい。病院があることで安心感につ

なおります。

5つ目、救急医療にかかわって、24時間体制の確保をするのに1億円以上の費用がかかっていることについて、救急病院が近いところにあるのは本当に助かります。ただ、標茶のこれからの人口によって病院を維持していくのは難しくなるというお話は理解できます。

6つ目、介護施設でいられる状態で最期を迎えるのであればいいけれども、病院の治療を受けないとならない場合もあると思う。そうしたとき、苦しいとき酸素吸入が必要な場合など、当然病院で診てもらふことになるのでしょうか。町内に医療機関は必要ですね。

7つ目、うちの家族は多いです。何かあったときに町立病院があると助かるけれども、内情を聞かされると本当にこれで町立病院がなくなっていくのかと思う。何か打開策がないのか。高齢化社会と言われる中で、お年寄りがメインの何か特別にぐっと力を入れた医療体制にならないのかなと思う。若い人たちだと車で釧路の病院に行けるけれども、小さい子供とか、高齢の方が車が運転できなくなり、足がないなど、不便さが出てくると思う。このような状況を踏まえた体制ができたらいいなと思います。

8つ目、地域の医療の核となる町立病院はぜひとも必要ですし、救急の面においてもドクターヘリがかなり運航されていますけれども、町立病院の存在は心強いものであります。行く末はやすらぎ園でお世話になって、最期は町立病院でというのが地域の要望ではないかと思えます。町財政の負担軽減というのがあると思えますけれども、皆さんにはできるだけご努力いただきたい。お医者さんや看護師さんが本当に一生懸命ご苦労されていることがわかりました。私たちのために、これからも努力していただきたいです。

9点目、火曜日や水曜日の午後、内科休診のときも内科の先生方が別な仕事をしているというのを知らなかった。今回話を聞いてわかったのですが、多くの町民は理解不足のところがあると思うので、その辺はPRをもう少ししたらいいのではないのかと。

10番目、標茶町の人口が今後増加するということはまず考えられないと思う。町立病院を今後どうするのか。最終的には町議さんや町長さんがどういう判断をするのか。我々に見れば、地域に充実したものがあることにこしたことはないけれども、最終的には財政と結びつく部分なので、うちの要望としては残してほしい。理事者側がどういう判断を下すのかお任せするしかないと思う。最低の医療体制を保ってほしいです。人口の流れからすると難しいだろうという気もするけれども、最終的には内科とか外科とか、標茶として何か特別な部分は置いておかなければならないということでしょうかねと。

11点目、大きい病院にかかるにも紹介状が必要になるので、町立病院がなくなると困ります。

12点目、外科とか小児科について、今来てもらっているからお金がかかるのはわかる

けれども、先生には来てもらったほうがやっぱりいいですと。

13点目、要望になりますけれども、このような懇談会について、これからも地域に来て話をしてほしいというご要望がありました。

最後になります。苦情として1点、会計時間が遅いという声が数件寄せられたところでございます。

このことを踏まえながら、私たちの病院経営に生かしていきたいなというふうに考えているところでございます。

以上、報告申し上げます。

○委員長（菊地誠道君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 本当に貴重なご意見、今、発表していただきまして、私も詳しく知らなかったものですから、本当にすばらしい懇談会だったなというふうに思っております。

私は、この懇談会について電話で何人かの方から、議員、診療所にするためのいろんな説明みたいなことをやるのではないのかというお話をいただきましたので、私なりに、議会ではそういう話は一つもありませんので、そこら辺はよくわからないのですが、病院は現状で続きますので、そういう話ではないと思いますというお話をしております。

したがって、私が今ここで、町長でも副町長でもいいのですが、町立病院は、いろんな話があるけれども、今のところ現状でやっていくという、これは町長の施政方針にも載っていますから問題ないのですが、再度、懇談会に対する回答というような形でお話をいただければと思います。

○委員長（菊地誠道君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） お答えをしたいと思います。

ただいま事務長のほうからお話ありましたように、町民の皆様にも実態等についてある程度了解をいただいているのかなと考えておりますけれども、病院の維持に関しましては、できるだけサービスを維持していきたい、低下させたくないというのが私の基本的な考え方であります。

ただ、ご理解をいただきたいのは、本当に私いろんな場面で申し上げますけれども、医者の確保が、これもう本当に方法が、ありとあらゆることをやっているつもりなのですが、それはやはり今の日本の基本的な仕組みの中では非常に難しいということです。先ほど黒沼委員もご指摘になりましたけれども、いわゆる地域医療のあり方としてどういった体制を組むのかということで、そういったお話も今されております。例えば専門的救急医療については大きな病院で、地域においては慢性、それからリハビリ等々という絵も描かれているようですけれども、私も会議の中で申し上げましたけれども、とすると標茶町が担わなければいけない医療を、それをやっていくためのお医者さんの確保というのはどなたがしてくれるのですかと。それがやはり国として医者の倫理に任せているということであれば、そこら辺は絵に描いた餅になるのではないでしょ

うかと。だから、やはり諸外国の例を見ても、地域医療にこういった医者が必要だと、そのためにこういった医者を養成していくという国も実際にあるわけですから、やはりそういった中で、地域の中で医者がいなければ、病院がなければ生きていけない、交流するにしても観光を振興をしていくための病院、医者がいなければ何ともできないわけですから、そういった意味で町村の努力だけではもう限界です。だから、やはり国として医者のあり方、これからの育成の仕方について何らかの積極的な支持をいただきたいということをいろいろな場面で私申し上げています。

幸い、今、標茶町立病院は、新年度においても北海道大学、札幌医大、旭川医大の医局の皆さんのご理解をいただいて何とか昨年と同じような医療体制は維持できる見通しとなっておりますけれども、これとて1年先どうなるかというのは本当にわからないわけでありますので、ぜひそういったこともご理解をいただきたいと思います。やはり私どもは私どもとして努力を続けてまいりますけれども、町民の皆様にもぜひそういった意味をご理解いただきながら、町立病院を応援していただきたいと、そのように考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 次に、3番目に入ります。

懸案の食肉センター事業がおくれて進んでいるわけですが、少しずつ動き出してきて推進されてまいりました。推進の一部を担っている私としても、明るい希望を持っているところであります。

そこで、今回、議員協議会で4日に説明を受けましたので、重複はしないようにお話をしたいと思います。国の補助事業を取り入れるに当たって、強い農業づくり交付金制度に乗る必要があるように承知をしますが、ハラール認証を取得した施設をつくらなければならないのか、その費用とか見通しとか概略、どのようになっているかについてお伺いしたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課参事、常陸君。

○企画財政課参事（常陸勝敏君） お答えいたします。

全体的な今後の計画部分も含んでおりますので、私のほうからお答えしたいと思いますけれども、ご案内のとおり、一昨年、本町のほうに設置要請がされまして、そのときには今、委員からお話あった強い農業づくり交付金という制度ではなく、別な交付金制度を活用するという要請を受けておりました。この間、その交付金に向かって採択いただけるように事務等を進めてきていたところでした。その制度活用の中でも、訪日外国人、その中のムスリム関係者、イスラム教徒の方々向けの、インバウンド向けのお肉を提供できるような形の取り組みができないかということで関係者間で協議をしてきて、そこに向かっていこうという積み上げをしてきていたところなのですが、実は28年度から今言いました交付金の制度が改正されるという中身になりまして、その制度が活用できなくなるという見通しになりましたので、この間、関係者間で協議をし、今、委員からお

話あった強い農業づくり交付金という別な新たな交付金制度に向かおうということで、今日を迎えているところであります。

その強い農業づくり交付金の制度でありますけれども、交付金の目的としては、国産農産物の安定的供給体制の構築を図る中で地域が抱える課題、その具体的な課題解決のために産地競争力の強化や安全で効率的な流通システムの確立などを目標達成するために必要とする施設整備に対して、その計画等を審査し、成果目標、それはポイント制になっておりまして、そのポイントの高さによって交付金が配分されるという制度であります。その今言った強い農業づくり交付金のメニューの中に産地食肉センターという項目がございまして、今そこに向かおうということなのですが、その交付金の中でも2つに大きく分けられております。1つは今お話のあるハラール対応、もう一つはそれ以外の対応する施設ということで、今言ったその以外の対応の場合には処理頭数の下限の制限がございまして、1日当たりの処理頭数、140頭以上処理するということがございまして、そこには今予定している計画でいきますと1日100頭の処理でございまして、該当しないというところで、もう一つの先ほど言ったハラール対応施設のほうに向かおうと。その場合には処理頭数の下限がないということで、要件的には該当するということとなります。

そのハラール対応の部分でございまして、いろいろと課題も実際のところ、あるところもあります。ハラール対応という採択要件の中には、認証、輸出する国の認証基準を適合することという条件がその交付金の中でうたわれておりまして、一方では、そのハラール対応の部分で、認証の曖昧さとか、先ほど言った費用の部分、それから実際に輸出しようとする輸出先国の市場性がどうなのか等々、課題も実態としてはあるところではあります。

ただ、今言いましたように、交付金の制度上、ハラール認証が要件としてうたわれておりますので、今現在その認証をとり、中心は国内向けの販売をハラール向けにということで、そこに向かいながら、その輸出向けのほうも当然検討しなければならないのかなというところで、今現在、関係者間で積み上げをしているところです。交付金採択になるように向かっていく必要がありますので、ただ、この交付金については再来年、平成29年度からの事業活用を目指しているところでありますので、この後、総合振興局、北海道などからも情報提供をいただき、また指導、アドバイスもいただきながら計画等を積み上げていくところでありまして、また、あわせて随時、情報提供もさせていただきたいと思っておりますので、ぜひご理解のほどお願いしたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 私もハラールはちょっと十勝かどこかがやるのかなというような情報収集しかしていなかったのですが、ここへ来て、国も北海道もそうだと思うのですが、イスラム圏の方々においしい牛肉をごちそうするという、そういう観光やいろいろなおもてなしをすることに力を入れ始めたように、いろんな報道で知るようになりま

した。

私、自分で、去年11月の初めに北見の事業所を訪問して、そこで新年度から道が試験的にハラール認証に合格する牛肉の生産をしてくれということで、本来ここは豚もやっているからそういうことは、施設を増築してやるということはかなり難しいのだけれども、どこもやるところがないからやらざるを得ないというような工場長のお話を伺いまして、そのときは、ああ、そうなのだなというような程度でありましたが、ここへ来て、この根釧工場がもしハラール認証でいろんな国の施策や道の施策と合致するようになれば、私はハラール認証を目指して、この屠場が開設されるほうがいいかなというふうに思っている一人です。3名ぐらい専門の職員が要ると、あとは普通の人たちが処理に回るということで、そういう人件費は幾らか多くかかるけれども、そんなに難しくないお話も聞いています。

また、別なほうでお伺いしましたところ、余りこういう話は専門的でどうかと思いますけれども、屠畜の際の方式が全然違うので、そのことをクリアすると、あとはそんなに難しくないというお話も伺いましたので、もちろん私よりも整備検討委員会のメンバーの方のほうがよく研究されていると思いますけれども、私はこの方式でやったほうがいいというような考えの一人でございますので、いろいろ研究されるように、私も頑張りますし、町側も強い農業づくりは有利な資金だというふうに思います。金額も、当初、活性化プロジェクトであれば5億円だったのが3倍ぐらい、最高額ではもらえるそうありますから有利だなというふうに思っていますので、この点もう一度、例えば獣医さんだとか、農協の事務屋さんだとか、どこまで協議が進んでいるかどうかについて伺っておきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課参事、常陸君。

○企画財政課参事（常陸勝敏君） お答えいたします。

今、冒頭お話あった東藻琴の部分でございますけれども、今、ハラール認証を受けたという報道等も流されておりました。

実は、北海道のモデル事業として、今回、3月の頭にドバイのほうに試験的に輸出し、そちらの市場性なりを図ってみたいと、調査してみたいという目的で実施されたと聞いております。あくまでもモデル的な事業でございますして、その中で道内の屠畜場の中でハラール認証がとれる、とりやすいといえますか、その部分で東藻琴が選ばれたのだと思います。あくまでも試験的と聞いております。

今、委員お話あったように、これからつくる、我々の標茶につくろうとしている施設でございますので、この間、今回、東藻琴で行っている試験の取り組みの内容、それから認証の実際とり方だとか、そういうところも情報をもっている、今そういう状況でございます。なかなかやはり時間なりハードルも高いのも実態としてはわかってきているところなのですが、その中でご意見いただいたのは、新規の施設というところで、やはり食べるときにそういうところも考えれば認証としてはとりやすいと。認証する段階

で、どこに向かって輸出するかにもよるのですが、査察官という検査をする方が来て見るという形になりますが、実際は物が建っていればそこで見て、ここをこうしなさい等々の指示があるようなのですが、これから建てる施設ですから、その辺のご意見をいただければ、それに向かっていけるのかなというところで、そういう面ではやりやすいところもあるのだらうと思っております。

ただ一方で、先ほど言ったように認証自体の統一基準というのもございません。認証団体もいっぱいある、どこの国に向かうかによっても認証のとり方も変わる、施設の整備の仕方も変わるという中身でありますので、それらを総合的に判断しながら、交付金の制度上の要件もありますので、そこを最低限クリアできるように向かっていきたいと考えておりますので、あと後半にありました関係者間等の連携部分だと思っておりますけれども、当然のごとく、整備検討委員会を中心に、それは各施設の関係者のトップ等が集まったの会議であります。その事務方の部分でも情報交換、それから意見交換、それから先ほどお話あったNOSA I さんとの情報もいただいているところでありますので、その中で事業活用できる部分については、ぜひこの計画の中に入れていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 次に、関連しているのですが、屠場が私は2年後には開設されるということを前提に、今、私が日ごろ考えていることを述べたいと思います。

乳牛を繁殖というか増殖をする上で、牛の改良を飛躍的に、改良を確実なものにする方法に受精卵移植という方法があることは皆さんもご存じだと思います。この受精卵移植は、生体から生体へ、生きていた牛から生きていた牛へ移すのが普通なのですが、この屠場の副産物、内臓は全部、90%以上廃棄されてしまうものの中から卵を取り出して培養して他の雌牛に移植すると、こういうことでありますから、その子牛はいい牛の子であれば間違いなくいい牛になります。それを技術を持った獣医先生方がどうしてもやらせてくれと、やるからひとついろんなところでこの方法を、屠場が開設することによってただの卵がとれるから、それを10個とれば10頭の牛に移植できて、極端なことを申しますけれども、1万キロの牛は1万キロの子牛に育つわけですから、これを標茶で先駆けてやるようなことにしたいと、こういうふうなことを真剣に言っていますので、私も20年近くたってこういうふうになってきたのかなと、この事業についてはそういう考えを持っています。この点について簡単にやるべきだというお答えいただければ、終わりにしたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課参事、常陸君。

○企画財政課参事（常陸勝敏君） お答えいたします。

計画的な部分も含んでおりますので、自分のほうからお答えさせていただきますけれども、受精卵移植等、屠畜場における卵巣採取の関係であると思っておりますけれども、現在、道内の屠畜場においても実施していると聞いております。屠畜場内において屠体した牛

から卵巣を採取し、その卵巣から卵子をとり、体外授精による受精卵を培養して生産者、牛のほうに受精卵を移植するという流れだと思います。

その取り組みの考え方なのですが、具体的には、その受精卵事業を行う事業者、それから運営を行う畜産公社との実施に向けた細部調整が必要だとは思いますが、この根釧地域におきましては乳用牛が最大の供給基地でもありますし、優秀な遺伝子の活用、それからその有効活用によって優秀な後継牛を確保できる、それによってすぐれた牛群の整備ができるという、生産者にとっても経営基盤の強化につながることで考えられます。それから、このところの素牛価格の高いという状況が続いている中では、肥育素牛の生産等にも取り組みができるというような流れもありますので、その付加価値向上、販売に向けてもいい取り組みだと考えているところであります。総合的に考えて、新しい屠畜場内でそのことができるかというところで、設置者としてはぜひ前向きに検討したいと思っておりますし、地域生産者にとっても大変な有益なことであろうと思っております。

3月で閉鎖されてしまうのですが、現在、大楽毛の根釧工場においても一部その事業者がやっているという情報もありますので、その延長線上での事業展開が図られればと思っているところであります。

今後については、その受精卵を行う事業者、それから運営をする畜産公社、あとは共済組合を含めた中で、ぜひとも連携していい事業展開をできるように、こちらとしても情報提供、それから連携を図りながら推進していきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 黒沼君。

○委員（黒沼俊幸君） 終わります。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

櫻井君。

○委員（櫻井一隆君）（発言席） 私は、三、四点になるかと思いますが、質問させていただきたいと思っております。

まず1つであります、これ標茶の駅前にコインロッカーを設置してみたいかなということなのです。2月の末、2月27日、28日、これは標茶町でSLの冬の湿原号の最終日でありまして、そこでイベントが開かれたと。町長もご出席されていろいろ見られたようですが、そこでSLからおりてきた子連れのお母さんが子供の手を引きながら、キャリーバッグというのですか、旅行用のバッグを引きずりながらおりてきて、これから標茶を散策したいのだけれども、コインロッカーがないので荷物を置けないので、そういうものがあればもっと標茶を楽しんでいきたいと、いろんな買い物もしたいのだというお話をされていたのですよ。僕も60数年標茶に住んでいて、ああ、なるほど、コインロッカー標茶にないよなということで初めて気づかされたようなことございまして、町長も前におっしゃっていた3町の連携で観光事業に取り組んでいくというお話

もありましたので、これから観光客を呼び寄せ、また標茶を知っていただく意味においても、このコインロッカーを、駅なのかどこなのか、それはちょっとわかりませんが、検討していただきたいと思うわけであります。考え方をちょっとお知らせ願いたいと思いますが。

○委員長（菊地誠道君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

2月末、ラストランのときですが、そういうお客さんもいらっしやっつた。その受け先といたしますか、そういう部分では無料の預かり所を設置していたというふうに聞いております。

コインロッカーを設置するとなると、その利用頻度も含めてなのですが、今、委員がご心配されているのが、そういうようなものを預かる場所がないかということも含めてだと思えますけれども、そういう部分では商工会さん、受け入れ準備をしていましたけれども、そういう対応を今回もしておりましたし、それに準じた形でできるようなことというのも今後検討したいというふうに思いますし、コインロッカー設置というのはなかなかちょっと困難かもしれないけれども、実質荷物を預かるというような体制を、方法については協議をしていきたいなというふうに思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 一時的なものでなく、そのイベントがあるたびということではなく、平日においてもコインロッカーがあったほうが、標茶を見に来られた方、そういうものにも便利ではないのかなと思うわけですので、後ろ向きではなく前向きに検討を願いたいと要望し、2点目に入らせていただきます。

2つ目は、これに関連することなのですが、塘路の公衆トイレの問題なのです。これはさっき言ったことも関連しますが、SL冬の湿原号並びにくしろ湿原ノロッコ号、これが塘路を行き来するわけですが、その駅前のトイレは皆さんご承知のとおり11月9日から4月19日まで閉鎖されていると、これが現状でありまして、きのうこの会が終わりまして、現状を私は塘路まで走って確かめてきました。そうしたら、出物腫れ物所嫌わずではないけれども、やっぱり用を足したくて行く人が結構いるのです。除雪もしていないのですけれども、そこをトイレに向かって歩いている足跡がいっぱいあるわけですよ。そして、やっぱりせつなくなつて用を足すのでしょう。そういう汚物なんか、雪に隠れてはいるのですが、あるのです。

もう一つ、塘路の土佐商店のあたりの自販機のあるあたりも、同じような現象が起きていると。雪解けとともに汚物なるものが露出してくると、それを片づけるのが大変だよという話もありましたので、この観光客を呼び寄せるに当たって、やはりただ来てくださいではなく、トイレでおもてなしというのも変ですけども、そういう24時間365日使えるような、そういうトイレをどこかにつくっていただきたいなど、それがまた塘

路発展のためでもあると思うのです。

ここに、ことしの2月19日に釧路の釧網本線を世界遺産に登録したいというような、そういう会議が、NPOの人たちだそうですけども、市民団体が18日に発足し、会員は160人いたと、こういう記事も出ていました。やはり我々ここに住んでいる者はさほど感じないのですが、物すごくこの標茶を中心とした道東の魅力というものがあるのだなど改めて再発見したわけなのですが、そういうことについては、やはりこれからもっともっと人が出入りすると思うので、またそれをやっていかないとならないと思うのですね。非常にお金のかかることかと思うのですが、そういうことも検討していかないとならないと思うのですが、お考えをお聞かせ願いたい、こう思います。

○委員長（菊地誠道君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

この件につきましては、これまでも実は何度かご質問があった部分だというふうに思っています。

先ほどの釧網本線については、今、委員おっしゃるとおりに非常に人気の高いローカル線という評価を受けているというふうに思っています。それだけ利用者がふえてきた。今までも、駅につきましては、国鉄、そしてJRが整備をしてきたという部分があります。その中で、一義的にはやはり運行する管理者が整備すべきものというふうには思うところがあります。ただ、その一部活用として、農村公園内のトイレを使っているというのがありますけれども、機能上といいますか、物理的に冬場がちょっと困難ということで、今現状になっていると思います。ですから、したがって路線の運行、それから、もしかすると道路の部分でいきましたら道路管理者も含めて、それらの責務をしょっていくということが重要ではないなというふうに思っています。そういう部分では、そういう話題も関係者との協議の中で出しながらお話を進めていきたいというふうに思いますので、その辺はご理解いただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 前向きなお答えをいただいたので、私としては非常に満足しておりますので、3点目に行きたいと思います。

黒沼議員もおっしゃっていましたので、重複しないようにお話をしていきたいと思えます。何かといいますと、食肉加工センターについてであります。

食肉加工センター、屠場ですね。先般説明もございましたので、おおよそわかったのですが、ただ、建設工事が着工されてから開始まで、これはちょっと長過ぎるというふうに私は思うのです。参事のほうからはマックスでということですから、最大限おくれでこういうような工程かなという表示かと私は理解しましたが、帯広の、今、畜産公社がやっている第3工場においては、大体1年で工事が完了し、この3月31日で大楽毛の工場が閉鎖になり、4月1日から運用ということでございますから、今まさに検査どとか、そういう試験操業の真っ最中だなど、こういうふうに推察するわけですが、大体発

注から完成まで1年ということで帯広の屠場は進んでおります。それからすると大体規模も内容的にも同じぐらいの規模、あるいはちょっと小さいのかと思うのですが、そういうことだと、この着工から完成まで21カ月ではなく、もっともっと前倒して早く早くということで進めていきたいと思いますが、そこらの見解はいかがでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課参事、常陸君。

○企画財政課参事（常陸勝敏君） お答えいたします。

単純に十勝工場との比較はできないのかなと思っております。十勝工場の場合、敷地をもともと持っておりまして、平たんな場所で行いました。造成等も多分必要なかったのだらうと、その期間について多分短くなる部分もございます。

今回、予定している場所については、土を動かす作業からまず着工しなければならない部分も、そこからの工期等も考えております。ただ、実際の、さきに示した工程につきましては、あくまでも予定というところで捉えていただきたいのですが、今後、基本設計、実施設計をし、その中で建物の構造、それから敷地等々の配置等も決まって、その部分で実際に工期がどれだけ必要かというのが出てきます。着工時期にも当然よりまずるので、先ほど黒沼委員から説明があったように、交付金の活用も予定しているというところで、交付金の内示、交付決定が来ないと、そこからスタートになります。そこから入札云々という事務が始まってきますので、それらを考えますと、あくまでも前回示している工程については、5月、6月に交付決定が来、その後スムーズにいったというスケジュールで示させていただいております。ですから、それをもう少し短くできるのであれば、工程上できるのであれば、それは当然一日でも早い完成を目指し、一日でも早い操業を目指しているところでありますので、ぜひご理解いただきたいと思っております。

○委員長（菊地誠道君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 工程表についてはあくまでもマックスで考えておられるということで、了解いたしました。

それからもう一つは、今まさに地層検査をやったわけですが、今の時点で地層検査の結果というのは出てきているのでしょうか、それをちょっとお伺いしたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課参事、常陸君。

○企画財政課参事（常陸勝敏君） お答えいたします。

全員協議会の中でもご説明させていただきましたけれども、当初は2月いっぱいを目処に、結果が出る予定で進めさせていただいておりましたけれども、降雪等の状況、それから調査内容の一部追加等も含めて工期がもう少しかかるというところで、3月20日までの工期延長をしているところです。3月中旬までに結果をいただけるということで、今、進んでおりまして、実はきょう現在ではまだ結果が出ていない状況でありますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（菊地誠道君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 本会議、この会議までに結果が出ればこんな質問をすることは

なかったのですが、まず1点、ちょっと心配するのは、地層検査によってさらにボーリングが、その結果が余りよくないとなれば、さらにボーリングする必要性というのはあるのかないのか。

それからもう一点は、地下浸透については本当に安全なのかなという疑問の声も出てきているわけですが、ここらについて、まず2点をお伺いしたいなと思うのです。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課参事、常陸君。

○企画財政課参事（常陸勝敏君） お答えいたします。

ボーリング、今の調査している結果によって追加の調査が必要かどうかという部分でございしますが、それについては結果がやはり出ないとお答えできないところもありますけれども、今、1本ボーリング調査をし、その中で地下浸透をしても問題ないかどうかの調査をしておりますので、その結果として難しいという結果が出た場合については、同じ場所で追加の調査をしても意味のないことだとは考えております。ですから、別な方法を逆に検討しなければならないなり別な場所を考えるなりとかという、またそれは別な考え方をしなければならないなという考えでおりますし、その部分については、結果としてそういう悪い結果が出た場合については、整備検討委員会として次の方向性を検討しなければならないと考えております。

それから、その地下浸透方式が本当にどうなのかという安全性の部分等でありますけれども、この間、その地下浸透、排水を地下に流すという部分で、研究者、知見者、それから大学等の方々情報交換をし、環境基準等々も当然ありますので、こういう中でやった場合にどうなのかというようなアドバイスなり知見もいただいております。当然その法的な部分でクリアしなければならない部分は、そうしなければ流すことできませんので、そこはクリアした上で、後々の排水した後のことについても、当然地下水基準というのが水質汚濁法の中で示されておりますので、後々のモニタリングも含めて、そういう影響がないかどうかについては追跡もしていく考えでおりますので、現状として問題ないのかということでは、問題ないという考えであります。

○委員長（菊地誠道君） 櫻井君

○委員（櫻井一隆君） 現状でこのまうまくいくことを切望するわけでありまして。あとは、万が一のことを考えて、カードというのは何枚か持っていかなければならないと思うのです。それで、参事もいろいろ調べておると思うのですが、次のカードを、含みを持たせておくということも大事かなと、研究しておくことが大事かなと思います。

最後のお話ですが、黒沼委員のほうからも出ておりました屠場における卵巣の活用という部分で、僕が言いたいのは、黒沼委員の言ったことに足して、今、標茶のフリーストール化がどんどん進んでいる中で問題になっているのは、牛白血病という問題があります。それは釧路は少ないと思っはいるのですが、これの淘汰というのは非常に難しいのです。撲滅というのは難しい、ごめんなさい、撲滅するというのは難しいので、淘汰しかその牛白血病に対応する手段としてはないわけなのです、現状としては。

それで、ここで着目しないとまらないのは、遺伝子、牛白血病に対して強い免疫を持っている、遺伝子がある牛がいると言われているのですよ。ですから、そういうものを共済の獣医さんたちのレベルでその遺伝子を分析しながら、そういう強い抵抗性のある遺伝子の牛を活用した受精卵というかな、そういう牛の作出というものが必要になってくる。なぜかという、地方はだんだんだんだん牛が少なくなっているのです。そして、日本における牛の搾乳牛の供給基地というのは、この根釧にしかもうないのではないかというような状況まで来ていると。ですから、内地から購買希望があってもなかなか買えないような状態が続いていると。そういう中で、やはりこの根釧の特色としては、ホルスタインにおける搾乳牛の作出、そして特色のある搾乳牛の作出、こういうものが非常に大事になってくるかというふうに思うわけで、これをぜひ卵巣の活用というものも十分この屠畜場においての意味があることだということをお認めしていただきたいと思うわけでありまして。これについて何かさらなるお考えがあれば聞かせていただきたいと思っております。

○委員長（菊地誠道君） 農林課長、牛崎君。

○農林課長（牛崎康人君） 牛の疾病にかかわる部分でありますので、私のほうからお答えさせていただきたいと思っております。

今、委員からご指摘のありました話につきましては、私のほうでも耳に入っている情報であります。遺伝子的に耐性が強い部分があり得るというようなことでありまして、これについてはさらに確認しながら進めてまいりたいというふうに思っております。

牛の白血病につきましては、白血病という名称が非常に、ともすると消費者の誤解を招きやすいのかなということで原課としては危機感を感じておりました。人の白血病とは全く違うものであるということをおまづ消費者の皆さんには理解してもらった上で、生産現場としての対策を進めなければいけないというふうに感じていたところであります。自防協の中でも数年前から話題になっておりました、今、現場で取り組めることが何なのか、それについて粛々とやっていきたいと思いますというふうにやっていますところでもあります。

委員ご指摘のとおり、淘汰等については非常に経済的な損失が伴う状況にありまして難しさがあるのですけれども、自防協の中で中山間事業のほうとも連携しながら初乳の加温機を導入してさらなる拡大をとめていこうというような、そんな取り組みもしているところであります。

いずれにしても、標茶の安全・安心な牛乳ということをお広げていく上で、少しでも影響が少ない状態に置いておきたいというふうに考えておりますので、新しい食肉センターの中の取り組みの中で優秀な遺伝子を確保するとともに、そういった疾病の拡散を防ぐことができるということであれば、なおさら活用の有利性が高まるというふうに考えておりますので、取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（菊地誠道君） 櫻井君。

○委員（櫻井一隆君） 今説明あった中で、私の言葉が不適切な部分があったとすれば、消費者に誤解を招くというおそれがあるという部分があれば、これは英文でも何でもいいですから、その何とか病という部分を削っても構いませんので、よろしくご配慮のほどお願いいたします。

以上で私の質問は終わらせていただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

本多君。

○委員（本多耕平君） （発言席） それでは、私のほうから3点お伺いいたします。簡潔に質問いたしますので、簡潔なご答弁をいただきたいと思います、このように思います。

まず第1点目は、私、26年度の決算委員会でサルボ・サルルン展望台の維持管理についてご質問をいたしました。その中でいろいろとご答弁をいただきました。

その後、実は私もかなり注意をして見ておりましたけれども、実はご案内のように階段が撤去されているということで、これは維持管理については総合振興局だというお話も受けておりましたけれども、その後、改善計画はどのようなになっているのか、お話をお伺いしたいと思えます。簡潔でよろしいです。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） サルボ展望台の関係についてお答えいたします。

木道につきましては、北海道の釧路総合振興局のほうで管理しており、撤去した状態で、現在通行止めとしております。現在は、ちょっと遠回りになりますが、迂回路を活用した中で、日常的な維持管理につきましては塘路振興会にお願いしています。

昨年の秋に振興会のほうからもお話ありまして、あくまでも施設については北海道の所有でありますので、道のほうと協議させていただきたいという回答をさせていただいております。

ことしの1月に入ってから釧路総合振興局のほうにこちらのほうで出向きまして、今後の展望についてお伺いしたところ、現状の木道の改修復旧については難しいという答えをいただいています。今の迂回路と、また地域のほうでは迂回路よりまだもう少し短い、昔の馬車道という路線もあるようです。それが地域のほうの要望ということでお聞きしておりますので、今後、北海道を通じて環境省の整備計画の中に位置づけしないと新たな展開が始まりませんので、現在、北海道のほうにお願いして、整備計画の迂回路の変更については協議していただくように依頼して、今現在、返事待ちという状態です。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 行政の難しさといえますか、私ども住民としてはなかなか理解のしがたいところがございますけれども、先ほど来より各委員がおっしゃっているように、あるいはまた本町の観光の一つの大事なところでありましょう、いわゆる多和平、さらには塘路の湿原を控えて、今、きのうからいろんな議員がおっしゃっているように、

いわゆる道東道の開通によってこれから人の流れ、観光客の流れというのは非常に変わってくるということは、標茶にもかなりの人口が、観光の方々が入ってくるということを考えれば、これやはり真剣にこのサルボ、さらにはサルルン展望台の重要性というもの本町としても考えていただきたい。特に土地については和歌山の方の私有地であることもありましようし、さらにはまた国立公園、さらにはまた、今言われたように環境省のいろいろ問題が多々あるかもしれません。

実はきのう私も、櫻井さんが行くと思わなかったものですから、私も実はもう一度確認のために塘路を回ってうちへ帰ったわけですが、確かに階段のところ、通行どめになっていますけれども、人は通っています。何人かの方はやっぱりあそこへ、あの道路から上がっています。そういうことを考えれば、やはりいち早い速やかな観光地のあり方というものを本町は再確認していただいて、今の段階、なかなか難しいという話ですが、一日も早いやっぱり施設の設置というものを考えるべきだというふうに思います。

さらにまた、この管理については地域振興会にお任せしてあるということで、私、前回の決算委員会のときも申しましたけれども、非常にあそこについては単純な維持管理とかでは私は難しいような気がいたします。塘路の方々についても非常に大変かもしれません。その辺はぜひ町の観光課とともに、その階段がついた場合には十分、今後の方向性も理解していただいて、ぜひ標茶の一つのある観光地ということでのサルルン・サルボ展望台のいち早い再確認を私はもう一度お願いしておきたいと、このように思います。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 私も、今年の6月に現地を歩かせていただきました。迂回路のほうから上っていきまして、帰りはちょっとともともとあった直線のほうをおりてみましたけれども、やはり急でありますし、階段等、また手すり等がないと危険だなというふうに感じております。許可なく通っているというお話は私も承知しておりますが、その点についても周知しておきたいと思います。

なお、振興局のほうには、正式ルートが決定するまでは振興会とお話ししながら、振興局の責任として維持管理の方針についてはお願いしておりますし、その際は町の担当のほうも協力しながら行うことで相互理解しておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 最後に、お答えはいいですけれども、あその、国道の駐車場ありますね、いわゆるサルルン展望台の。あその取りつけが非常に傷んでいます。これもぜひ再確認をしていただきたい。

それと同時に、あの看板です。これは総合振興局になっておりましたけれども、この際やはり看板らしい看板、観光地の看板らしい看板、きのうもお話出ていましたけれど

も、日本語だけで書いていますけれども、あるいは外国語、英語なり中国語なり韓国語なり、いろいろ今ありましよう。そういうものをぜひ含んだ看板等の設置も私のほうから要望しておきたいと、このように思います。返答は結構です。そういうことでよろしくお願ひしたいと申します。

続いて、2点目です。

これもまた、私、26年度の決算のときにお願ひいたしましたしべちや齋場の問題です。この問題については、前回お話ししたように、非常に施設が立派になってきているけれども、周辺の環境がよくないと、それについてはぜひ一日も早い環境整備を整えてほしいということで、私は実は楽しみにしておりましたけれども、一向にそれが進んでこない。

さらに、あそこの周辺、カラマツ、あれ町有地でしたか。今回、町有地が、あそこを伐採したということで周辺が余計殺伐とした感じになってしまっております。これは理事者の責任だとは言いませんけれども。

それで、ぜひ、管理者の方にお聞きしたら、あそこは年に2回か3回、雑草刈りはしているのだというお話は聞きました。しかしながら、なかなか私が望んでいるような、あるいはまた町民が望んでいるような環境にはなっていないのだらうと。特に、皆さんご案内のように、標茶の町民の方々が本当に多く亡くなっております。多く亡くなっているということは、町民の方がそれだけあの齋場に出向くことがありますし、町外の方々もあそこに行くことが多いのです。とすれば、やはり齋場の周辺を、新ためて私申し上げたいのです。ぜひ、今年度の予算にどうも私見えなかったのですけれども、課長、補正でもいいです、少し遅くなくてもいいのです。ぜひあそこを芝生にするとか、垣根をつくるとか、どういう方法でもいいのです、殺伐としたやはり中庭環境でないことを再度お聞きいたしますが、課長、前向きなんていうことではなくて、ぜひもう少し進んだ返答をいただきたいのですが。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長、松本君。

○住民課長（松本 修君） お答えいたします。

昨年度の決算委員会でもご指摘ありまして、しべちや齋場の緑地化ということで、28年度、町道から入りまして右側の広い面積ありまして、そちらのほうが大抵900平米ほどありますけれども、それにつきまして今年度、芝生の種子の吹きつけをしまして、48万円ほどでそちらを緑地化して、その後、清掃、草刈りとかして維持管理ということで28年度は取り組んでまいりたいと思ひます。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） よろしくお取り計らいをお願ひいたします。

最後にですけれども、先ほど来より渡邊委員もおっしゃってございましたけれども、いわゆる教員住宅の問題も絡んでちょっと二、三お聞きしたいと思ひます。

近年、非常に小中学校の統廃合が進んで、先般の議会でも松下議員のほうから校舎の

今後の利活用についてのご発言、ご質問があったような気がいたしますけれども、まず私のほうから改めて、現在、校舎、廃校となっている校舎の利活用、どのように検討されているのか、まずお伺いしたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） 現在、廃校となって未利用の学校につきましては、久著呂中央小中学校、それから3月末をもちまして阿歴内小中学校と、あと弥栄小学校です。3校というふうに承知しております。

以前も一般質問でお答えしておりますが、第一義的には地域の要望というか、活用計画があれば、それを第一義的に優先するという考えでおります。その考えについては変わっておりません。

あと、地域のほうでない場合については、例えば、今、北海道のほうの情報にも、廃校利活用という制度の中に、阿歴内を除く学校については今現在掲載しております。二、三、問い合わせというのはありますが、まだ現実的にこうしたいという、そこまでの部分はありませんが、ただ、問い合わせにつきましては、町として学校の施設を見学していただいたり、そういう状態にはありますが、現在、具体的な動きというのは、現在のところはまだ見えていない状態であります。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） ここで、確かに地域の方々、廃校した跡ですから、地域の方々がどのようにその廃校したものを利用したいかという気持ちがあることは確かかもしれません。そして、私、まことに失礼かもしれませんが、いわゆる住民の減少によって廃校になったわけです。集落の人数が減った、私、前にも言いましたけれども、そういうところであの大きな施設を集落、地域の方々が何か利用するものとかができませんかといっても、これはかなりハードルの高い私は考え方ではないかなという気がいたします。町側としては、それを条件に、まず住民の意向ということは私も十分理解しますが、しかしそれを待っていることによって、だんだんとやっぱりその校舎、これから教員住宅の問題も言いますが、年数がたつことによって校舎の、あるいはまたそういう建物の荒廃がひどくなってきますと、最終的には上茶安別のような、あるいはまたどこかのような、やっぱり最終的には5年、10年置いて解体しなければならないようなことになるような気がいたします。したがって、そこで今、課長がおっしゃったように、確かにそういう道の、あるいはまたそういうものに公募をしながら求めているのだということもわかりますけれども、やはり本町としては優先して何かにしよう、使おうとやっぱり企画検討、私はぜひしていただきたい、このように要望しておきたいと思うのです。

さらに、先ほどから出ている教員住宅の問題です。今、全町で何戸の教員住宅があって、何戸利用されているのか、まずお聞きしたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長、穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

町内全体で現在69戸ございまして、そのうち入居者は27名となっております。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） その27名ということは、多分27戸ということで理解してよろしいのですか。

○委員長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長、穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） そのとおりでございます。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） それで私は、先般の総務の所管調査のときにもちよっといろいろお話があったのですが、町営住宅のない地域、いわゆる集落ですね、例えば茶安別ですとか、いろいろあるでしょう。そういうところで、やはり今の農業が大きく変わってきていまして、いわゆる大型化する中で、やっぱり従業員がよそから来たい、そのときに宿泊施設がない、例えば、そういうときにぜひ教員住宅があいていれば貸していただきたいという話が多々あるわけですよ。しかし、そういうときには教育委員会のほうの答弁としては、やはり即答は今できないと。ということは、教員の異動によってやはり教員住宅というのは確保しておかなければならない、それは書いているようなことしか言っていないことで、住宅を利用することができない、そんな住民にとっては苦しさがあるわけです。例えば、今回も先生方の異動が当然この新年度を控えてあると思うのですけれども、今ほとんどの先生が、ここで27名しか住んでいないわけですから、標茶の町はわかりますが、いわゆる郡部ではどのぐらいいらっしゃいますか、この27名のうち、分けていただけますか、おおよそで結構です、69戸のうち、いわゆる標茶町内、それから町外の小中学校の教員住宅の数と入居者数の。

○委員長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長、穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

ちょっと学校別に今資料がなっていますので、学校別に申し上げたいと思います。

まず標茶小学校、これが戸数が13戸、この中には、もう年数がたって入居不可能な軒数がかなりございます。標茶中学校が2戸、磯分内小学校の分が5戸、旧磯分内中学校の分が3戸、虹別小学校が5戸、虹別中学校が6戸、これはもう廃校になりましたが、弥栄小学校の分で1戸、上茶安別中学校の分で1戸、中茶安別小中学校の分で7戸、阿歴内小中学校の分で8戸、塘路小中学校の分で8戸、久著呂小中学校の分で5戸、沼幌小学校の分で5戸、これで69戸ということになってございます。

（「やっぱり、ごめん、もうちょっと」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 1時07分

○委員長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

総括質疑を続行いたします。

本多君。

○委員（本多耕平君） 午前中に、教員住宅の戸数ですとか、いわゆる入居状況をお聞きしたところ、69戸のうち27戸、27名が入っておられるということで、さらに各学校の教員住宅をお聞きいたしました。今後、閉校されているところの教員住宅は当然あいてくるような気がいたしますけれども、その後のいわゆる校舎と同じように、教員住宅についての利用方法についてどのように考えられているか、お聞きをしたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長、穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

まず、閉校になった後の教員住宅につきましては、これは町のほうに財産を引き継ぐという形で進めているところでございます。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 当然、町のほうの所管ということになるということですので、さらにお聞きをしたいと思います。

先日の所管調査の報告でもいたしましたように、いわゆる公営住宅のほかに町が所管する町営住宅として30戸あると。今後もその戸数については維持をしていくという、いわゆる計画があるようですが、となりますと、今、閉校になったところの教員住宅が、さらに町所管になっていくことになれば当然戸数がふえてまいりますね。計画が多数違ってまいりますか、町営住宅の、公営住宅の今後のあり方ということで、最終的な数の中でも30戸という戸数は変わっていなかったような気がいたしますが。当然これふえてくると思いますが、その辺の数字的なあれはどういうふうに理解しておられるでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 管理課長、中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。

教育委員会の教員住宅につきましては、用途廃止後、町のほうに移管される、それを現在、管理課のほうで、一般住宅として利用できる部分については貸し付けできる体制をとってございます。

昨年の3月で、新しいものでは久著呂の関係する教員住宅については町のほうでお引き受けをしまして、新たに2戸分貸し付けを行っているところでありまして、今年度につきましても教育委員会との打ち合わせは行っていまして、阿歴内部分にはなると思うのですが、財産を町のほうに移管を受けた後、改修、補修等をして、現地の方たちに貸せるような体制を今準備しているところであります。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） ぜひ、そのような方向で進めていただきたいと、このように思

うわけです。

そこで、先ほど雑談の中で教育長ともちょっとお話をしたわけですが、私個人的には、前の議会でも少し教育長にお話ししたと思うのですが、やはり僻地に先生が赴任する場合、いろんな先生方の赴任の考え方もあろうかと思うわけですが、やはり僻地教育というものとうとさ、重大さ、私は常々言っているわけですが、その中でやはり教職員がその僻地に、学校に、住んで初めて住民と接する中で、幅広い教育の私は糧になると思うわけです。そんなことで、今、多くの先生方が、例えば標茶の町から僻地に通うですとか、あるいはまた釧路から通う、これは確かに先生方としての個々のいろんな生活の事情、いろいろあるかもしれませんが、ぜひそれはやはり本教育委員会としてでき得る限り本校に居住をして教員生活を送っていただきたいということを、教育の立場でもってぜひそのような指導をお願いしたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 教育長、吉原君。

○教育長（吉原 平君） お答えしたいと思います。

これも従前から、例えば町政懇談会なんかでもあるわけですが、そういうご要望は重々受けていまして、その辺の認識については私どももしっかりと持っています。ただ、先生方の生活圏的な面もありますから、それは強制するということはなかなかできません。ただ、できる限り居住できる可能性のある先生方を異動等で配慮して今に至っているわけですが、なかなか現実的には、地元に住むというのはだんだん少なくなっているかなと思っています。ただ、条件を整えば極力居住していただくという、そういう方向で、どの学校についてもそういう配慮をしながら人事異動等を進めているところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 依然として教育長の答弁は、一貫した答弁をいつもいただいているわけですが、私も事あるごとに、例えば先生方の歓送迎会のときには、来る先生には、ぜひ地域に住んでくださいと、ここに住むことによって先生方の、先生方自身がより大きな、一回りも二回りも大きな先生になると思いますなんて、そんな言い方もするわけですが、確かに今、教育長おっしゃるように、先生方としての生活圏というものがあることは私も認めます。しかしながら、ぜひ、それは強制できないということも、それもわかります。でも、教育長の思いは今お答えのように、ぜひ地域に住んで住民と一体となった中での教員生活をしてほしいということを今後とも強く強くやはり赴任のときにはぜひそのことは教員にしっかりと伝えていただいて、一人でも多くの先生方が僻地教育にやっぱり情熱を燃やす、24時間その場に住んできちっと住民と接し、子供と接する、日常生活を見ることによる学習がきちっと私はできてくると思いますので、それを強く要望しておきたいと思います。

最後に、これは教育委員会もそうですけれども、管理課もそうですけれども、確かに

これからどんどんと教員住宅があいてくる気もいたします。どうか臨機応変に住民要求に合った、要望が出たときにはやっぱり速やかに入居できるような日々の体制をとっていただきたい。ともすれば教員住宅が1カ月あるいはまた1年あきますと、すぐやっぱり畳をかえるですとかいろんなことになりますので、できる限り1戸のやはり空き家をつくらぬような住民体制を強く要望、要求いたします。最後の答弁を聞いて、私の質問を終わりたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 教育委員会管理課長、穂刈君。

○教委管理課長（穂刈武人君） お答えしたいと思います。

委員ご指摘の、まずは先生方に地域に住んでいただいて、地域でいろいろな活動をしていただく、これは教育長、先ほど述べたとおりでございます。

それで、教員住宅の関係につきましては、やっぱり毎年毎年これ異動がございまして、先生方、地域に住みたい、住んで教育活動したいという先生出てくる可能性、これ十分でございますので、そのために教員住宅確保していかなければならないというふうを考えているところでございます。結果として、1年、2年、教員住宅があくという結果にもなってはきているというのが現状ではございますけれども、なるべく先生方が地域に住んで教育活動をしていただくためにも、教員住宅の部分については環境等を整えていきたいなというふう考えておりますので、ご理解をいただきたいなというふうに思います。

○委員長（菊地誠道君） 管理課長、中村君。

○管理課長（中村義人君） 管理課のほうからお答えしたいと思います。

町内にあります教育委員会から引き受けた住宅に関しましては、現在も一般住宅として使える部分については、補修等を行っていつでも貸せるような状況にしたいと努力しておりますので、今後もそういった住宅がふえてくることも考えられますので、なるべくあかないような形で、地域とお話し合いをしながら入居できるような形を進めていきたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 本多君。

○委員（本多耕平君） 終わります。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

松下君。

○委員（松下哲也君） （発言席） 私のほうからは、2点ほど質問させていただきます。

まず、1点目なのですが、農業委員会に関することなのですが、農業委員会等に関する法律というものが改正されまして、今年の9月4日に公布されております。この法律の改正でもって28年4月1日より農業委員会の委員の公選制というものが廃止されて、市町村長による選任制に変更になると。本町の農業委員については、もう任期満了が来年29年7月19日になると。それまでは引き続き現在のまま務められて、改選時

よりこの法律が適用になると、そういうことで私も昨年の12月には必ず来る選挙人名簿がことしはないと、家中で、あら、どこかに置き忘れたかなということで、ちょっと捜し物をしたりしながらということをやったわけなのですけれども、実はこういう法律の改正で選挙人名簿も発送されない、しないというような、また選挙人名簿も調整しないということになってきたということです。

この農業委員会の農業委員の、これから市町村長の選任ということでは、この選任、人事案件ということでは、これは当然、人事案件の取り扱いということでは議会の先例集にのっとってのこれからの取り扱いになるということなのですから、まだ正式に農業委員のほうについては、まだ正式には先例集のほうには載ってはおきませんが、これはいずれ先例集のほうに載せられるということをお話になるのですけれども、農業委員の数というものには推薦と公選とで今現在何名か、まずお聞きしておきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 農業委員会事務局長、村山君。

○農業委員会事務局長（村山裕次君） お答えします。

現在、委員につきましては16名、そのうち選任が農協1名、共済1名、議会推薦が2名という構成になっております。

○委員長（菊地誠道君） 松下君。

○委員（松下哲也君） 公選が12名で、それぞれの団体からのが、推薦が2名、あと議会推薦が2名ということですから、これは今までの団体推薦と議会推薦というものも、これも全て町長の選任というふうに理解していいのかな、まず確認したいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 農業委員会事務局長、村山君。

○農業委員会事務局長（村山裕次君） お答えします。

今、松下委員の質問にあった、今後、議会推薦と農協、共済の選任については廃止される予定でございます。

○委員長（菊地誠道君） 松下君。

○委員（松下哲也君） はい、わかりました。16名が今度全て町長の選任ということになるわけなのですけれども、では来年の7月、まだちょっと期間はあるわけなのですけれども、ではこの選任の仕方というものが全て町長独断での選任というわけには当然私もおかしいだろうと、そういうふうに思っているわけですから、いろいろな形がとられるとは思いますが、まず基本的な考え方だけを今回伺っておきたいなと思います。どのような形での選任になるか、本当の基本的な、まだ議会先例集にも載っていないわけですから、本当に基本的な考え方だけお聞かせいただきたいなと思います。

○委員長（菊地誠道君） 農業委員会事務局長、村山君。

○農業委員会事務局長（村山裕次君） お答えします。

これはあくまでも事務局の考えていることというふうにご理解いただきたいと思ひます。

まず、委員ご承知だと思ひますが、今までの選挙も、地域の話し合いや推薦によって立候補なり推薦されて出てくるという形が主だったと思ひます。それを踏まえて、地区及び地域から推薦をいただくということをまず考えております。

また、改正農地法には、その過半数以上の委員が認定農業者でなければならないというふうになっておりますので、その点でもやっぱり地域の農業者からの推薦が大事ではないかなというふうに考えております。

また、改正農地法には、利害関係のない者を最低1名置かなければならないというふうになっております。そのことから、私が考えているのは、もしかしたら商工団体ですとか、あと学識経験者の方から推薦いただくような形になるのかなと思ひております。

あと、さらに改正法をつくるに当たって、年齢、性別に著しい偏りがないことというふうに、配慮するというふうになっておりますので、その部分を考えますと女性団体等からの推薦も考えられるのではないかなというふうに考えております。

○委員長（菊地誠道君） 松下君。

○委員（松下哲也君） 基本的に地域の推薦だとか認定農業者、当然、農業委員ですから認定農業者になるというのは当然のことだと思ひますし、利害関係のない方だとか、年齢だとか性別に偏らない、本当に基本のお考えを伺いました。まだ本当に事務局段階の考え方ですから、これがまだ正式とは思ひませんが、今まで立候補、基本的には立候補制、なかなか定員に達しなかったというようなあれもあって、本当に地域からの推薦というふうに進んできたという経過も私も十分理解しております。

当然、今度そういうふうに変任制になったわけなわけですけれども、標茶もこういう広い地域でもって成り立っているという中では、やはりそういう地域のバランスだとか、公平さだとかということには十分留意された中での選任をしていけるような、そういう体制をつくっていただきたいというふうに思ひます。

この件につきましては、以上で終わります。

○委員長（菊地誠道君） 農業委員会事務局長、村山君。

○農業委員会事務局長（村山裕次君） 先ほど推薦と申しましたけれども、推薦のほかにも公募もいたしますので、あわせて推薦、公募の手續等については、今後、関係課と協議してどのように進めるか決めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただきたいと思ひます。

○委員長（菊地誠道君） 松下君。

○委員（松下哲也君） 公募も入るということでは、あくまでもこれは公募ですから、その段階の中で最終的には町長の選任というふうになっていくと思ひますので、それはわかりました。

次、2番目にしべちや斎場の中のことの備品に関してのことなわけですけれども、急遽

質問してほしいというあれがあったのですけれども、しべちや斎場の中で昨年から非常に多くの方が使用されてしまうような状態が続いております。その中で、特に郡部のほうの方たちが利用される場合に、遺族控室を当然利用されるわけなのですけれども、遺族控室で昼食をとらざるを得ないという状況がやっぱり多く見受けられると。そういう中で当然、遺族控室の昼食ということになりますと業者からの弁当を利用するという中で、中にはやっぱりどうしても時間的なあれがあって弁当が冷めてしまうという中では、斎場の中で遺族控室の中に弁当をちょっと温める器具をそろえてほしいという意見が多く出されておりますので、そこら辺については検討する余地がないか、お聞きしたいなと思います。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長、松本君。

○住民課長（松本 修君） 利用者からの声ということで、温める道具ということをただいま初めてお聞きしまして、設立当時、IHのお湯とかを温めるものと、それだけではだめだということで、ガスでお湯を沸かす装置は設けているのですけれども、電子レンジとかのことかと思っておりますけれども、その辺については、指定管理者のほうが常日ごろ利用者の方と接しておりますので、そちらのほうからの意見も聞きまして検討させていただきたいと思っております。

○委員長（菊地誠道君） 松下君。

○委員（松下哲也君） あくまでも指定管理者を通して、意見がどのくらいあるのかということをお聞きいただいた中でしていくということでは理解したいなと思っております。

それでも街場の、こういう分け隔てするようなことは余り言いたくないのですけれども、市街地での葬儀の場合には一旦戻ってきて、そこら辺で本当に温かい食事ができるというのがあれなのですけれども、やはり郡部での葬儀の場合はどうしても業者の方にお願ひしての、そこでの弁当での食事になるということでは、弁当ということになるとなかなか電子レンジというのが一番の手段だと思いますので、できればそのようにそろえていただくことを要望いたしまして、私の質問を終わりたいと思っております。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

深見君。

○委員（深見 迪君） （発言席） 昨日ときょうの何人かの方の質問とちょっと絡むところもありまして、重複しないように質問するように気をつけたいというふうを考えて質問いたします。

1点目は、電力自由化に対する方針のことなのですが、きのうおおむね聞きました。それで、具体的にオファーは何件か来ていますよという話があったのですが、何件来ていますか。

○委員長（菊地誠道君） 管理課長、中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。

電力自由化につきましては、昨年から関係の業者さんたちが町に訪れまして、総務課

と管理課のほうで対応させてもらっております。件数的には複数なのですが、何件ということではちょっと今現在資料ないのでわからないのですが、1社からは見積り的なものはいただいて、今それを参考資料としながら、これから進めようという形で内部で打ち合わせを行っている状況であります。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 何件か掌握していないというのは、余りそのことについて真剣に、今、議論する段階ではないというふうなことなのだと思うのですが、しかし、いずれにしてもこの電力自由化は爆発的な勢いで業者が参入してきていますので、この間のようなロジックのような問題もありますし、簡単にさっと手を出すというふうにもならないような気もします。しかし、いずれにしても、いつかはこの問題について、課題として町としても考えていかなければならないことなのだと思うのですね。

それで、この検討の時期というのか、検討の真剣度というのか、今年度について言えば、どういうふうに私たち、役場がどう考えているのかということをつまらざるにしようか。それは総務ですか。

○委員長（菊地誠道君） 管理課長、中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。

現在、見積もりを提出いただいているのが1社ということで、高压契約をしております公共施設、27施設ありまして、契約では28件の契約になっているのですが、そこにつきましては施設ごとにどれぐらいの使用電力量があって、それに対する私の会社にしてもらえれば年間幾らぐらいというような見積額はもらってあります。業者名は公表できませんけれども、1年間で500万円程度の減額になるというような形では見積もりはいただいているところが1社ございまして、ほかの業者につきましては同じような形、似たような見積もりになると思うのですが、会った段階で提示してくれた業者というのが、真剣にプレゼンテーションしてくれたのが1社でございまして、約500万円程度の年間費用削減になるのではないかという見積書はいただいております。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） そうすると、検討の準備に入っているということですね。それで、その検討の基準ですよ。安ければいいというだけでは、電力の場合はそうはいかないのではないかと思うのです。その辺の基準を、大ざっぱでもいいですから、安い金額だけで置いているのか、それとももっと違うことを考えているのか、その選ぶ基準というか、その辺は検討した経過はありますか。

○委員長（菊地誠道君） 管理課長、中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。

内部で、担当として総務課、管理課で対応して、ある程度のことは考えてありまして、ただ安ければいいという形では考えてありませんで、継続的に、会社がなくならないような形の、そういう業者を選考してまいりたいと考えております。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 安定した業者の選定ということを条件にしている、それはもう当然だと思うのですが、1つだけ、これは今、そういう検討の準備段階ですから詳しくは議論できないと思うのですが、2日前でしたか、高浜原発の停止の裁判が出たのは。

（「きのう」の声あり）

○委員（深見 迪君） きのうでしたか、きのうでしたね。議会が長いので、もういつだったか。

それで、その3号機が1カ月で停止ですよ。4号機はわずか2日間で停止と。非常に危険極まりない状況に今置かれているのだと、停止は賢明な措置だったかなというふうに私は思っています。

それだけでなく、もうあす、皆さんと一緒に黙祷ということにならないのですけれども、3.11をあした控えています。あそこも廃炉にすることを決定して、いつそれがきちんとできるかといったら、予測がつかないと、30年とも40年とも言われると、この議場にいる人たちがほとんどいなくなってからの話ぐらいのスパンなのです。いや、失礼があったらあれですけれども。

それで、私は、その選定の基準の中に、今、爆発的に再生エネルギーが世界中に広まっていますよね。そういう危険なものではなくて、こういう、これは世界的な要請があるから爆発的に再生エネルギーが作り上げられてきているのだと思うのですが、そういう再生エネルギー、これを今度の新しい電力会社ともし契約するということになれば、その基準の中に、いつも町長がおっしゃっている環境に優しいというか、再生エネルギーを検討の基準にぜひ入れていただきたいということを問題提起したいと思うのですが、いかがですか。

○委員長（菊地誠道君） 管理課長、中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。

まず、契約の段階で、その相手方の会社、入札にはなると思うのですが、どういったエネルギーを供給するという内容のものが示されることになると思います。本町におきましても再生エネルギー、クリーンエネルギーを推進していくという方針でありますので、再生エネルギー関係につきましても、選考の中の一つにはなると考えております。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） わかりました。次に移ります。

先月2月18日に後期高齢者の広域連合の議会が行われています。その中で、この議場でも説明がありましたけれども、保険料が若干安くなったと、これはこれで喜ばしいことなのですが、しかし一方で、2017年度、来年度から廃止すると国のほうで言っている保険料の特例軽減、これが行われることに今のところなっているわけです。それで、この保険料の特例軽減ができたときというのは、なぜこれができたかという、この保険料を特例で軽減しなければ、保険料の滞納が莫大に進むだろうということで、この保険

料の特例軽減ができたのです。その状況が私は、今でも変わらないどころか、ますます悪化している状況になってきていると思うのです。だけれども、特例軽減を廃止すると。

そこで聞きたいのですが、これ道内の半数以上の人たちに甚大な影響を及ぼす内容なのですが、本町の影響人数はどのぐらい、あるいは影響額はどのぐらいになると、試算でできますか。

○委員長（菊地誠道君） 住民課長、松本君。

○住民課長（松本 修君） おおよそ平均的な数値から拾って試算した結果がございます。ちょっと報告させていただきます。

本町の後期高齢者医療保険加入者は、直近の数で1,363名の方が後期高齢者保険に加入しております。そのうちで、一般の被保険者が1,230名、75歳前は被扶養者だった元被扶養者という方が133名になっております。緩和措置を受けている方は、一般の被保険者で1,230名のうち1,001名、非該当の方は、全員が該当となっております。

特例措置廃止後の影響の試算ですけれども、激変緩和措置が平成29年に、今こちらの、厚生労働省でそのときにも激変緩和をとりながらということはあるのですが、具体的に町のその措置については示されておりませんので、直ちに激変緩和措置がとられた場合として試算させていただいた場合には、一般の被保険者全体で負担が800万円の増、1人当たり6,500円、そして元被扶養者全体では400万円の増で、こちらのほうは1人当たり3万円の増ということになります。合計の試算では、おおよそ1,200万円弱の増加ということに試算ではなっております。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 大きいのですよね。非常に大きいのですよ。これも個人差があって、3倍になる人もいれば、10倍に、高い人では10倍に保険料が膨れ上がる人も出てくることが言われているのですね。それで、私は、これがもし実施されてしまったら、当初の特例軽減措置を設けたときの目的、滞納者を出さないという、これが崩れていくというふうに思うのですよ。

それで、私は、この点で言えば、この後期高齢者保険制度がここで審議されたときに、反対討論もしたし反対もしたのですけれども、通ってしまいました。そのときに、町長に質問したときに、町長はこうやって答えたのですね。記憶で言うから自分に都合のいい言い方をするかもしれませんが、こうやって答えたのですよ。住民の意見具申が、意見が通らないのではないかとこの質問に対して、いや、通しますと。住民の意見があれば、それは広域連合、議会にきちっと上げますというふうに言ったのですよ。

それで、今回は本当に厳しい内容なので、ぜひ広域連合議会任せにしないで、これが通ってしまったらこういうふうに厳しい、今、松本課長がおっしゃったように、これだけの費用負担が新たに住民に降りかかるのだと、厳し過ぎるという意見具申をぜひやっていただきたいなというふうに思うのですが、いかがですか。

○委員長（菊地誠道君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

この後期高齢者の医療制度の部分ですが、基本的には恒久的な国民皆保険の制度ですし、そして相互扶助という観点がありますから、その制度自体を維持しようということの動きではないかなというふうには理解しておりますし、当然、設置当初では特例として措置した部分だというふうには認識をしているところであります。

今、意見具申すべきではないかということではありますが、これの議論、当時、平成20年のスタート前に議論があったという部分では、この議会の中には市長の代表、それから町村長の代表、それから市議会の代表、それから町村議会の代表と出ている中で、それぞれの意見が出されるのではないかなというふうには、当然そういう形になると思いますので、それで当時の町長は、そういう形で意見反映されるというふうには答えたのではないかなという記憶ではあります。その中であって、振り返りますと、平成27年1月に今回の原則に、原則を本則に戻すという形で決定をされてきたというふうに思っているところであります。私どもも、その中では保険運営をしていかなければならないというのは、これ全市町村の話でありますので、それぞれいろんな考え方があってと思いますので、その議会の中では十分議論されたというふうに思っています。

ただ、その中では大きな、今ありましたような激変緩和といいますか、そういう部分というのは十分配慮すべきだというふうに私も思っています。その中では、議会の中できめ細かな激変緩和を講ずることということで、急激な負担増を避けるように、引き続き国に対して要望していくというのが広域連合の中で議論されています。それについては、私どもも参画している部分でありますので、ぜひそういう形で、広域連合として全市町村が加盟している、その中での決まりですから、私どももそのような形で国の中に反映していけるように広域連合の判断については支持したいというふうには思っております。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） この特例措置については、最大9割軽減の特例措置については、今年度から段階的に廃止なのですよね。だから、広域連合の議会では、そういう国に対して要望を出したというふうに私も聞いているのですが、ぜひそのことを地方からどんどん発信していただきたいなというふうに思います。私の議席の隣が議運の委員長なので、打ち合わせして出てきましたので、先を急ぎます。

では、3番目のテーマに入ります。

駅のバスの停留所のターミナル。今回は、観光客相手や住民の生活圏の、そういう問題が随分取り上げられたなというふうに思っていますが、私もずっと以前から、あの駅バスの停留所のターミナルの中に入って、すごく気になっていることがあるのですよ。あそこのトイレなのです。トイレの前に申しわけ程度につい立てはあるのですが、男子トイレと女子トイレの、男性のトイレと女子トイレの入り口ないのですよ。女子トイレがあって、奥に男子トイレがあるから、男の人が行くときには女性のトイレの中が全

部見えるのですよ、隅から隅まで。本当ですよ。鏡が3つ置いてあって、そこはすごくきれいになっているのですが、これも全部見えるのですよ。ここに、やっぱりトイレですから、ドアを設置するという事は常識ではないかなというふうに思うのです。それをぜひやっていただきたいということがまず第1点です。

それから、ついでに言ってしまうかもしれませんが、バスの時刻表の跡と思われるような鉄板が柱についているのです、ターミナルの外。阿寒バスの停留所なんかはきちんと書いて、時間表も書いてあります。だけれども不要な、これ町バスの場合は時間表は要らないのでしょうかね。もし要るのであればきちんとつけてほしいし、かつてあったのではないかと思われるような鉄板がそのままくっついていてるのですよ。

それから、ここを駐車場にしない、駐車しないでください、駐車禁止の看板も、もう鉄できびてぼろぼろになって、そのままこんな大きなのがついてるのです。ああいうのも、SLなんかで来て、あそこいろんなバスがとまるわけでしょう。見るのですよね。やっぱりきちんときれいにすべきではないかということと、ターミナルの中のトイレの戸ですね。

これも一つ言われました。高齢者の方が結構使用するので、暖かいトイレにしてほしいと、それからウォシュレットもないと、それから腰かけ風の便座が1個しかないのですね、女性トイレにもね。男子トイレは僕見てこなくて女子トイレだけ見てきたのですけれども、1個しかないです。あとは全部3つぐらい、たしか和式だったと思うのですが。これもちょっと改善する余地があるのではないかと、観光客も結構使うのだと思うのでね。あそこは通年使用できるのですよね。その3つについてまとめて聞きます。

○委員長（菊地誠道君） 企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋則義君） お答えいたします。

私も、SLの最終日には駅前に行きまして、気になるものですからバスターミナルの中も見てきましたが、ちょっと失念しておりました。このような場でご指摘されて大変遺憾ではありますが、早急に現地確認させていただきまして、すぐできるものと少しお時間をいただくものと区分けしながら検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 4点目に移ります。

これはちょっと重たい課題なのですが、教員住宅の問題や住宅の問題がたくさん出ています。この標茶町過疎地域自立促進市町村計画というのは大ざっぱなざっくりとした計画なので、これから具体的にというのを副町長が前言っていました。余りしつこくはこの辺言いたくはないのですが。始まる前に1つだけ、これどういのでしょうかね、公営住宅のところ、「公営住宅、特公賃住宅」と書いてあるのですよ。僕、こういう文章、きちんとした文章を書くときには、特公賃住宅は何か語感も悪いですよ、特公賃住宅。正式にきちんと特定公共賃貸住宅というふうに記述すべきではないかなと思う

のですね。

そのことを前段に申し述べて質問に入りたいと思うのですが、実は、この若者の定住の問題で言えば、この中にも書いてありますけれども、若者が雇用できる場所をつくるのだと、そして同時に住環境の整備等を含めて若者の定住、これを促進させなければいけないと、これはもう誰もが思っていることだと思うのですよ。

私、何年か前からよく住宅の相談を受けます。標茶町に勤務していない人で標茶町に住みたいのだけれども、住宅を探してくれないかといって、三、四日夢中になって探しました。見つけることができたのですけれども、遠くに通う人なのです。どうしてなのですかと聞いたら、標茶の保育の状態、保育所がとてもすばらしいと、他と比べて。それで、そういう意味では標茶町に住んで、ここから職場に通いたいと、子供たちは標茶の保育所に入りたいと思っているのですということなので、運よく住宅見つけることができたのです。それで、私は、やっぱり雇用の促進と合わせて若者の定住ということについて言えば、住環境の整備というのは物すごく大事だと思うのですよ。それで、そのことについてどういうお考えでいるのか、まずそのことをちょっと伺いたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

今、委員おっしゃるとおり、これは若者に限らず、多くの方に定住していただきたいというのがありますが、やはり地域の中で、地域を支えていく部分ではやはり若手に期待する部分というのは非常に多い部分だと思います。

それで、住環境の部分でありますけれども、これまでも公営住宅、それから特公賃と言ったらまた怒られるかもしれませんが、その従業員住宅的なものも含めて、これまで整備をしてきました。そして、なおかつ民間のアパートについてもかなりふえてきているというふうに思っています。そういう部分ではかなり充足しているかなというふうには思いながら、それで住宅の計画につきましては、それぞれのニーズにおいて公営住宅の整備計画をつくって配置しているという考えであります。それらのやはりニーズによってその計画自体が変わっていくと、虹別のお話もありましたけれども、そういう部分ではそれらの状況の変化によっては根本的な計画を道協議含めてやっていかなければならないというような状況がありますので、そういう動きを見ながら進めてまいりたいというふうに思っているところであります。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 雇用の促進と若者の定住は切っても切り離せない問題だというふうに私は思います。

それで、今、標茶町で、この間、移住の人数お答えになりました。今、最近では新しい民間の事業所がとても大きな役割を果たしているのですよ、これに。ハローワークに公募しますね、受けに来ますよ。みんないろんな資格を持っているし、立派な若者たち

なのですけれども、この若者たちに対して事業者が、標茶に移住することを最低の条件にしてほしいということを訴えているのですよ。これは標茶にとってもとてもありがたいことで、ぜひ標茶に移住して、定住して、ここで結婚して子供を産み育ててほしいということで、こんなの役場に聞こえてきていないと思うのだけれども、もう貢献しているのですね。

その人たちが一番頭を悩ましているのが住宅なのです。今、住宅がなくて、釧路から通っている人もいます、そういう若者たちの中には、住宅探しをやっているのです。僕も一緒になって、あっちの住宅こっちの住宅、探しているのですけれども、子供、奥さんもおなか大きくてもうじき子供が生まれるという、もう標茶に定住したいと、いろいろ言っていましたけれども、とにかく標茶はすばらしいと、だから標茶に定住したいのだけれども、これといったいい住宅がということなのです。一生懸命広報しべちやを見て、今度この公住あくから、これに応募してみようかというような相談を、その青年たちが集まったらその話ばかりしているというのですね。

それは一つの事業所だけではないですよ。今度調べてみたらいいと思うのですよ。民間の事業所を訪ねて歩いて、若者が何人いるのか、その中で定住希望しているのは何人いるのか。いや、もっと言えば、ぜひ定住してくれないかという、そういう呼びかけもしながらね。そのときにやっぱり思い切った手だてを講じる、方針を立てるということが僕は必要だと思うのです。

それで、きょうは1つだけ提案しますけれども、標茶町に雇用が決まって、標茶町に定住を希望している若者に特化した、そういう住宅政策を新たに考える必要があるのではないかと。長寿命化の計画も私見ました。今の公住は本当に立派で、家賃高くて入れないでいるのだという人も、声も聞こえますけれども、非常に立派な住宅政策があるのですが、しかし今のレベルをもう一ランクアップするためには、標茶のよさというのを多くの人たちが大分わかってきていると思うので、せつかく標茶に雇用が決まって、標茶で仕事をしたいと思っている人たちでも、なかなかこの住宅政策で参っているのですよ。そういう率先してやっている事業所を応援するためにも、これはもう他との均衡もありますから未来永劫とは言いませんけれども、そういう標茶町に定住を希望している若者に特化した住宅政策というのを新たに考えてみてはどうかというふうに考えるのですが、これはいかがでしょうか。

○委員長（菊地誠道君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

今、委員からお話ありました標茶に定住を促すことを民間事業所の中でもやっていただいていうのは、非常に本当にありがたい話であります。その中であって、役場では本当、総合相談窓口みたいな形になっていますので、もしそういう問い合わせが来たら紹介するなりのことはするとは思いますが。

それで、今、前段申し上げましたけれども、その需要の実態というものがあるとすれ

ば、一つの方法はそういう部分もあるかもしれませんが、その中では相対的な住宅の需要と供給の中で考えていかなければならない部分だというふうに思っています。

なお、もう一つは、民業を圧迫しないような形というのも一方では考えなければならぬ部分だと思いますので、それらも総合的に考えていきたいと思えます。基本的には、若い人たちがぜひ標茶の中に住んでいただけるような状況というのはやはり意識していきたいというふうに思うところでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 民業を圧迫しないようなというのは、確かに悩ましい問題ですよ、現実そこにいっぱい住んでいるわけですから。それで、そこは競合しないような形で、しかし標茶町に若者を定住させるという特別な政策というのは、特別なことをしなかったら、これは絶対進まないです。そういう意味では、私さっき、そういう若者たちに特化した住宅政策という言い方をしたのです。だから、今の延長線上での住宅政策ではなくて、それを、民業を圧迫しないようにということとも兼ね合わせながら、ぜひ知恵を絞ってやっていってほしいなと思うのですよ。

これ1回、民間の事業所、聞いて回ったらいかがですか。私の知っている事業所の一つは2桁ぐらいの若者が移住してきているのですよ、そういうことで。だから、そういうような民間の事業所を調べてみたらいいのではないかなと思うのです。その実態とか、そこで働く青年たちの要望とかを聞きながら、そういう若者に特化した住宅政策、思い切った住宅政策を今後ぜひ検討していただきたいと、それはぜひこの中に組み込んでいただきたいというふうに思うのですが、最後にいかがですか。

○委員長（菊地誠道君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

そういう部分では、振興委員会には商工関係者から各種団体入ってきます。それで、そこには、ここで参加しているわけではなくて、内部のほうでの議論を経た上で参加してもらうような形になっていますので、そういう場面も含めまして、いろんな情報を収集または議論をしていきながら今何が求められているかというものを検討させていただいて、そして標茶町のまさしく振興策として整理するのであれば、多くの方々にご理解いただきながら進めていけるのではないかなというふうに思っております。そういうふうな機会も活用しながら、貴重な提言として検討させていただきたいと思えますので、ご理解いただきたいと思えます。

○委員長（菊地誠道君） 深見君。

○委員（深見 迪君） 今何を求められているかという一端を私言ったつもりなのですが、ぜひそのことを頭にとどめて今後の計画を推進していただきたいというふうに思えます。

終わります。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

後藤君。

○委員（後藤 勲君）（発言席） 最後になりましたけれども、4点ほどお聞きしたいと思います。

きのうの段階でちょっとお話ししたのですけれども、青少年体育館の解体のことなのですけれども、きのう説明があったわけなのですけれども、これ、もう少し詳しく聞かせていただきたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 管理課長、中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。

きのうの予算説明の中でもありましたが、現状の体育館の部分、それと武道館の部分の解体をするという内容で、その跡地につきましては、社会福祉協議会と打ち合わせを行っていきまして、駐車場が狭いということもあったものですから、社協の車がとめられるような形の整地の仕方を考えております。

○委員長（菊地誠道君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） これ去年の当初予算の中で、この解体について900万円ということになっていたのですけれども、今回1,300万円ということで400万円も多くなっているのですけれども、この辺の兼ね合いはどういうふうになっているのですか。

○委員長（菊地誠道君） 管理課長、中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。

委員ご指摘のとおり、900万円が1,300万円と400万円アップしている中身でございますが、当初、見積もりに関しましては、建設課のほうに概算で依頼をしております、それが年度、去年の4月以降、正式な見積もりをしてもらった段階で900万円ではできないという話になりました。

内容的には、毎年2月前後に人件費の改定等があるのですが、まずはその部分で事業費がアップしたということと正式に見積もりした段階で処分ですとか、そういったものの数量がふえてしまったと、考えていなかった部分が出てきまして、その部分で経費がふえたということが実態でございまして、それで次やるということと予定をしております、実際には役場の旧独身寮の解体をやったわけですが、役場独身寮というのは、常盤町の公園のすぐ横にあって、子供たち等が通って危険な部分も起こるということで、町内会のほうから外壁のモルタルが剥がれて落ちてきているということで、管理課としてもすぐ人が入れないようにセーフティーコーンとか、そういった形の対応はしていたのですが、まずは青少年体育館のほうを急いでやるつもりではいたのですけれども、実際の設計見積もりの段階で工事費に差異が生じたということで、町内会からも早目にやってほしいということで受けておりましたので、独身寮を先にやりまして28年度予算に振りかえたということでございます。

○委員長（菊地誠道君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） その子供の関係で町内からということになると、それはそれな

りに早急にということはわかるのですけれども、結果的には、その900万円がそちらに振り向いたということでもいいのですか。いいですね。そういうことですね。

○委員長（菊地誠道君） 管理課長、中村君。

○管理課長（中村義人君） 今説明したとおり、見積もりが正確ではなかったということで、次年度へ繰り越ししまして、補正予算も考えたのですが、町内会からの要望もあって独身寮のほうを先に解体したということでございます。

○委員長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時14分

再開 午後 2時16分

○委員長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

後藤君。

○委員（後藤 勲君） 今の大体の話はわかりました。

ということは、今年度の予算について、1,300万円の駐車場、福祉センターの部分の駐車場も含めてということで、それはわかりましたので。ということは、当初考えていたのは、一応向こうはあくまでも900万円ということでやっていたよね、当初は、解体に。その駐車場を含めたから今度1,300万円になったよと、今回は。そういうことですね。あの中には実際何が入っているのですか、正直なところ。何か入っているのですか、あれ。どうなっているの、あれ。

（何事か言う声あり）

○委員長（菊地誠道君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時17分

再開 午後 2時19分

○委員長（菊地誠道君） 休憩前に引き続き委員会を開きます。

管理課長、中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。

最初、質問の中身をちょっと私勘違いしてしまして失礼いたしました。

建物の中に何が入っているかといいますと、社会福祉協議会で利用いただいている部分で、社協で持っているベッドですとか、そういった福祉関係の物置として、スペース的には少ないですけれども、そういった形の利用をしてもらっていたということです。

○委員長（菊地誠道君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 今の説明ですけれども、あの中には相当広いので相当のものが入

っているような気がするのですけれども、結果的には前後しますけれども、あの中に入っているものは今後どういうふうにするようになるのですか。

というのは、これ今1,300万円でもって、例えば400万円が駐車場に行き、900万円が壊す解体のほうに使ったとすれば、その中のものについてはどうするのかということを見ると、また別に途中で補正を組んだり、今みたいな銭この行ったり来たりが起きる可能性がないとも言えないのですよ。その辺はどうですか。

○委員長（菊地誠道君） 管理課長、中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。

今、社協で使っている部分のものにつきましては打ち合わせをしております、旧新栄児童館のほうに一時移動してもらうということで話を進めております。

○委員長（菊地誠道君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 当然、それは今、段階はわかりましたけれども。ということは、何回も言いますが、駐車場を含めての1,300万円ですから、去年の見積もった段階では、あそこは900万円できるといったことだったのですよね。ということは、それでことしもできるといいのですね、とりあえずは。

○委員長（菊地誠道君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） お答えいたします。

昨年900万円で、人件費の高騰等もありまして、それでちょっと困難ということでありますので、その高騰した分、900万円プラスかかる分と駐車場の整備合わせて1,300万円というふうに押さえていただければと思います。

○委員長（菊地誠道君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 話はわかるのですよ。途中、人件費がどうのこうのと言った、そんなことを言ったら、当初から何の予算もつけられなくなるのですよ、例えばの話。今、副町長が言ったように、途中でこうなったからここがふえたのだよと言ってしまくと、初めの見積もりが全然できなくなってしまう可能性があるような気がするのですよ、正直なところ。途中で補正を組まなかったらだめだということにもなってくる可能性があるわけだから。そんなようなことで、とりあえずわかりました、話は。次行きます。ただ、そのようなことのないように、できればやっていただければと思うのですけれども。

次に、今……

（何事か言う声あり）

○委員（後藤 勲君） 今、何かまだ春にはちょっと遠いのかなという気はするのですけれども、去年もことしも、去年とことしですか、大雪も1回に、このごろどか雪が来るのですけれども、その段階で、町道や何かについては、ある程度除雪はきれいになっているのですけれども、それと老人世帯については、保健福祉課長がきのう言ったように、高齢者事業団を頼んで手伝ってもらってやっているということなので、それは話と

してはわかるのですけれども、ただ、私が言いたいのは、その出ていくときに、高齢者のところを除雪する段階ではどこのほうから始めていくのかということがちょっとわからないのですよ。

というのは、例えば本当に町の中からやっていくものなのかどうなのか、イコールそのやり方によっては、住民の人から聞くと、高齢者に頼んであるのだけれども、もう朝から全然来ない、夕方3時ころでないと来ないのだと、どうにもならないと、車で例えば病院に行くにしても買い物に行くにしても全然行かれないと。

それで、そのランクづけと申しますか、今は何人がどうのこうのという問題は言いませんけれども、そういう例えば乗用を持ってまだ出られるような高齢者のところについてはできるだけ早く、そこの分だけあけてやるとか、1人しか住んでいないところで、そういう車を使わないところであれば一本道でもいいわけですよ。その辺のところのランクづけというのは、ある程度、今後できるのかできないのか、そういう試みというはどうなのですかね。

○委員長（菊地誠道君） 保健福祉課長、佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えをしたいと思います。高齢者の除雪ということで、基本的には人力で委託をしています。厚生企業組合のほうに委託をしまして、そこに一定程度雪が降った段階で、その担当エリアが何人かで担当していますので、恐らくその居住地にはその方の、企業組合の入っている方の近所から恐らく回っていくのだと思うのです。ですから、若干のその時間差は当然あるだろうなどは想定はしています。

ただ、あと雪のぐあいによって、朝早く入れる場合とそうでない場合というのは当然あるということもご理解をさせていただきたいと思ひますし、町道の除雪が入った後に基本的には入るだろうなというふうには想定していますので、その辺の時間差は当然あるというふうには理解をしております。

それから、基本的には、玄関までの入り口について約1メートル程度の幅であけるのが原則という形になっています、手であける場合ですね。山のほうの路線のついでに高齢者のところを回る場合については、重機で行きますのであけ方が少し違うのですけれども、基本的にはそういう形になっていますので、例えば車庫の前まであけるとか、そういう形には基本的にはなっていませんので、その辺、もし車の車庫まで出入りということまで考えていращやるといふことであれば当初の目的とは違ひますので、その辺についてはご理解をさせていただきたいと思ひますので、ですからなかなかランクづけというのは非常に難しいなというふうには、原則としてはそういう形です。ご理解をさせていただきたいと思ひます。

○委員長（菊地誠道君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 今の話でわかりましたけれども、当然車庫まであけれとかなんとかという問題ではなくて、それまでの間には、町道があいた段階では何とか自分が出

られるような状態ができてはいるけれども、車が本当にすれすれでも出られるだけの状況が、あけてくれないので病院にも行かれなかったというような部分があるので、今後、そういうようなことがあれば、できれば車を持って出入りするような人については、ある程度調査して、お願いにしかたらないのですけれども、できるだけそういうような状況をつくっていただければなと思っていますので、よろしく頼みます。

次行きます。

昨年もこの場でお話ししたのですけれども、公共施設の看板の話なのですけれども、昨年の9月から大体もう半年もたちましたので、この看板が一向に進んでいないし、あの看板はどうなのだと言ってもそのままになっているし、この辺についてはどうなっているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（菊地誠道君） 管理課長、中村君。

○管理課長（中村義人君） お答えしたいと思います。

昨年設置して、後藤委員からも見えづらいというような趣旨でご意見をもらっているところでありまして、全体的な看板については管理課が、今、中心となって事業を進めているところでありまして、実際予算づけするのは施設の管理者が行うという方向で事務を進めております。そういう形になっていまして、進まないというのは、これから予定を一旦、各公共施設の管理者からは予定等の計画と調査等を行っているところでありまして、その後、実際に公共施設の管理者のほうから予算要求が今のところ上がっていないのだと考えております。

○委員長（菊地誠道君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 何だかよくわからないな、正直言って。

というのは、前回のときには、公園審議会の中で検討して対処するというところでやっていたのですけれども、それからもう、私が公園審議会の委員になってからも2年もたつ、終わってから2年もたつのに、そのときにその話をしていた、いろんな話をしていた段階なのですけれども、まだ、いまだかつてそれがそのままになって、そして予算がどうだとか管理がどうだとかと試してみるところ、それはこの場所ではある程度わかりますよ、だけれども町民には何にもわからない。そして、あのような看板が立っていて恥ずかしいと思わないのかと正直言って思うのですよ。みんなに言われますよ、あれ何なのよと。あのときに私がここで説明して、そこの役場のところに町立病院向こうですよというばかな話はないだろうという話をしたはずですよ。そういうようなことで、そして特に開運橋のあの交差点から釧路に向かって行って、200メートルも300メートルも行ってから川に向かってういずが右、左だと書いてあると、あんな看板どこにあるのかということで前のとき言ったのですよ。

それでなくとも今回、高速道路がどうのこうのということで、標茶にも入ってくるだろうと、そして、この3市町村で看板を立てるとかという話もきのう聞きましたけれども、結果的には、それだって今度、中国語だとか、英語だとか、韓国語だとかつけて出

さなければならなくなってくる可能性だってあるわけですよ。それなのに標茶の町にそんなちんぷんかんぷんな看板があつてどうするのだと。正直言って、町長、見たことがありますか。どうですか。どう思いますか。

○委員長（菊地誠道君） 副町長。

（「いや、俺、町長に聞いているの」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） 町長、池田君。

○町長（池田裕二君） ああいう看板もあるのかなというぐあいですね。

（「参ったな、これ」の声あり）

（何事か言う声あり）

○委員長（菊地誠道君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） 先ほど都市計画審議会の話が出ましたので、ちょっとその件についてお話ししたいと思います。委員よりご質問あつた段階で、都市計画審議会に諮りながら検討したいということでお話ししたところですけども、その中でたしか直近で、昨年の都市計画審議会の中でその議論をさせていただいたというふうになっております。その中で即断という話はなかったわけなのですが、ただ、看板仕様については、あれは共通仕様というふうになっているところにして、あの表示方法については全国共通というような仕様方法となっているというふうに伺っております。

したがいまして、あの表示方法が、また見方によっていろいろ違うのでしょうけれども、全国共通で見ますと統一の見方ができるという方法だというふうに聞いていますので、それについては委員会の中でも報告させていただいたということでございます。

○委員長（菊地誠道君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 町長は、あの看板はあれでいいという、ああいう看板もあるのかなという、それはその人の見方だから何とも言えませんが、ただ、今、公園審議会でいろいろやっていて、いつの段階できちとしたそういうのを、ういづと町立病院しかかかかっていない標茶の町ですから、どういうふうにしてその審議会を進めていきながら、いつになったらその看板がきちっとできるのかなということを聞きたいのですよ。

○委員長（菊地誠道君） 副町長、森山君。

○副町長（森山 豊君） 今回、ういづ等の看板についての点があつたというふうに思っていますが、これにつきましては利用者さんの声、また、こういうふうなことがありましたというような具体的な部分がありましたら、順次つくってまいりたいというふうに思っております。

また、あわせまして、国道に設置してある看板でありますけれども、駅方向の看板については改めて正式要望いたしまして、設置のほうに向けて具体的検討をしていただいているということでございます。

○委員長（菊地誠道君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） わかりました。

4点目ですけれども、最後になりますけれども、これも昨年お話をしました通学バスと敬老パスの話なのですけれども、この辺について、通学バスのことについては、陸運の関係もいろいろありまして、それはそれでいいとしても、ふれあい交流センターですか、あそこの風呂の関係で、非常に入っている人が少ないということで、これを何とかしなければならぬだろうなということで、そのときにアンケートを使って、その結果をいろいろ見てから考えるというような話がありましたので、その件についてちょっと聞きたいと思いますので、お願いします。

○委員長（菊地誠道君） 保健福祉課長、佐藤君。

○保健福祉課長（佐藤吉彦君） お答えをしたいと思います。

前回は後藤委員のほうから敬老パスが非常に不人気だということでご質問があったのですが、その中で特にふれあいの入浴の部分についてということですので、その後、以前からもふれあいの入浴については、いろいろ皆さんから議会でも議論をいただきながら、民間事業者との関係もありまして、調整を図りながらこれまでもやってきたところです。

それで、今般、開始からもう十七、八年経過しているということもありまして、特に入浴関係の施設、温泉ですので、今後の、例えば改修やら維持経費等もこれからかかってくる時期にちょうど差しかかっています。それから、開設当初から、実を言うと全ての浴室を、いろんな種類の温泉があるのですが、全て使っていないというような状況が、それもいろんな状況があるのですが、そういったことも含めて、今回、総合的に少し検討しようということで、今、協議を開始したところです。基本的には民間業者が、町内、温泉業者、入湯税を払っていただいているところが7カ所あるということですので、町内にそれだけの温泉の民間の施設もございますので、そこの兼ね合いもありますので、役所がやることとやはり民間が本来できるところについては、役所が税金を使ってやるのはどうかということもございますので、その辺も判断材料にしながら、今、検討しているのですが、最終的にはこれは予算も絡む話ですが、まだ最終決定ではございませんが、検討の方向性について一定程度の、こういう方向で行きたいなというのを今持っていますので、その内容についてご説明をしたいと思うのですが、現在、ふれあい入浴の中では、大浴場と介護の機械を使った機械浴と個室の家族浴、小さい家庭の中ではなかなか介護しながらお風呂に入ることができない人のための浴室あります。基本的には、町が本来、民間でできない部分については、やはり町として責任を持って最後まで維持をすべきだと思っていますので、その最後の2つの機械浴と家族浴については一定程度、町が維持すべきだろうなと思っています。それで、ふれあい入浴、大浴場とよく言われている部分については、民間の事業所さんがたくさんございますので、それについては一定程度の時期で、もし民間の中で利用が順調に進めば、そちらについては中止をしてもいいのかなというような方向性で検討できないかということで考えて

おります。

それで、いろんな町村、例えば温泉施設たくさんあるところでは、ふれあい入浴的なサービスをいろいろやっているところがあります。例えば、現在、ふれあい入浴の対象者としているのは、70歳以上のお年寄りの方と障害の3手帳を持っている方が対象になっています。その方、町内で言うと大体2,400人ほどの人数になるのですが、実際ふれあい入浴の利用者だけに限定すると、大体2,300人ぐらいの方が年間利用しているという状況です。それで、ほかの町村の例で言いますと、例えば町内の温泉施設、民間事業者さんとはまだ一切話はしていないのですが、例えばその利用できるような回数券を、1人何枚という形で希望者の方に申請をしていただいて、それを民間事業所に持って行って入って、民間の事業所さんが町のほうに毎月まとめてもらって請求していただくとか、みるくつととか、いろんなおむつ券とか、そういう形でできるだけ負担のかからないような仕組みを使いながらやったらどうかというふうに考えていまして、その助成の方法も申請方法にするとか、全員に、対象者にお渡しする方法とか、いろんな方法がありますので、まだ細かいところまでは決めてはいないのですが、そういう形を検討してはどうかと思っています。

それからもう一つ、今後の検討材料として、ではその現在使っている大浴場の跡の利用をどうするのだという問題が当然出てきますので、その辺についても今、課の中で検討している部分では、例えば砂場をつくったらどうかとか、雨が降ったりとか、今いろんな公園にある砂場も健康上の問題でなかなか安全に使えないとか、そんな問題もありますので、そういったものとか、木のプールとか、よく木の、林業の盛んな地域ではプールの中に木の丸い球を入れて子供が遊ぶようなプールをつくったりとかしていますので、そんないろんなもののアイデアを出しながら跡地利用ができるのかということも含めて最終的に判断しながら、また改めてご提案できればと思っています。

○委員長（菊地誠道君） 後藤君。

○委員（後藤 勲君） 今、丁寧に説明をいただきましたので、随分町のほうも努力されているなというふうな感じをしております。今言われたように、それがある程度できるようになった段階でまた公表していただければなと思いますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

以上でもって終わります。

○委員長（菊地誠道君） ほかにご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） 質疑はないものと認めます。

質疑は終結いたしました。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（菊地誠道君） 討論ないものと認めます。

これより議案第18号から議案第24号まで議題7案一括して採決いたします。
議題7案は、いずれも原案可決すべきものと決定してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(菊地誠道君) ご異議ないものと認めます。

よって、議案第18号、議案第19号、議案第20号、議案第21号、議案第22号、議案第23号議案第24号は、いずれも原案可決すべきものと決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長(菊地誠道君) 以上で平成28年度標茶町各会計予算審査特別委員会に付託された議題7案の審査は終了いたしました。

これをもって平成28年度標茶町各会計予算審査特別委員会を閉会いたします。

(午後 2時43分)

以上会議のてん末を記載し、その相違ないことを証するためにここに署名する。

委 員 長 菊 地 誠 道